

南杉田村

一本 田 高 千六百六十石四斗七升六合

外 百三十一石九斗七合

免四ツ八分

足役免許

檢地減

同三ツ

一新 田 高 三百二十七石九斗九升九合

右口米共取米 六百八十八斗六升六合

納米 三百四十四斗三升三合  
納金 九十五兩 錢 四百三十四文

館野村

一本 田 高 四百七十九石八斗四升

内 五十一石八斗四升

免四ツ八分

諸役免許

同一ツ六分

一新 田 高 五十八石七合

右口米共取米 百七十六石一斗六升九合

納米 八十八石八升四合  
納金 二十七兩二分 錢 八十五文

高越村

一本 田 高 千七十一石二斗七升

免五ツ九分

一新 田 高 百二十三石九斗九合

外 百二十二石四斗四升三合

檢地減

同二ツ二分

右口米共取米 五百三十五石九合

納米 二百六十七石五斗四合  
納金 八十三兩二分 錢 三百五文

上成田村

一本 田 高 七百二十四石七斗八升八合

内 百九十石三斗八升二合

免六ツ六分

諸役免許

檢地減

同三ツ

一新 田 高 四十二石八斗六升

右口米共取米 三百七十八石六斗一合

納米 百七十六石七斗三升七合  
納金 外金 五十九兩 錢 五百一文  
外金 納代 八兩二分 錢 八百六十二文

下成田村

一本 田 高 五百九石三升一合

内 六十二石九斗七升八合

免七ツ三分

諸役免許

檢地減

外 百七十九石四斗一升七合



二本松藩史

二十三石七合古高二十石

一新

田 高 六十石八斗九升三合

右口米共取米 三百二十四石一斗九升九合

納米 百三十二石四合  
金 五十兩二分 錢 五百七十四文

若宮町

一本

田 高 百五十一石五斗七升五合

內 百四十七石八斗四升六合

外 五十六石八斗九升二合

一新

田 高 十石六斗九升七合

右口米共取米 七十五石六斗四升八合

納米 金 十一兩三分 錢 二百二十五文

松岡町

一本

田 高 百二十六石六斗五升八合

內 九十一石四升六合

免四ツ三分  
諸役免許

七二二

龍泉寺々領

同三ツ

免四ツ六分

諸役免許

檢地減

同一ツ五分

一新

外 二十七石七斗八合

一本

田 高 九石五升七合

右口米共取米 四十八石二斗六升

納米 金 七兩二分 錢 百三十一文

竹田町

一本

田 高 百二十八石八斗五升七合

內 百十七石三斗二升七合

外 四十四石二斗六升九合

一新

田 高 十五石三斗九升四合

右口米共取米 六十八石一斗三升八合

納米 金 十兩二分 錢 四百七十文

本町

一本

田 高 百七十五石六斗九升一合

內 百七十五石四斗四升一合

免五ツ五分  
諸役免許

檢地減

同一ツ五分

免四ツ八分

諸役免許

檢地減  
矢澤兵作へ被下地

同一ツ七分



外 百六石七斗九合

一新 田 高 二十二石八斗四升三合

右口米共取米 百六石三斗六合

納 米金納代金三十六兩三分 錢 三百五十三文  
金 十六兩二分 錢 三百五十三文

久保 町

一高 九斗九升三合

外 二石六斗二升  
二斗二升九合

右口米共取米 三斗九升七合

納 米金納代金一貫六十文  
錢 三百九十八文

龜谷 町

一本 田 高 百八十六石三斗五升

內 八十七石九斗一升三合

一新 田 高 十七石六斗九升

右口米共取米 九十七石八斗四升七合

檢地 減  
矢澤兵作被下地

同一ツ七分

免 八ツ

檢地 減  
坂下御門用地

足役 免許

免 四ツ八分

檢地 減

同一ツ七分

納 米金納代金三十三兩三分 錢 八百六十四文  
金 十五兩一分 錢 百二十四文

池ノ入

一高 四石九斗五升七合

外 四石三斗二合

納 米金納代金錢三貫八百三十四文  
錢 一貫四百八文

根崎 町

一本 田 高 四十八石九斗八升六合

內 四十八石九斗五升

外 二十九石二斗八升四合

一新 田 高 三石七斗八合

右口米共取米 二十七石五斗四升一合

納 米金納代金九兩二分 錢 二百四十三文  
金 四兩一分 錢 百七十一文

油井 村

一本 田 高 千七百七十二石二斗六升九合

內 八十三石五斗七升七合

諸役 免許  
免 五ツ八分  
檢地 減

免 五ツ二分

足役 免許

檢地 減

同一ツ七分

免 五ツ三分

諸役 免許



外 三百八十二石一斗三升八合  
一、新 田 高 九百三十八石七斗八升九合

右口米共取米 九百十七石二斗九升二合

納米 四百五十八石六斗四升六合  
納金 四百三十三兩一分 錢 二百四十七文

高合 九千四百七十五石六斗

七千七百二十石一斗一升六合

內 三千二百二十九石七斗七升三合  
四百二十一石九斗二升二合

外 六石二斗五升九合  
千七百五十五石四斗八升四合

納米 千七百九石七斗一合  
納金 七百八十八兩一分 錢 十六貫八百十三文

玉井組 大關肇代官所

寺領分引 同二ツ五分

役高出高共

足役免許

新田高

矢澤兵作被下地

一本 田 高 三千九百九石一升

內 三石七斗 千百六十二石二斗四升九合

一新 田 高 九百七十一石六合

右口米共取米 千四百五十五石一斗二升二合

納米 七百二十七石五斗六升一合  
納金 二百三十三兩三分 錢 四百五十一文

下大江村

一本 田 高 千六十一石八合

內 三十五石六斗四升三合

一新 田 高 百七十九石七升一合

右口米共取米 三百二十五石五斗八升二合

納米 百六十二石七斗九升一合  
納金 五十兩三分 錢 三百九十一文

大江古新田

一新 田 高 八百一十一石九斗二升

右口米共取米 二百二十一石五斗五升四合

納米 百一十四石七斗七升七合  
納金 三十四兩三分 錢 五百二十文

免三ツ二分 諸役免許 同三ツ五分

免二ツ五分 諸役免許 同三ツ二分

免二ツ七分



上大江村

一本 田 高 千二十六石二斗八升

内 九斗一升五合

一新 田 高 百六十九石四斗八升七合

右口米共取米 三百六十二石三斗八合

納金 米 百八十一石一斗五升四合  
金 五十六兩二分 錢 三百五十五文

柵山村

一本 田 高 千三百六十三石八斗八升

内 四百六十三石八斗八升

一新 田 高 四百四十六石七斗一升四合

右口米共取米 五百五十五石六斗七升四合

納金 米 二百七十五石三斗三升七合  
金 八十六兩 錢 百三十七文

箕輪村

一本 田 高 三百一十一石四斗

一新 田 高 六十四石一斗九升

免三ツ四分

諸役免許

同二ツ二分

免三ツ四分

諸役免許

同四ツ

免七ツ六分

同

右口米共取米 百六石四斗七升七合

納金 米 五十三石二斗三升八合  
金 十六兩二分 錢 四百三十九文

原瀬村

一本 田 高 九百六十七石九斗三合

一新 田 高 二百八十九石九斗九升六合

右口米共取米 四百十九石八斗七升一合

納金 米 二百九十九石三升五合  
金 六十五兩二分 錢 三百三十六文

永田村

一本 田 高 六百九十五石五斗九合

一新 田 高 百二十石五斗五升八合

右口米共取米 三百九十一石八升四合

納金 米 百九十五石五斗四升二合  
金 六十一兩 錢 三百四十三文

深堀小屋

一新 田 高 八十六石八斗九升四合

右口米共取米 四石六斗五合

免五分

免六ツ七分

同二ツ三分

免六ツ四分

同二ツ四分



二本松藩史

納米金納代金一兩二分 錢 三百八十一文  
納金二分 錢 七百三文

高合 一萬二千三百九十四石七斗二升七合

九千三百三十四石九斗九升

內 五百四石二斗八升八合

內 千六百六十二石二斗四升九合

三千五十九石七斗三升七合

納米 千九百十六石三斗三升七合

納金 六百三兩三分 錢 四貫五十六文

役高出高共  
諸役免許  
足役免許  
新田高

澁川組 中井角馬代官所

澁川村

一本 田 高 千六百三十一石七斗一升四合

一新 田 高 二百二十石六斗

右口米共取米 五百二十石八斗四升六合

納米 二百六十石四斗二升三合  
納金 八十一兩一分 錢 四百二十四文

免三ツ五分  
同三ツ五分

裏鹽澤村

一本 田 高 六百八十二石六斗九升

內 二百二十石二斗二升

一新 田 高 二百五十石三升八合

右口米共取米 百七十八石三斗八升七合

納米 八十九石一斗九升三合  
納金 九百二十七把五分 錢 三百九十四文

免四ツ六分

諸役免許

同三ツ

表鹽澤村

一本 田 高 六百四十六石一斗三升

內 二百八石三斗二升

一新 田 高 百五十九石五斗九升三合

右口米共取米 百八十八石二斗三升三合

納米 九十四石一斗一升六合  
納金 二十九兩一分 錢 五百十七文

免四ツ六分

諸役免許

同二ツ七分

吉倉村

一本 田 高 四百九十三石八斗八合

一新 田 高 百九十一石七斗一升四合

免五ツ五分

同二ツ七分



二本松藩史

右口米共取米 二百五十九斗三升一合

納金 百二十九兩六錢五分五合

小澤村

一本 田 高 六百四十三石五斗三升

一新 田 高 二十九石六斗六升六合

右口米共取米 二百八十六石六斗七升

納金 百四十三石三斗三升五合

米澤村

一本 田 高 三百七十三石七斗五升

一新 田 高 百二十四石一斗八升三合

右口米共取米 百七十石一斗八升

納金 八十五石九升

上川崎村

一本 田 高 千九百九石一斗二升

内 十九石八斗

免五ツ六分

同三ツ二分

免四ツ九分

同一ツ二分

免六ツ九分

諸役免許

一新 田 高 六十石五斗一升二合

右口米共取米 千六石七斗八升五合

納金 五百三十三石九升二合

下川崎村

一本 田 高 千五百五十五石五斗二升

一新 田 高 二百四十二石二升五合

右口米共取米 九百四十一石五升三合

納金 四百五十二石七升六合

沼袋村

一本 田 高 八百二十九石八斗一升

一新 田 高 六十九石二斗二升九合

右口米共取米 四百五十三石六斗三升三合

納金 二百二十六石八斗一升六合

七十兩三分 錢 四百十七文

免七ツ七分

同二ツ四分

免六ツ六分

同三ツ



二本松藩史

高合 一萬百十三石六斗三升六合

八千七百六十六石七升二合

内 四百四十八石二斗二升

千三百四十七石五斗六升三合

米 千九百五十七石四斗一升

納金 六百十兩三分 錢 三貫十三文

案 九百二把五分

役高出高共  
諸役免除  
新田高

八丁目組 村島清右衛門代官所

八丁目村

一本 田 高 千六百四十六石八斗七升一合

内 六百五十八石七斗四升七合

外 九斗六合

一新 田 高 九斗八升九合

内 三斗九升九合

右口米共取米 百十五石六斗九升

免一ツ六分  
諸役免許  
御用地分引  
同五分  
諸役免許

納金米 五十七石八斗四升五合  
此永八貫二分 錢 八十五文

天明根村

一本 田 高 五百九十三石九斗三升

内 二百三十七石五斗七升

右口米共取米 八十八石三斗九升七合

納金米 四十四石一斗九升八合  
此永六貫三分一朱 錢 十文

鼓岡村

一本 田 高 千三百七十五石四升一合

内 一百五十七石五斗五合

右口米共取米 百八十三石六斗六升九合

納金米 九十一石八斗三升四合  
此永十三兩一朱 錢 三百五十二文

上水原村

一本 田 高 六百二十九石七斗九升三合

第四編 藩政 第五章 稅制

免二ツ三分

免二ツ七分  
諸役免許

免二ツ六分  
諸役免許  
御用地分引



二本松藩史

七二六

内 二百五十一石九斗二升三合  
右口米共取米 四十六石九斗一升

諸役免許

納金米 二十三石四斗五升五合  
三兩一分二朱 錢二百三十八文  
此永三貫三百五十七文七分八厘

下水原村

一本 田 高 千百石一斗二升七合

免一ツ五分

内 四百四十石四升七合  
右口米共取米 六十五石六升八合

諸役免許

納金米 三十二石五斗三升四合  
四兩二分二朱 錢百四十一文  
此永四貫六百四十七文七分五厘

高合 五千三百四十六石七斗五升一合

五千三百四十五石七斗六升二合

役高共に

内 二千百三十八石三斗三合

諸役免許

九斗八升九合

新田高

内 三斗九升九合

諸役免許

米 二百四十九石八斗六升八合

納金 三十五兩二分一朱 錢 八百二十六文

此永三十五貫六百九十五文四分六厘

左は當時の謂はゆる水帳及び成箇御取箇帳の一例なり(安達郡新殿村由來記に據る)。

安達郡東新殿村檢地水帳之覺

(安齋虎雄著新殿村由來記に據る)

本 田

上々 田 二町九畝二步 石盛一反步ニ付一石五斗五升 分米三十二石四斗一升五合六勺七才

上 田 五町四反八畝六步 石盛一反步ニ付一石 四斗 分米七十六石七斗四升八合

中 田 十五町二反十三步 石盛一反步ニ付一石二斗五升 分米百九十石五升四合一勺七才

下 田 十六町七反四畝十步 石盛一反步ニ付一石 一斗 分米百八十四石一斗七升六合六勺七才

下々 田 五町五畝二十六步 石盛一反步ニ付九斗 五升 分米四十八石五升七合三勺三才

田 合 四十四町五反七畝二十九步 分米合 五百三十一石四斗五升一合八勺四才



屋敷 二町四反一畝十八步 石盛一反步二付六斗 五升 分米十五石七斗四合

上々畑 二町八反二畝三步 石盛一反步二付八斗 分米二十二石五斗六升八合

上畑 十町五畝二十八步 石盛一反步二付六斗 五升 分米六十五石三斗八升五合六勺七才

中畑 二十二町一反一畝三步 石盛一反步二付五斗 分米百一十石五斗五升九合

下畑 三十四町六反十七步 石盛一反步二付三斗 五升 分米百二十一石一斗一升九合八勺三才

下々畑 廿七町八反九畝十六步 石盛一反步二付二斗 分米五十五石七斗九升六勺七才

畑屋敷合 九十九町九反二十五步 分米合 三百九十一石一斗二升三合一勺七才

田畑屋敷合 百四十四町八反四畝二十四步

高 九百二十二石五斗七升五合一才

鄉村元本田高 八百六石五斗四升

古 新 田

下 田 二反七畝二十四步 石盛一反步二付一石 一斗 分米三石五升八合

古 新 畑

下 畑 五反八畝二十八步 石盛一反步二付三斗 五升 分米二石六斗二合六勺七才

下々畑 四畝二十四步 石盛一反步二付二斗 分米九升六合

古新田畑合 九反一畝十六步

高 五石二斗一升六合六勺七才

延寶元丑新田

上々田 二反二畝十四步 石盛一反步二付一石五斗五升 分米三石四斗八升二合一勺三才

上田 三反三畝一步 石盛一反步二付一石 四斗 分米四石二斗六升四合一勺七才

中田 二反一畝十二步 石盛一反步二付一石二斗五升 分米二石六斗七升五合

下田 一反七畝四步 石盛一反步二付一石 一斗 分米一石八斗八升四合一勺七才

下々田 七畝步 石盛一反步二付九斗 五升 分米六斗六升五合

田合 一町一畝一步

分米合 十三石三斗三升一合六勺七才

延寶元丑新畑

中 畑 四畝二十七步 石盛一反步二付五斗 分米二斗四升五合

下 畑 一町三反五畝八步 石盛一反步二付三斗 五升 分米四石七斗三升四合一勺三才



二本松藩史

七三〇

下々畑 一町三反一畝二十四步 石盛一反步ニ付二

斗 分米二石六斗三升六合

畑合 三町七反三畝步

分米合 七石六斗一升五合三勺三才

貞享四卯新田

田 四畝二十三步

畑 四反八畝二十四步

寛文九酉新田

田 一町一反五畝二十八步

高 十三石二斗九升九合一勺七才

本新田畑屋敷合 百五十町八反二畝二十五步

高 都合 九百六十四石四升二合六勺八才

寛永八辛卯年三月

郡奉行 種橋織右衛門

寺田儀兵衛

郡代 山田多作

小澤長右衛門

郡代 齋藤半介

香西源太兵衛

服部 數右衛門

安達郡西勝田村成箇之覺藏大奉三枚繼

取五ツ

本 田

取四ツ八分

右 同 斷

此高七石九斗五升八合

取二ツ五分

右 同 斷

此高二十一石五斗九升

當毛皆無

右 同 斷

此高二斗六升四合

取四ツ三分

右 新 田

取三ツ

新 田

此高一石三斗二升八合四勺

取三ツ

元祿十六未享保八卯年新 田

右之通相極候條百姓甲乙無之様霜月中急度可皆濟者也

享保十二未年十一月

片岡 斧右衛門

種橋 織右衛門

野田 何右衛門

小澤 長右衛門

小林 覺兵衛

土屋 甚右衛門

名 主 惣 百 姓



安達郡西勝田村成箇之覺(藏大奉八枚繼目裏設樂介左衛門刻印)

取 五 ツ 本 田 此高四十五石八斗八升  
 取 四 ツ 七分 右同斷一作高 此高四十一石六斗二升  
 取 三 ツ 八分 右同斷手作高 此高六十七石六斗  
 取 三 ツ 九分 右同斷貧民高 此高三十八石七斗四升  
 取 四 ツ 二分 右同斷貧民高  
 取 四 ツ 七分 寬政七卯年元免にて村役人預地  
 取 六 ツ 村役人預地寬政六寅年主付  
 取 三 ツ 七分 寬政三亥上地の内、同六寅年主付  
 取 二 ツ 七分 前同斷主付  
 取 四 ツ 五分 天明五巳同六午上地の内寬政二戌年主付  
 取 三 ツ 七分 前同斷寬政元酉年主付  
 取 四 ツ 三分 古 本 田 此高百六十六石六斗四升七合  
 取 三 ツ 寬文二寅、貞享四卯、元祿十六未、享保八卯年新 田 開 田 此高百六十六石六斗四升七合

右之通相究候條百姓甲乙無之様霜月中急度可皆濟者也

寬政八辰年十一月

成 田 又 八 郎 設 樂 介 左 衛 門  
 上 田 唱 戶 城 傳 左 衛 門  
 渡 部 岡 右 衛 門 在 江 戶 植 木 次 郎 右 衛 門  
 名 主 惣 百 姓

安達郡西勝田村成箇之覺藏大奉四枚繼

取 五 ツ 本 田 此高百六十六石六斗四升七合  
 取 三 ツ 五分 右同斷一作引  
 取 四 ツ 三分 古 開 田  
 取 三 ツ 寬文二寅、貞享四卯、元祿十六未、享保八卯、  
 文化三寅、同四卯、文政四巳、同十二丑年 新 田  
 右之通相究候條百姓甲乙無之様霜月中急度可皆濟者也  
 嘉永三戌年十月

梅 原 新 吾 青 砥 孫 太 夫  
 崎 田 傳 右 衛 門 煩 伊 東 仙 左 衛 門 丹 羽 九 助  
 渡 邊 岡 右 衛 門 在 江 戶 安 田 惣 右 衛 門 丹 羽 四 郎 右 衛 門



## 第六章 學制 附醫制

光重公御治世には山鹿甚五左衛門を招きて武教を討論し、寺田傳右衛門を請じて劍法を試練せしめ、熊澤次郎八を聘して五陽明良知の學を講習せしむる等、文武兩道開發の途を講ぜられしも、當時干戈纒に收まりて、人々尙亂を思ひ武を重んずるの時なりしかば、獨り武道のみ盛んに行はれ、武藝の道場は數ありしも、文學を修むるものに至ては寥々晨星の如く、從て其の之を教授する所も亦一二の私塾あるに過ぎざりき。享保年間岩井田昨非秀延公に聘せられて儒臣となり、主として軍制、學制、士制、刑律、農制の諸藩制を改革せり、而して學制は其の最も心を注げる所なりき。時に藩の學制大に紊れて、士の能く文事を解するもの僅に三分の一に過ぎず、姓名を書する能はざるものすら少からざりきといふ。昨非依てその子弟を強制して學に就かしむ。子弟等憤激して曰はく、我等弓箭の家に生れ、弓箭を以て身を立つ、一朝事あるの日は君公の御馬前に屍を横へんことを期するのみ、文事は宜しく儒生輩之を爲すべし、我等何ぞ必ずしも筆硯を事とするの要あらんと。昨非之を強ふること益々嚴に、子弟の反抗隨て甚しく、遂に爲に藩を脱するもの數輩を出すに至れり。昨非意に介せず、子弟亦漸を以て學に就き、一藩文學興隆の基を爲せり。次いで長貴公長祥公時代には八木文琳、土生應期、大島文右衛門等文武の士を聘して二道を獎勵し、長富公の世には更に堀江惺齋、服部半十郎、加藤清右衛門、藤田三郎兵衛等文武の士前後に聘用

せられ、而して家學諸流傳統の家亦各名士を輩出し、文化十四年始めて文武學館並に御手習所の設けあり、其の制大要左の如し。

### 學制梗概

竹内貞氏口述

#### 一、敬學館。

二の日講釋 月三回。

二十歳以上三十歳までの戸主並に總領無足出頭、各自帳簿に記名して儒者の講釋を聽問す。

大目附一人、世話役二人、臨場監督の任に當り、時としては番頭の臨席することもあり、無斷缺席すれば三日間の指控を命ぜらる。

七の日講釋 月三回。

番入前の總領無足十五歳より番入十九歳まで出頭して儒者の講釋を聽問す。各自帳簿に記名すること及大目附、世話役等の臨場二の日に同じ。

四九の會 月六回。

正午より開會す、儒者の塾生(儒者各々家塾ありて藩の子弟を教育す)にして四書五經を讀したる者師命に隨て出席す。儒者及世話役總出にて塾生は世話役の指名により素讀又は講義をなし、講義終るや各意見を吐露して大に論究する所あり。最後の可否は儒者之を司る。時



に君公の臨席せらるゝことありき。

復 讀

月三回。

各儒者各々其日を定め、自己の塾生を率ゐて經書其他を講讀せしむ、世話役一人臨席す。

春秋試験

毎回二日。

第一日には覆文及和解をなす。四九の會に出づる者は皆出席するを例とせり。朝五つ時に始まり點燈時に至りて止む。筆紙は給與し、硯墨は貸附せり。儒者及世話役總出にて、大目附一人、御用人一人臨席す。試業終れば家老職の臨檢あり、優等者に賞與せらる。

第二日は詩文なり、塾生の出席前日と同じく、筆紙、硯墨の貸給亦同じ。文は和文漢譯、詩は七言律と七言絶句となり。題は儒者之を撰定し、詩韻は世話役韻筒によりて定む。臨席者前日に同じ。優等者に賞與あり。

御話會

月三回。

五百石以上の家督相續人出席輪講す、儒者一人臨席す。

詩文會

月一回。

出席は任意とす。儒者一人、世話役一人臨席す。題は儒者之を出す。

書籍縦覽。

篤志者は不時に出で、隨意に館内所藏の圖書を借覽することを得たり。圖書の出納は取締

役の命により學館坊主之を掌れり。

一、御手習所。

藩士の番入前の總領無足にして十一歳に達するものは悉皆手習所に入り、三ヶ年にして其の業を了る。願によりては二三男も入所を許可せられたり。授業は毎日正午十二時より凡そ二時間位、手本は一定せず、各自の任意とせり。初めて入所したる時に六冊の手習草紙と墨筆とを下賜せらる。清書は月三度、用紙は官給なり。取締として御祐筆二人臨席す。机、硯箱、水入等の用具は貸與し、文庫及筆墨は各自持參するものとせり。

一、御城講釋。

月三回あり、大目附、御帳附臨席し、出席者は各自帳簿に記名すること前例の如し。相續人の番入前の面々に儒者の講釋を聴かしむるなり。君公は襖を隔て、聽聞せられしといふ。

學館若くは御城講釋の席次は新參學生を講座の正面に列坐せしめ、古參學生等威儀を正して其の左側に列し、聽講終れば、新參學生は輪次古參學生に挨拶して退去するを常とし、其の時古參學生は、挨拶代りとして、新參學生の手掌にシツペイ張りを爲す、中には實物の竹筭(シツペイ)を用ふるもあり。一場の戯れの如くなれど、一には以て新參學生に規律從順の要を知らしめ、一には以て克己耐忍の徳を養ふが爲なりきといふ。手習所の慣習亦略之に等しく、或は一層猛烈なるものあり、文鎮を以て手甲或は爪先を打つが如きこともありきといふ。



武藝は大抵朝夕二回師範家道場に於て修練するを常とし、寒稽古は其の最も奨励する所なり。而して天保以後戊辰當時に至るまでの藩費の教授及文武教育者大略左の如し。

儒者。三谷與之助。堀江盡藏。堀退藏。渡邊新助。高橋理助。服部半十郎。

兵學者。小川平介(山鹿流)

劍術。根來傳右衛門(一刀流)。日夏孫兵衛(小野派一刀流)。中川文右衛門(林崎流)。遊佐

孫九郎(影流)。

槍術。山本彦右衛門(伊東流)。伊東仙左衛門(伊東流)。土肥庄介(寶藏院流)。

砲術。齋藤彦之進(外記流)。渡邊孫市(武衛流)。木村貫治(同上)。

柔術。今泉理左衛門。

弓術。桑原六之允(日置流印西派)。名幡仙右衛門(同上)。原久太夫。花澤彦八郎(雪荷派)。

書家。石田惣兵衛(唐様)。武谷半左衛門(同上)。菊池眞澄(御家流)。大澤半右衛門(荒木流)。

橋本幸左衛門(山本流)。杉内萬歳門(同上)。寺田儀兵衛。其他數家あり。

醫師。關屋文白。小此木玄智。遠藤雲澤。服部恭安。其他知行醫師二十一名あり。

私塾。印幡似水。三浦權太夫。

右の外江戸の藩邸には儒者に山田次郎八、書家に永井文右衛門、劍術に山田胖藏等ありて在府子弟の教育に任せり。

當時庶民教育も亦漸く開けて、神官、僧侶、修驗者及名主、庄屋、村役人等の私宅に於て讀書算の稽古を受くるもの一家少きも十數人多きは數十人の多きに及び、所謂寺小屋教育是なり。

附 醫 制 田村玄泰氏口述

一、醫師の階級

御七 醫 内科より出で、君側に侍するもの。

御側 醫 外科より出で、君側に侍するもの。

番 醫 御廣間の治療を司る。

御 鍼 醫 鍼治を以て君側に侍す、准御側醫なり。

一、學館講義

分 科 蘭科及漢法。

講 義 日 漢法は七日、蘭科は一日にて、月各三回とす。

時 間 午後凡そ三時間。

學科及書籍 漢法は傷寒論を講じ、輪講には溫疫論を用ふ。蘭科は病學通論を講じ、輪講には扶氏遺訓を用ふ。

講 師 御七醫又は御側醫中より一人づゝ出講す。



年 齡 制限なし。

義 務 醫師にして食祿を食むものは必ず聴講の義務あり。

### 第七章 兵 制

城代小城代にありて、城内を守り兼て兵器彈藥一切の軍需品を保管し、八人の御番頭ありて士分以上の者之に配屬し、物頭ありて士分以下の者を配下とし、目付役ありて之が監視を司ること既に職制記載する所の如く、其の制各藩共に大異なし、而かも戦時に在りては藩によりて稍其の趣を異にするものあり。戊辰當時に於ける當藩一隊の編成は大要左の如く、而して上に總大將あり、總括と稱して家老職の一人之に任じ、外に遊撃隊あり。又老人隊、少年隊ありて廓の内外に防備し、郷小人と稱する農兵の一隊ありて萬一を補充せり。戦術は主として山鹿流の兵法に據りしが、安政年間に至りて蘭式の陣立を加味し、慶應の末年に及び更に佛式をも眞似びたり、平石村佛ヶ平及青田村青田ヶ原は其の調練場たりきといふ。

隊長番頭一人。 附屬長役一人。 中小姓二人。 乘馬口取一人。 鎗持一人。 草履取一人。 上下計七人。

銃士三十五人。 附屬嚮導二人。 玉藥箱二荷持人四人づゝ。 太鼓役二人持人二人づゝ。 旗長

持三棹、人足十二人。 計六十一人。

旗奉行一人。 附屬草履取一人。 大旗二本持人及警固二人づゝ。 計六人。

中隊頭(中身以上物頭)一人。 附屬若頭一人。 草履取一人。 口取一人。 乘馬一疋。 上下計四人

足輕三十二人。 小頭嚮導一人。 玉藥二荷持人三人づゝ。 長持二棹持人三人づゝ。 計四十九人。

小隊頭(物頭)二人。 草履取一人。 上下計二人。

足輕三十二人。 小頭嚮導一人。 玉藥二荷持人三人づゝ。 長持二棹持人三人づゝ。 計四十七人。

大目付一人。 附屬草履取一人。 横目二人。 草履取一人。 醫師三人。 長刀持一人。 藥箱持一人。 計九人。

大筒方七人。 手傳三十二人。 玉藥裁判三人。 旗長持二棹持人三人づゝ。 計四十八人。

小荷駄奉行一人。 附屬算者二人。 不時切役二人。 賄方徒士目付三人。 同足輕目付二人。 裁

判名主一人。 米裁判一人。 鐵砲鍛冶一人。 飛脚役一人。 馬醫一人。 小荷駄七疋、口の者八人。 藏方附夫八人。 旗長持三棹持人八人。 計三十九人。

作事奉行一人。 附屬杖突二人。 大工一人。 新衆二十人。 計二十五人。  
總計二百九十二人。



之を要するに隊長といひ、中隊頭といひ、小隊頭といふも、相互の間に從屬的關係ありしにはあらず。其の率ゐる實際の戰鬥員は何れも約三十二、三人づゝにして、唯隊長の率ゐる所は本土、中隊頭及小隊頭の率ゐる所は足輕なるの別あり、而して率ゐる頭領の身分の高下に依て名を異にしたるものゝ如く、中隊なるが故に幾個小隊を合したるものといふ意にはあざりしなり。

附、家中知行誌（戊辰當時）

一、三千六百六十石	家老坐上	丹羽 丹波
内三百石與力知、三百六十石同心知、外格料百五十石		
一、三千石	家老	丹羽 内藏助
内二百石與力知		
一、二千石	家老	江口三郎右衛門
内一千五百五十石		
内二百石與力知		
一、千四百石	番頭	成田助九郎
一、千三百石	番頭	大谷 鳴海
内三百石與力知		
一、千石	家老	和田 弓人
一、千石	番頭	淺尾數馬介
一、千石	家老	大谷與兵衛
外格料百石	家老	丹羽掃部助
一、九百石	家老	日野源太左衛門

一、七百石	番頭	種橋主馬介
一、六百五十石	番頭	丹羽 右近
一、六百石	大城代	内藤四郎兵衛
一、六百石	番頭	高根三右衛門
一、六百石	家老	丹羽 一學
一、六百石	番頭	本山 大助
一、六百石	番頭	樽井彌五左衛門
一、四百八十石	大目付	安田宗十郎
一、四百五十石	先手物頭	青山伊右衛門
一、四百五十石	大目付	青山 伊記
一、四百三十石	大目付	丹羽 舍人
一、四百石	旗奉行	高橋 九郎
一、四百石	郡代	植木次郎右衛門
一、四百石	御用人	横江善右衛門
一、四百石	先手物頭	土屋甚右衛門
一、三百八十石		原 多次郎

外格料百石







一二百五十石	定府本締	田邊市左衛門
一二百五十石	留守居添役	日野七郎治
一二百五十石		大桶主計
一二百五十石		澤崎金左衛門
一二百五十石		高根源十郎
一二百五十石	大目付	原七郎右衛門
一二百五十石	先手物頭	中村太郎左衛門
一二百五十石	大目付	齋藤半助
一二百五十石	御用人	青山助左衛門
一二百五十石	御用人	丹羽勘右衛門
一二百三十石	大目付	花房直之進
一二百三十石	御膳番、町奉行格	戸城傳左衛門
一二百三十石	御帳着	鈴木又左衛門
一二百石	定府御用達席、留守居	和田要人
一二百石	御用人	松田政之丞
一二百石		瀬尾右衛門兵衛

外格料五十石

外格料四十石、込高十石

一二百石	御帳着	井上治太夫
一二百石		齋藤喜兵衛
一二百石		木村造酒
一二百石		毛利兵左衛門
一二百石		丹羽八郎右衛門
一二百石	玉ノ井組代官	木本榮
一二百石	儒者	堀江蓋藏
一二百石		丹羽英治
一二百石	生育役	須賀源藏
一二百石	御馳走役兼御金拂	五十嵐儀左衛門
一二百石	御膳番、町奉行格	中川文右衛門
一二百石		浦井貞之介
一二百石		鹿野兵左衛門
一二百石	郡山組代官	山田多作
一二百石		城田平太夫
一二百石		丹羽權太左衛門

林崎新流居合刀術師範、御膳番、町奉行格



一百九十五石	小澤左内
一百九十石	高橋文平
一百八十石	丹羽紋右衛門
一百八十石	平山礎右衛門
一百八十石	佐倉帶刀
一百八十石	石田惣兵衛
一百八十石	横田伊織
一百八十石	千賀孫右衛門
一百七十石	下河邊梓
一百六十石	石橋十郎左衛門
一百六十石	根來小左衛門
一百六十石	中澤鼎
一百五十石	吉田衛十郎
一百五十石	下河邊城之介
一百五十石	上田唱
一百五十石	瀧川九右衛門

麗性院御附重役、御用達席  
軍事調査頭取  
御帳着  
長柄奉行  
長柄奉行  
長柄奉行  
坐鋪奉行  
小濱組代官  
五郎君御附  
御帳着  
郡奉行  
駒奉行

外格料四十石、込高三十石  
外格料二十石  
外格料三十石

一百五十石	伊東仙左衛門
一百五十石	宮澤平八郎
一百五十石	星峽間
一百五十石	和田右文
一百五十石	篠澤甚五兵衛
一百五十石	平島半野右衛門
一百五十石	伊藤市兵衛
一百五十石	月岡郷左衛門
一百五十石	西崎園右衛門
一百五十石	花澤彦八郎
一百五十石	淺岡與惣兵衛
一百五十石	片岡亘
一百五十石	山田兵太夫
一百五十石	勝岡彌久介
一百五十石	成田外記右衛門
一百五十石	丹羽彌次左衛門

御膳番、町奉行格  
定府、留守居周旋方、御用達席  
定府、周旋方、勘定奉行  
郡奉所  
勘定奉行  
大槻組代官  
勘定奉行  
日置流雪花派弓術師範  
本城番  
御用米奉行兼扶持方奉行  
御米方

外格料四十石、込高六十石



軍事調役

浦井瀧之丞  
平松彦太夫

林彦之進

中井仙兵衛

崎田傳右衛門

羽木權太兵衛

八木平太夫

岡山持

德田宗七郎

大谷良太夫

井上勘右衛門

三浦文左衛門

山岡仁右衛門

奥野恒之丞

丹羽榮太郎

有賀嘉藤次

外格料五十五石、込高四十五石

郡代、軍事奉行、御用人

御帳着

山奉行

作事奉行

勘定奉行

酒役錢取立役

宗門奉行

外記流砲術師範

井上權平

山路卯門

木瀧滿次郎

遠藤平馬

野田丈左衛門

矢島楨太郎

村島清右衛門

種橋壯吾

毛利謙藏

安齋淨左衛門

青砥孫太夫

梅原新吾

名幡仙右衛門

大越忠治

奥田權之助

松井政之進

御馳走役兼御金拂

郡代

日置流印西派弓術師範、御帳着

御金役

外格料五十五石、込高九十五石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石

一百二十石























一、五十石  
一、五十石

依包助太夫  
吉岡榮吉

馬方

一、八十石  
一、六十五石  
一、六十石

大坪本流馬術師範 山田友右衛門  
大島金太郎  
加藤清右衛門  
大坪本流馬術師範 大島金三郎  
八友流馬術師範

醫師

一、二百八十石  
一、二百石  
一、二百石  
一、二百六十石  
一、一百石  
一、八十石

關屋里美  
中野元興  
田村玄庵  
落合宗琢  
酒井朔庵  
杉田肅軒

一、二百五十石  
一、二百石  
一、百九十石  
一、百五十石  
一、百石  
一、八十石

金田道哲  
土屋三隆  
長野玄格  
遠藤雲澤  
錦見謙伯  
熊田將元

一、七十石  
一、七十五石  
一、六十石  
一、五十石  
一、七十石  
一、五十五石

稻澤宗庵  
熊田玄林  
高文庵  
關宗元  
劉又郎  
山下養中

一、七十石  
一、六十石  
一、五十五石  
一、百五十石  
一、六十五石  
一、五十五石

服部恭庵  
佐藤春齋  
鹽田碩庵  
小此木玄智  
長澤大中  
近藤忠純

與力

一、百二十石 丹羽丹波方 宗形克之介  
一、百二十石 同 滿井保藏  
一、百石 和田彌一右衛門方 磯部佐左衛門  
一、百石 丹羽内藏助方 渡邊伊八郎  
一、百石 成田彌右衛門方 岡島彌兵太

一、百二十石 丹羽丹波方 加藤司馬  
一、百石 和田彌一右衛門方 沼定之進  
一、百石 丹羽内藏助方 後藤新五兵衛  
一、百石 成田彌左衛門方 遊佐昇介  
一世錄並無足九人口 奥の間書役 田中昇藏

以上合計三百五十四家

部屋住

Handwritten notes in the bottom right corner of the page.



一二百五十石	丹羽門十郎	一二百五十石	江口傳治
一二百五十石	軍事奉行成田彌格	一二百石	番頭日野大内藏
一二百石	丹羽主膳	一二百石	丹羽直記
一二百石	大谷志摩	一二百石	丹羽族之介
一二百石	内藤隼人	一二百石	本山主稅
一二百石	郡代見習丹羽新十郎	一二百石	御用達梅原剛太左衛門

宗領無足六人口

御小納戸	青山次郎大太	五郎君御小納戸	土屋源之丞
御小姓	横江仁十郎	御小姓	植木喜代吉
御小姓	大谷主稅	御小姓	安井丹吾
五郎君御小姓	中川文吾	御馳走役兼御金拂	服部數右衛門
御小姓	羽木市之進	定府供番	小川三十郎
五郎君御小納戸	青山半藏		田邊軌
御金役	崎田傳藏		

宗領無足四人口

軍事方	上田源藏	渡邊岩藏	
	三谷甚太夫	水野主稅	
	寺西源之進	給人格	
	鈴木内藏	御小姓	五十嵐俊之介
	鹿野健藏	御小姓	和田助十郎
	齋藤又十郎	御小姓	和助十郎
	中川島之助	御金役	高橋竹之進
客番	石田軍記	御小姓	丹羽帶刀
五郎君御小姓	千賀保	御小姓	西崎多介
軍事方	丹羽寬藏	御小姓	中井新之丞
	花澤吉之進	御小姓	下河邊司馬
	瀧川卯門	御小姓	山田兵藏
	羽木司馬	御小姓	篠澤嘉藤太
	上田孫藏	御小姓	井上小隼
御小姓	山岡紋太	御小姓	有賀津多衛



遠藤軍之介  
野田彌五郎  
種橋鐵藏  
大越民治  
御小納戸給人格  
定府供番  
天野怡  
御小姓目付  
丹羽織人  
儒者見習  
服部半彌  
御小姓目付  
大谷武治  
定府供番  
吉田兵馬  
丹羽進  
原久太夫  
御小姓  
大谷直藏  
定府供番  
野田亘理  
奥田大之進  
遠藤喜八  
久保猪之吉

井上門太  
村島甚七郎  
毛利長太郎  
榎卯門  
根來八之進  
吉田勝之進  
長岡兵藏  
松井治太夫  
青砥環  
丹羽郷介  
丹羽鐵太郎  
三澤半之丞  
青木英之丞  
大關肇  
上崎織衛  
客番  
小林彈介

御右筆  
杉内利左衛門  
御小納戸  
永井文六郎  
松田藤介  
山口猪太郎  
青山又十郎  
神谷信平  
立入文太夫  
竹内連  
鈴木平十郎  
鱧治部彌  
武谷安太夫  
設樂左文治  
錦見謙治  
大山勝衛  
安部井惣右衛門  
岩本定吾

御小姓  
大澤要藏  
竹村讓  
高橋久太郎  
三浦泰藏  
熊谷傳兵衛  
石黒鹿之介  
佐野新之丞  
吉川彌六郎  
三谷直司  
成尾平八  
渡部紋太  
馬場金吾  
大森剛太郎  
丹羽鐵吾  
安井九吉  
木村鈿太郎

武具修覆裁制役

岩本定吾



御小姓

山本平藏  
栗生庄司  
吉川孫三郎  
高松菅藏  
寺田廣人  
影山周藏  
小暮巳之介  
田村玄泰  
酒井得壽  
熊田玄悅  
高素中  
長澤良中  
加藤勇藏

軍事方

本多勘藏  
熊田甚八郎  
遊佐軍記  
八木音彌  
鳥居政太郎  
佐藤初見  
三宅保之進  
長野玄郁  
錦見隆伯  
稻澤玄白  
小此木省藏  
近藤玄貞

宗領大番三人口

五郎君御相手 伊東文之介

五郎君御相手

成田達壽

五郎君御相手

丹羽浩藏

酒井文理

給人格

御右筆頭取 猪苗代與市  
伊東流槍術師範 山本彦右衛門  
定府、奥御右筆 阿部川助四郎  
大坪本流馬術師範 遊佐壯三郎

京都屋敷留守居 增子衛守  
小野派一刀流師範 山田胖藏  
茶道 加藤祐悅

渡邊利兵衛

宗領無足坐上十人口

二階堂衛守

江口專治

宗領無足次席六人口

大谷右門  
夫人御用聞 種橋喜内  
樽井源太夫  
内藤甚藏

淺見主税

青山助太夫  
本山多門  
丹羽彌學



宗領無足四人口  
定府、押切役兼算者 鈴木忠藏

大番三人口乃至十人口

石川嬉左衛門

定府御旅役、作事奉行

設樂治五右衛門

御内所附御用聞 關儀兵衛

御城賄役兼御内所御用聞

舟橋條輔

儒者 山田次郎八

夫人御用聞

根來周司

武衛流砲術師範 大原銃介

定府、賄元方役 田丸三未

定府金錢小拂役、御次右筆

戸城六郎

會所賄役 石川周之介

淨珠院殿御用聞

宗形了右衛門

武具修覆裁判役 鈴木牧右衛門

奧御右筆 齋藤段作

美姬君御用聞

安部紋左衛門

澤崎百内

會所賄役

大谷鹿之介

御次右筆 橋本市三郎

奧御右筆

猪越市十郎

中川竹之介

奧御右筆

阿部東介

金田要

大島祐之介

大谷孫八郎

丹羽政之進

神谷壯藏

五郎君御小姓 大山仙七郎

御小姓目付 松尾榮之進

高橋剛藏

青山藤太

小笠原軍太

增子現藏

伊東小右衛門

朝河八太夫

青山丹吾

山田丹宮

毛利熊次郎

伊藤良藏

奥の間御舊記補役

篠澤鉸之介

奥野靜馬

大石群藏

小野膳太夫

山本六介

近藤鐵吾

三浦十右衛門

玉造嘉守

岡新吾

石橋繁左衛門

近藤對介

山田甚吾

須賀欣平

石田節藏

佐倉壯藏

井上民治

京都屋敷留守居助役

武衛流砲術師範

定府、奥の間書役

定府、御右筆



澤 伊藤覺太郎  
澤井銀藏  
立入三郎  
大山庄藏  
中井勝十郎

名幡幸吉  
稻垣織衛  
寺田源之介  
渡部安之進  
竹内文吉  
高橋直矢

大組二人口乃至十人口

大隣寺御佛殿預り役

奥野善十郎

算者

玉置藤兵衛

御右筆

竹村林左衛門

算者

山田慶藏

定府、賄役

奥田湊

算者

毛利黙介

奥の間書役

伊藤嘉右衛門

算者

成尾文右衛門

高橋榮吉

高橋榮吉

定府、御次右筆

村上藤藏

青山源七郎

青山源七郎

押切役

瀧久右衛門

鈴木直藏

鈴木直藏

押切役

國分是助

御内所附御用聞

宮崎清十郎

押切役

野崎勘兵衛

吉田紋右衛門

定府、算者 岩本貞之進

算者

松本織之介

長者丸屋鋪預り 佐藤文左衛門

霞ヶ關屋鋪預り

荻野文太夫

定府、買方役 大野甚太夫

御右筆

菊地要介

奥の間書役 榎隼之進

淨珠院御用聞

星八郎右衛門

宮下御殿預り役 平田幸介

御右筆方御舊記補役

渡邊源之丞

奥の間書役 根本源左衛門

奥の間書役

石川有之進

定府、御次右筆 後藤尙人

定府、奥御右筆

後藤尙之進

定府、御右筆 安田一馬

定府、御預り所調役

鈴木隼介

算者 根來庄太

淨珠院御用聞

鈴木半左衛門

定府、土藏奉行兼坐鋪奉行 安田文八郎

定府、供番

和田悦藏

御右筆 遠藤隼太

定府、買方役

宇野川太次兵衛

算者 鳥居清之介

御城賄役見習

遠藤左傳治

御納戸金錢勘定役 千葉右衛門太

御次右筆

渡邊忠八

定府、本占書役 山崎孫太夫

算者

淺野壯介

奥の間書役 猪苗代作太夫



奥の間御舊記補役

徳田 要輔

御次右筆

植杉 新三郎

高橋 幸助

添田 忠藏

齋藤 丈藏

鈴木 久右衛門

定府、御勤方書役

宗形 又藏

定府、作事小奉行

伊藤 金之允

浄珠院御用聞

大友 柰四郎

定府、留守居物書

長野 長左衛門

奥御右筆

宇野川 太右衛門

算者

岩本 甚左衛門

定府、看板役

石川 喜多治

奥御右筆

影山 弘太

定府、買方役

森 郡右衛門

奥の間書役

遠藤 貞治

醫師

加藤 信一郎

醫師

關屋 文白

醫師

稻澤 隆叔

醫師

桐生 玄貫

醫師

島山 忠良

醫師

島山 忠恭

醫師

加藤 清扇

醫師

田中新左衛門

醫師

武藤 伊佐美

醫師

遊佐 駒太郎

醫師

島山 章達

醫師

大坪本流馬術師範

徒士小頭四人口

須山 郡吾

内村 嘉内

徒士小頭格二人口乃至七人口

定府、土藏小奉行 山田 文左衛門

熊田 四郎治

三浦 又之丞

松田 嘉藏

遠山 利兵衛

三浦 惣左衛門

渡邊 文内

佐藤 順藏

設樂 隣藏

芳賀 喜十郎

渡邊 卯右衛門

森山 小一兵衛

中畑 十内

加藤 佐十郎

高城 權太夫

渡邊 與七郎

守岡 郡七

渡邊 彌平太

星 左七郎

橋本市 太夫

御次右筆見習、徒士小頭格

大内 一次

菊地 藤兵衛

志賀 祐右衛門

毛利 紋右衛門

大友 直人

安田 春藏

武田 善十郎

加藤 祐次郎

貝山 利兵衛

阿部 庄介

藤田 幸左衛門

定府、本占書役

稻垣 重太

石橋 兵藏

中川 儀左衛門

志藤 甚平

小野 等

茶道 蒲生 周益

茶道 原 利悦

茶道 小柳 宗俊



諸目付格二人口乃至十人口

丹野木内	紺野勇介	松川清作	大内友治
潮流藏	本多彌七郎	長谷川連	鹽井清作
渡邊保太夫	神野萬藏	村田斧藏	國井清之介
新藤忠太夫	渡邊藤吾	手塚一郎	高瀬多津藏
本多佐十郎	金森文藏	猪越昌作	安齋彌兵衛
三浦藤介	竹村角十郎	佐藤宗介	佐藤清右衛門
田中新七郎	岡村喜兵衛	渡邊太右衛門	小林榮介
定府御留守居物書	星藤太	吉田源八郎	池田一郎兵衛
國分利左衛門	渡邊太七	田中儀兵衛	太田與次右衛門
大關儀平太	中山左司馬	加藤卯兵衛	大友佐左衛門
林甚太夫	橋誠太夫	小松俊之介	加藤佐次右衛門
佐久間政右衛門	大原廣治	日下部左平	鈴木新六
大友藤太	安田弘介	吉田猶介	國分直次郎
渡邊徹之丞	黑崎泉之進	渡邊靜司	佐藤文三郎
石川保十郎	遊佐勝之進	宗形幸八郎	安田清十郎

星庄太夫	伊藤文八郎	淺野邦藏	津川久太夫
加藤清吾	松本孫兵衛	佐久間吉右衛門	藤井清之進
鈴木半兵衛	西尾精十郎	遠藤龍介	佐々木忠右衛門
酒井政右衛門	平田宗次郎	岡崎文之助	田子駿河
安部芳藏	熊田作十郎	刀劍銀冶	

獨禮二人口乃至四人口

後藤平右衛門	松村清左衛門	平慎作	小倉佐兵衛
小林勝右衛門	本田源助	平右源太	矢澤清之丞
山地主右衛門	日向長七	館村治兵衛	加藤民藏
金本庄藏	齋藤宗介	高根傳兵衛	山地新三郎
鈴木傳三郎	伊東忠藏	神野兵作	渡邊良藏
武藤徳右衛門	遠山利作	大工棟梁	高田九兵衛
原利兵衛	柴田善左衛門	安西辰治	米田惣右衛門
菅野喜三郎	高田卯右衛門	森山理吉	山田善次郎
田邊猷治	渡邊卯三郎	平田宗太郎	熊田安十郎



菅野安左衛門

佐久間喜藏

定府算者

鈴木岩藏

渡邊格内

岩本巳之吉

明石有治

片吉慎平

佐山甚兵衛

橋本健藏

森惠右衛門

阿部長藏

近藤清藏

荻原德四郎

茶道 渡邊孝齋

山岸忠之介

宮崎清三郎

小林銀右衛門

山崎傳吾

阿部徳治

三上吉之丞

植杉新之丞

村山淺次郎

平島與五郎

中村謙藏

橋本市太郎

千葉文次郎

石川萬五郎

畫師 根本愚洲

遠藤太市

三井金藏

後藤東吾

服部喜惣治

熊田幸吉

津田源吾

田中佐平太

大内彦治

三浦甚藏

奥田權十郎

鈴木傳三郎

國分長三郎

藤田儀兵衛

安田實

遠藤治左衛門

谷地敬藏

瀧幸藏

遊佐潤之進

長野良介

藤井久藏

山村文治郎

大内七郎

山田造

川木諒太

渡邊直矢

久保源藏

大組並

醫師 佐藤宗運

醫師 山岸忠泉

醫師 熊田良得

醫師 寺田桃元

醫師 石井忠碩

獨

醫師 川口玄瑞

醫師 佐藤良伯

醫師 菅野良安

禮

醫師 桐生玄碩

醫師 平井春澤

醫師 岡部見龍

醫師 熱川瑞庵

醫師 安齋良針

醫師 野地宗固

醫師 佐藤良碩

恤救五人口

山岡榮治

同姓附藉二人口

城田修平

山田四郎

三浦兵彌

中原七之介

城田壯兵衛

月岡貞之介

杉村弘之丞

中井乙吉

小澤百七郎

三澤十次郎

宇田惣三郎

八木乙次郎

長岡與三郎

山田駿藏

熊田良介

玉木實



二本松藩史

同姓附藉無給

黒田兵庫	佐野善之介	青山助之丞	山田丈藏
澤崎造酒	高橋辰治	根來市四郎	三浦權太夫
岡山篤次郎	徳田鐵吾	奥野幸藏	三澤波門
吉田鐵藏	佐野喜代治	三田貢	岩本清次郎
岡村護藏	田中三次	中村久次郎	

同姓附藉

大谷文藏	内藤甚之介	吉見弓藏	浦井藤介
中野千代三郎	須賀護	遠藤忠平	八木茂
奥田誠之進	前田衛守	岸涉	大越嘉右衛門
黒川要			

御次年中行事  
年始御用表好

一、紋紗御狩衣二領

一、小柳織御指貫二下

一、風折御烏帽子二頭

一、御末廣二本(安永八亥年正月より御注文相替り狩野永了方にて出来候て納、當時伊豆藏へ申付候)

一、淺黄斜子御帶二筋(安永八亥年より淺黄純子に相成候事)

一、御烏帽子箱一つ、但紐共

一、右桐油一つ

一、右桐油一つ

一、右臺一つ

一、御股立紐一筋

一、右包縮緬御和中巾一つ、但二幅四方(安永九子年十二月以來黒縮緬無之候様松本要治を以て被仰出候事)

一、御脇指袋一つ、表黒天鷲絨、裏玉虫茶丸、紐紫

一、御刀柄袋一つ、表黒羅紗、裏茶丸

一、御菅笠二かい、但白羽二重御笠當、紐共(寛政四子年より白羽二重御笠當に紐黒眞田に相成候事)

一、御菅笠袋一つ、表黒天鷲絨、裏玉虫茶丸紐紫

一、御柄杓一本

一、御手傘二本

一、御駕籠蒲團一つ

一、右包紫縮緬御和中巾一つ、但二幅半四方

一、御太刀箱一つ、但紐共

一、御履一足

一、右桐油一つ、御紋無之事

一、黒茶丸長御合羽一つ

一、紫縮緬三幅四方御和中巾二つ、但御裝束包

一、御刀柄袋包紫縮緬一幅四方御和中巾一

一、右桐油一つ、但紐共、黒糸

一、右袋一、表黒天鷲絨、裏玉虫茶丸紐紫房有り

一、右袋二つ、表黒羅紗、裏麻紐黒糸

一、御裝束駕籠蒲團一つ

一、御裝束駕籠蒲團一つ



- 一、紫羽二重二幅四方御和中、但御挾箱入御硯箱包
- 一、御挾箱二對
- 一、御盃箱一つ、但紐共
- 一、右上箱但紐共
- 一、紫羽二重御和中一つ、但二幅半四方御平日御櫛箱包
- 一、御太刀一腰
- 一、御小さ刀一腰
- 一、御敷紙三枚
- 一、右同、但御挾箱入御櫛道具包
- 一、御簀箱一つ
- 一、右包和中紫縮緬一幅半四方
- 一、御刀一腰
- 一、御脇指一腰

右之内見計ひ可申立候事

安永六酉年始好左之通。

覺

- 一、紋紗御狩衣二領
- 一、風折御烏帽子二頭
- 一、御上召白御小袖三つ
- 一、淺黄御帶二筋
- 一、小柳織御指貫二下
- 一、御末廣二本
- 一、いらこ御帶二筋

右者來年始爲御用御拵申立候以上

申の十月

奥野九兵衛 原左衛門  
 安井與七郎 廣瀬庄藏

吉田 利左衛門殿

覺

- 一、御烏帽子箱一、但損じ繕ひ塗直し、御紋置直し、鏡物磨直し、紐新規、内張直し
- 一、御太刀箱一つ、但外塗直し、御紋置直し、鏡物磨出し、内張直し
- 一、御柄杓一本、但外塗直し、御紋活懸直し、鏡物磨直し、紐新規
- 一、御盃箱一つ、但外塗直し、活懸置直し
- 一、右上箱一つ、但内外塗直し、紐新規
- 一、御挾箱二對、但内外塗直し、損じ繕ひ、革仕替、押返し塗直し、棒塗直し、せん新規
- 一、簀箱一、但内外塗直し、布着かへ、損じ繕ひ、紐新規、棒せん新規

右者來年始爲御用塗仕替申立候以上

申の十月

前之四人

吉田 利左衛門殿

第四編 藩政 第七章 兵制



覺

- 一、紫縮緬二幅半四方御和中一つ、但御烏帽子箱包
- 一、紫縮緬二幅四方御和中一つ、但御合羽包
- 一、御脇指袋一つ、表黒天鷲絨、裏紺玉虫茶丸紐紫
- 一、御菅笠二蓋、但白羽二重御笠當紐共
- 一、右桐油一つ、但紐共
- 一、紫縮緬御刀和中四つ
- 一、紫羽二重二幅半四方御和中一つ、但御平日御櫛道具包
- 一、御履臺一

右者來年始爲御用新規御拵申立候以上

申十月

宛所御買方

前之四人

覺

- 一、御駕籠蒲團一つ、但塵縁取替なめし革取替

右者來年始爲御用御拵申立候以上

申十月

宛所御買方

前之四人

覺

- 一、打揚御駕籠蒲團一つ、但塵縁取替、なめし革塗直し

右者來年始爲御用御拵申立候以上

申十月

宛所御買方

前之四人

覺

- 一、綱宗眞御太刀一振

御鮫金入新規

御柄卷直し、但糸すゝ竹

鞆(蝕字)革取替、但渡り卷まき直し、糸謀竹

御下緒新規

- 一、平長盛御刀一腰



身研上

御鮫艶洗ひ

御切羽赤銅色付直し

御柄糸御納戸茶

一、祐光御小刀一腰

身研上、御柄鞘つき入御鞘六角篠木蠟色塗

御切羽赤銅色付直し

御柄糸御納戸茶

一、無銘御脇指一腰

身研上、御柄鞘つき入六角篠木蠟色塗

御切羽赤銅色付直し

御柄糸煤竹

右者來年始爲御用御拵申立候以上

申十月

宛所御買方

御柄鞘つき入御鞘六角篠木蠟色塗

御縁頭包付直し

御鴉目赤銅色付直し

御下緒煮紺三分糸

御鮫艶洗ひ

御鴉目火色色付直し

御下緒煮紺

御鮫艶洗ひ

御鴉目火色色付直し

御下緒煮紺

前之四人

覺

一、絹雜巾四筋

但一筋に付二尺五寸

右者御煤拂爲御用請取申所仍而如件

安永五年極月

御紙役御中

覺

一、御敷紙三枚

但長さ鯨尺六尺、横四尺、へた張に

右者來年始爲御用御拵申立候以上

申極月

御座敷奉行中

前三人

覺

一、御卷簾

但詰直し

右者御射初爲御用御拵申立候以上

第四編 藩政

第七章 兵制

奥野九兵衛 原作左衛門

安井與七郎



申極月

前 三 人

御座敷奉行中

覺

一、下大奉 五帖

右者御圍爲御用請取申所仍而如件

安永六酉年正月

前 三 人

御紙役中

酉年始御入用申付候御衣類覺

- 一、大絨綿入御熨斗目四つ、内二は鐵色、二は銀竹
- 一、御半切無垢四つ
- 一、龍門長御上下二具
- 一、御納戸茶御無垢二つ
- 一、右同綿入御羽織二つ
- 一、御三徳一つ、但御楊枝さし共
- 一、黒斜子御帶三筋
- 一、目透張龍門半御上下三具
- 一、紅袷御肌着三つ
- 一、御替紋右同斷
- 一、右御三徳入一つ
- 一、縮入御無垢八つ
- 一、袷御肌着五つ、但御半袖なり
- 一、丹後縞御小袖二つ
- 一、御定紋黒羽二重御小袖三つ
- 一、御足袋二十足、但牡丹付
- 一、御扇子二十本

一、御小手拭十五

一、御湯衣二つ

一、右風呂敷一つ

御煤拂前之事

- 一、絹雜巾 御紙役より請取左之通
- 一、二筋は御座敷番御小姓
- 一、塵拂 四本御座敷方御拵申談置左之通り
- 一、二筋は御小納戸、但一筋に付二尺五寸づゝ
- 一、二本は御座敷番御小姓へ
- 一、御座敷番御小姓方にて御座敷方へ申談拵候事も有之候、此方より請取相渡し候譯にも無之候へ共、御役筋掛合候御用有之故、此方にて申談置候事は證文に不及候
- 一、御吉例之品吟味心掛候事
- 一、歳暮被下物伺候事
- 一、養川殿へ書初畫頼候唐紙遣候事
- 一、和中唐紙二枚吹雲様へ取合候事、但書初例年九日之旨

御稽古初御入用取揃之覺

- 一、御卷藁、但臺共
- 一、御弓、但つるにぎり革吟味
- 一、御鞆一指
- 一、御木刀二本
- 一、御次木刀二本
- 一、御矢一手、但鶴本白
- 一、小しなひ一本
- 一、御竹刀右之通
- 一、眞鎗、但くた共
- 一、大しなひ一本
- 一、長刀



一、十文字

一、右打太刀

一、外打太刀十文字

一、御次竹刀右に準可取揃事

一、御紋散し御見臺

一、御次見臺

一、御讀初御書物は其時に至り御書物預小姓より請取候

一、黒塗御机

一、御筆、但大文字筆大中取揃五本程、御眞書一本、御狀書筆一本、

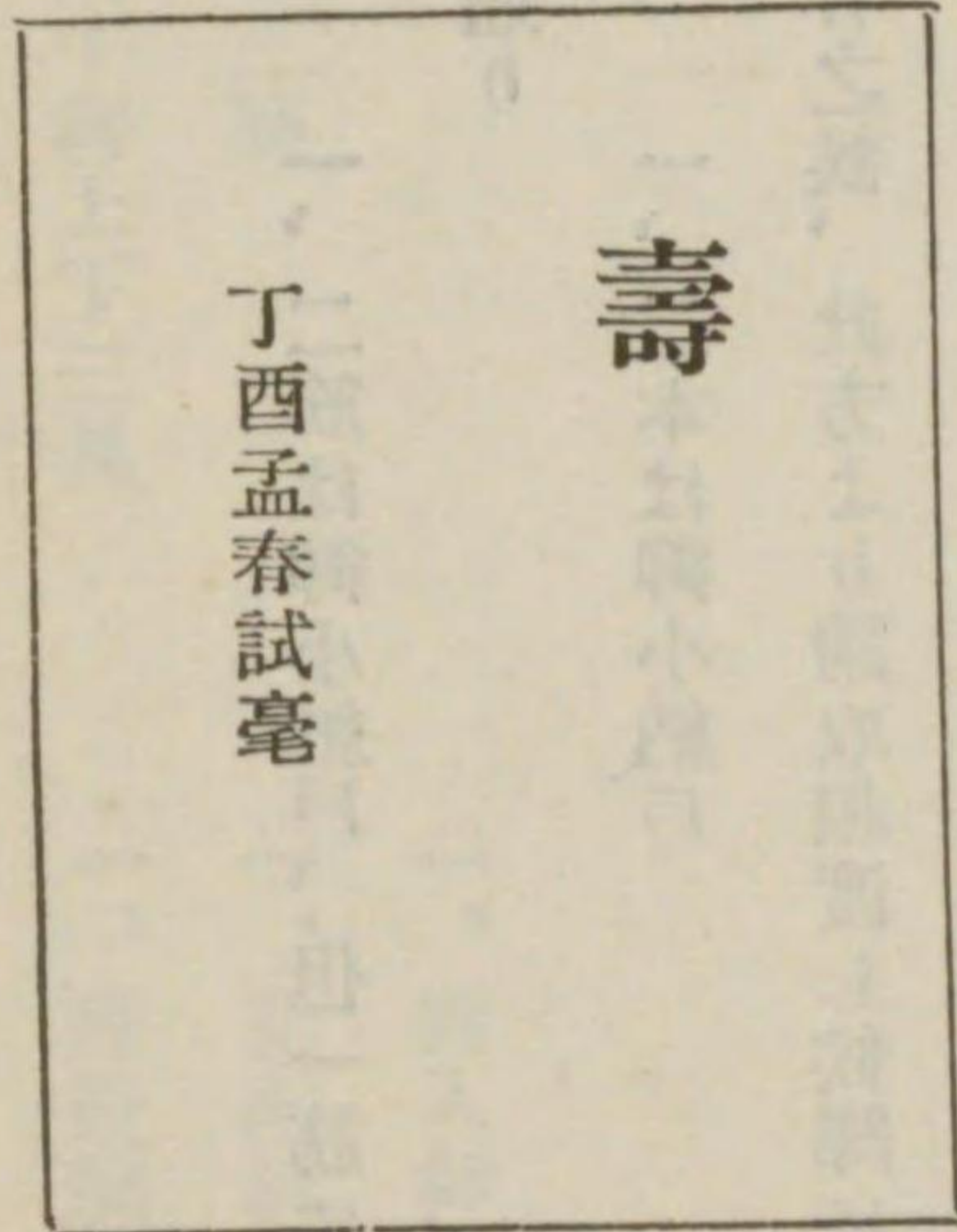
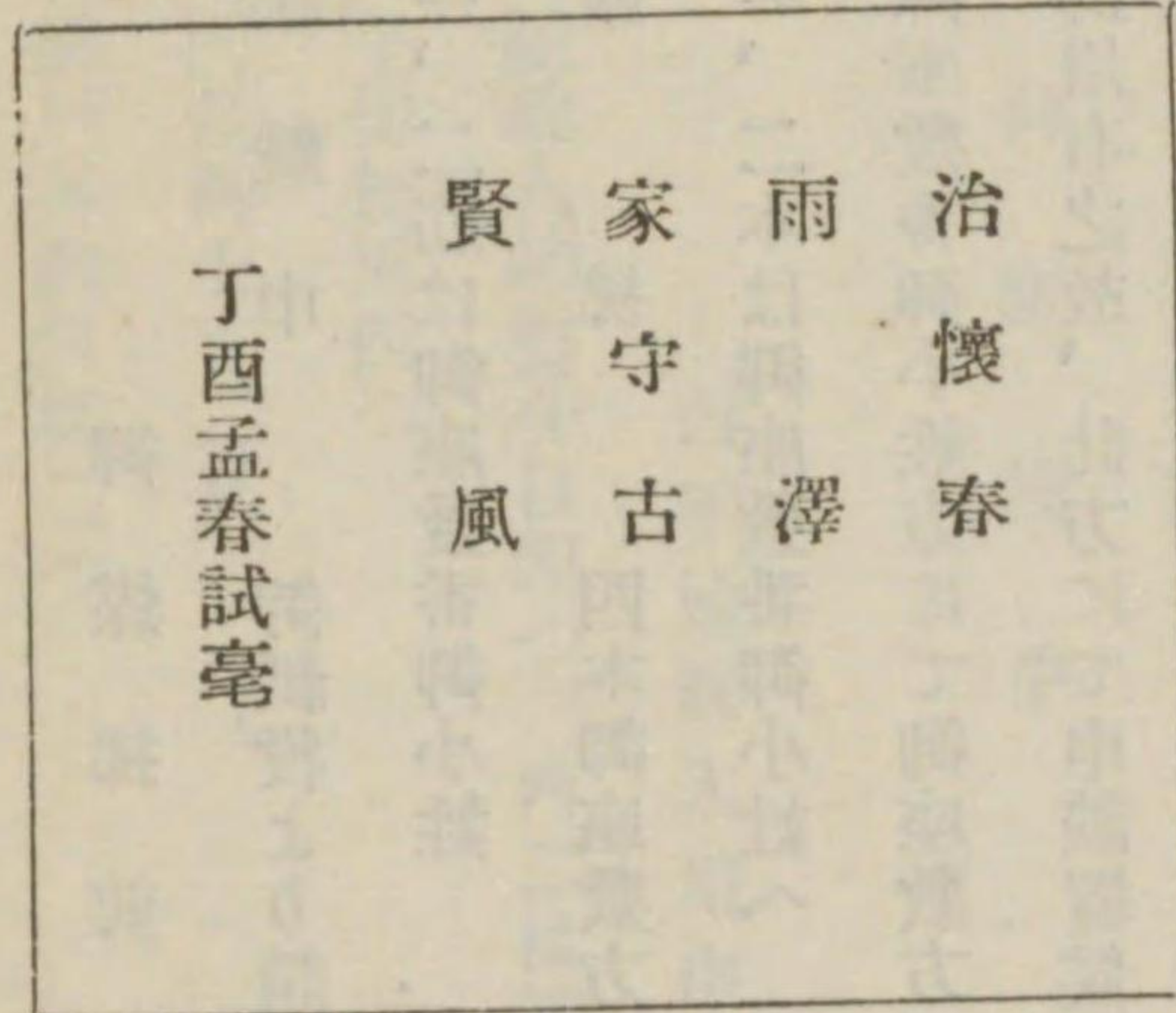
御紙役御小姓より請取候

一、御墨一挺、但御紙役御小姓より請取候

一、御手本左之通候

和巾唐紙四つ切り

大文字 中奉書



一、御

硯

但御繪筆筭之硯指上候

一、紙

和巾唐紙四つ切にて二枚、裏打唐紙右同斷

大奉書三枚、中奉書三枚、小奉書三枚、美濃紙三枚

右何れも御紙役御小姓より請取候

一、さすが一本

一、御圭算一本

一、毛氈一枚

一、すり溜二つ

一、大 硯

但墨すらせ心掛可残置候

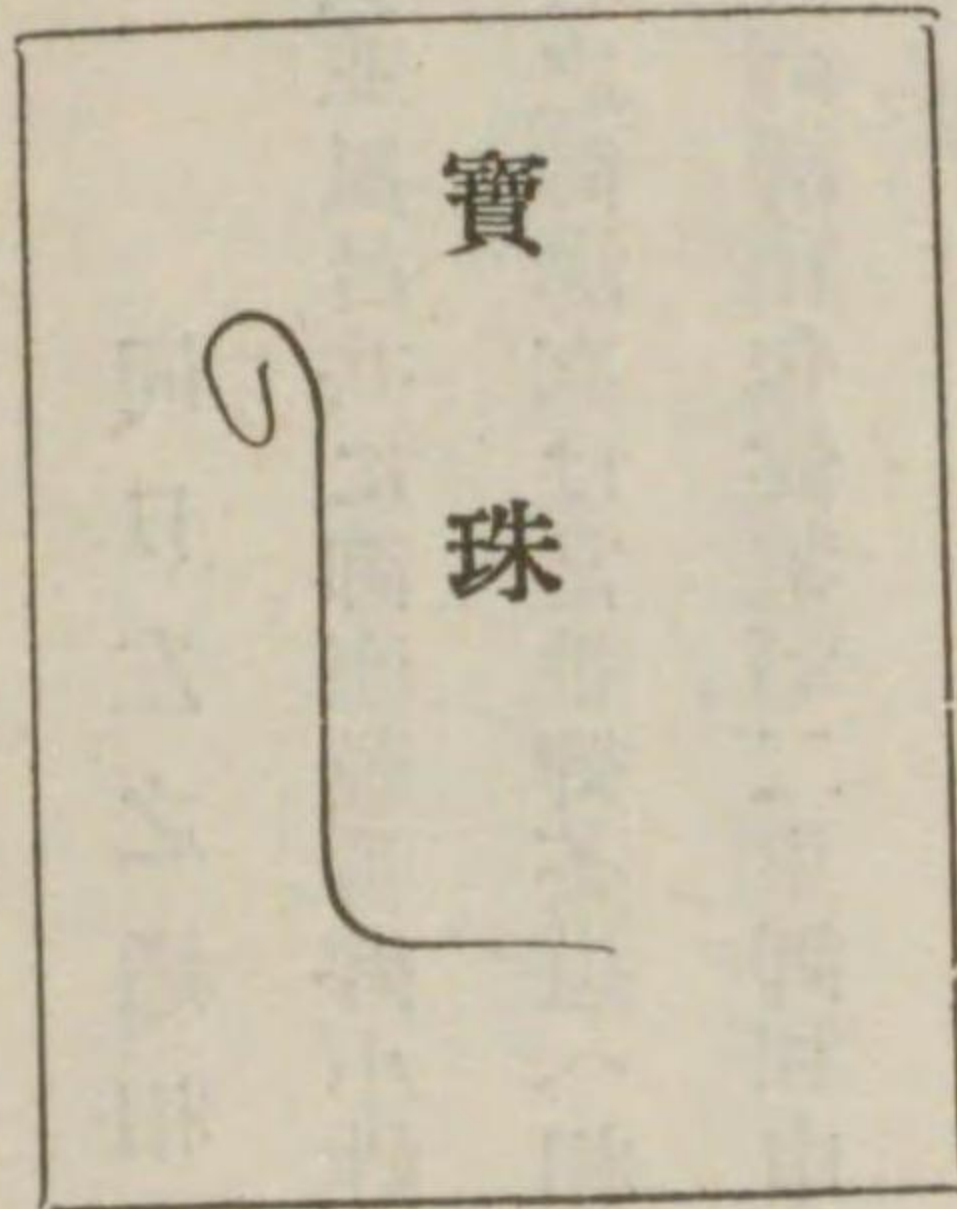
一、御繪道具

御繪筆品々、御繪はけ、羽箒、御繪皿、御筆洗ひ、御圭算、御繪の具

此類御不斷黒塗御繪筆筭に有之相用

一、御繪本

奉書紙



此品前々より御書初繪本に指上候

極月晦日取替候覺

一、御中夜着

一、御敷蒲團二つ、但紅紫御納戸茶之内

第四編 藩政 第七章 兵制



- 一、御枕
- 一、御枕鋪
- 一、御小寝卷
- 一、御寝卷御小袖一通り
- 一、御寝卷帯一筋
- 一、御炬燵蒲團一つ
- 一、御小蒲團一つ、但小松絹紫也

同日左之通相渡候覺

- 一、御湯衣並風呂共に御座敷番御小姓へ
- 但右之御湯衣は當番御茶道へ相渡
- 一、御平日御櫛箱包候紫羽二重御和巾にて御髪番へ相渡候
- 一、糸入御元結

但此品御裝束之節御髪指上候御入用御髪番へ相渡候、此外御油御元結髪番より申立次第相調相渡候

正月元日

- 一、御廣蓋へ
- 一、御直垂一領、但御むね紐は結びとち付置指上可申、前日勘七呼出し申付候事
- 一、風折御烏帽子一頭
- 一、御末廣一本
- 一、御上召御小袖一つ
- 一、御下召御無垢二つ

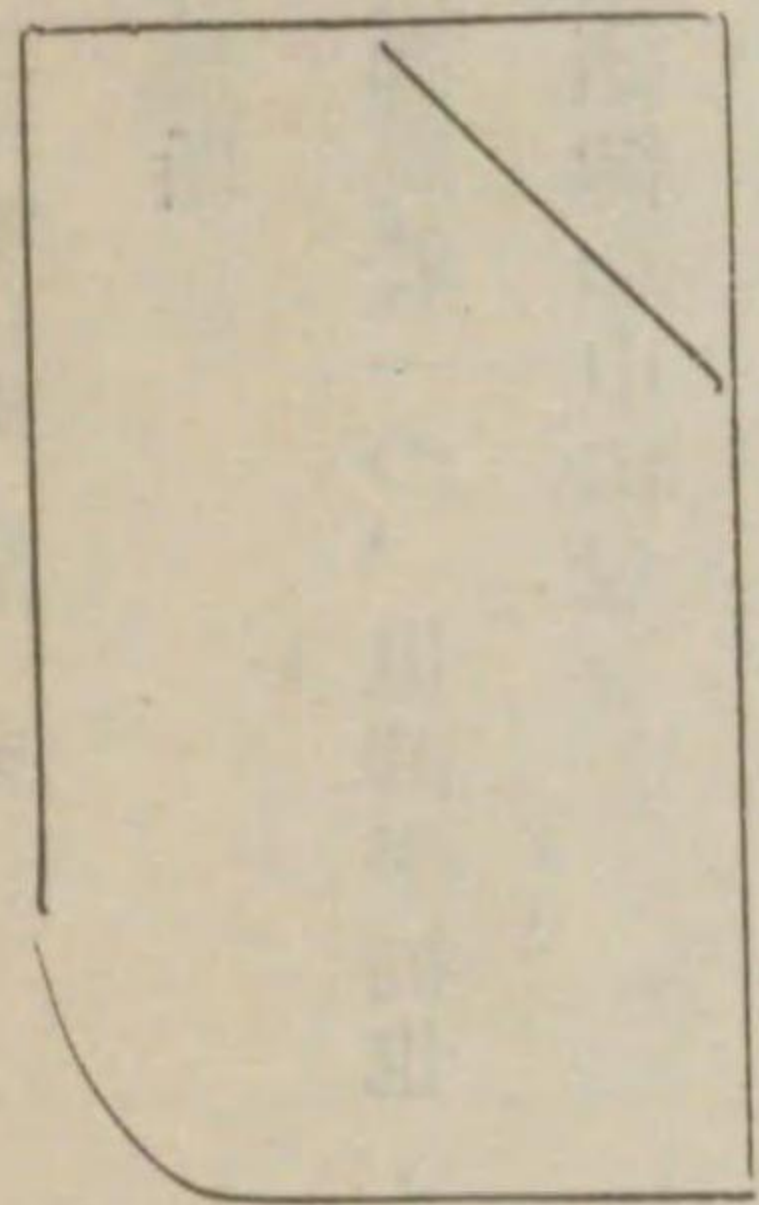
- 一、御綿入御半無垢一つ
- 一、給御肌着一つ、但御半袖也
- 一、淺黄斜子御帯一筋
- 一、御袖紙
- 一、御留木
- 一、御鏡二面
- 一、鍬一挺
- 一、大針
- 一、御刀
- 一、御小さ刀
- 一、御印籠
- 一、茶大白糸、奉書紙に包

前日伺置候事

- 二日御登城に付取揃候品
- 一、御先朱鉈御挾箱へ左之通り入替候事
- 一、御小さ刀
- 一、御直垂一領、但御胸紐結びとけ不申候様とち指上候事、御下は長御上下之通り御すを折込指上候事、右何れも大晦日勘七呼出し申付候事
- 一、御末廣一本
- 一、御上召御小袖一つ
- 一、御下召御小袖
- 左之通り縫付指出し御土器御頂戴御懷中被遊候爲也

巳の正月御召は御上召と御無垢一つへ縫付指出斷候様被仰出候午の年同

此縫様菱屋勘七此方へ呼出し候事





一、御無垢

一、袴御肌着一つ、但御半袖也

右紫縮緬御和中に包

一、御先挾箱和中新規御拵へ和中に包替、是迄御先挾箱御裝束包候和中にて御跡挾箱二つ御裝束包候

一、御挾箱入御櫛道具御硯和中御規に出来候へば包替候、大方新規不申立候て相濟候

一、御裝束元日之通り御廣蓋に載上召と直に次へ召候御無垢先條之通縫付指上候

一、御三徳取替

一、御三徳入指出

一、御太刀 御左之方へ立持之、寛政五五年より相田禮平指圖にて極り候、尤御用部屋へも及相談候

但おひとり巻候様相田友之進へ申請候、尤二日御登城之節は相談候様に被仰付候間御用人中へ申達置候

一、御刀、但御笄小刀御下知次第

一、御小さ刀、但右同斷

一、御脇指(御右之方へ立、御平目は御左也)寛政五五年より極る、但御小刀柄見計

右袋へ入卷指出候事

一、御烏帽子箱、内に御烏帽子入紫縮緬御和中に包、二幅半四方

一、御太刀箱、内へ御太刀掛吟味可指出候

一、御履臺、但御履結ひ吟味可指出候

一、左之通り御簀箱へ入指出候

一、御烏帽子箱桐油

一、御太刀箱桐油

一、御履臺桐油

一、打揚御駕籠蒲團、但綿薄也

取替候品左之通り

一、黒茶鷄御合羽、但紫縮緬二幅四方御和中に包

一、御手傘二本、但二日御登城は三本可入

一、右袋

一、御召物類新規出来候分取替候事

一、御菅笠二蓋、但御笠當吟味

一、天鷲絨御傘袋

一、御柄杓袋

一、右袋

一、御菅笠桐油

此五ヶ條二日には不指出候、都て御裝束之節は不指出候事

御城詰聞番へ

一、御多葉粉入、御喜世留一通り、但喜世留さし共

一、御小手拭

右小奉書紙に包

御膳番



御小納戸

一、御鼻紙、御小手拭一通り

一、御足袋一包 安永七年より此部相止み、御足袋計り御草履取へ相渡候事

右小奉書紙に包

御簾番へ

一、御鼻紙、御小手拭一包

一、御足袋一包

御草履取へ

一、御刀柄袋、但縮緬和御に包

入番三人へ

一、縮緬御刀和中

安永六年酉始左之通御駕籠へ指出候

一、御盃箱、但紫縮緬一幅半四方和中に候

一、團扇形小鏡二面、但紙包

一、右上箱

右之品御用部屋へ前日指出候

一、御拜領之品左之通

一、大絨綿入御鬘斗目一つ

一、綸子類御小袖一つ

一、御土器

右御用人中へ相渡候間請取

御前へ相伺候、明三日御登城被爲召候哉相伺候、大絨御鬘斗目御仕立申付候、尤三日晝九つ迄急度出来候様に菱屋長左衛門へ申付候、尤長左衛門呼出候て申付候事

一、御袖口御拜領之儘に可仕哉相伺候事

御下知次第可申付候

但安永四年御拜領御鬘斗目御物好にて黒羽二重御袖口付候事、此外御拜領は御袖口御頂戴之儘也

一、綸子御小袖は例年

昌運院様へ被進候旨御用人中へ被仰付候間御進物役へ相渡、拂帳御用人間届印形取置候事

昌運院様へ被進候例

安永二巳年御用人御使者、安永四年御用人奉札

安永六酉年御小姓目付御使者にて御給被爲進候、但其後は定らず時々取極候事

寛政七年丁卯には御小姓御使者にて被爲進候

一、御拜領の御土器は年月日書附致仕舞置候、御酒役へ相渡候儀も有之候



- 一、此後御出より御駕籠蒲團御平日と取替可申事
- 一、御笠袋御柄杓等指出可申候事

御仕初並御讀書初御書初之事

- 一、御裁束御熨斗目半御上下
- 一、御書初は紙に包み年號相認め仕舞置候事

御射初

- 一、御居間わうはんの方吟味

- 一、御相手被仰付候ものと萬事取計候事

正月六日御諭初

- 一、御熨斗目半御上下

御圍被下候事

- 一、年明候はゞ例年之通圍被下候趣御用人中より御達有之候はゞ例年之通心掛可申旨及挨拶増減相伺候事
- 一、御圍左之通

一、殿様

一、御奥様

一、光榮院様

一、昌運院様

一、彦太郎様

一、織部様

一、幹姫様

一、満姫様

江戸計、二本松にては不被下候

御家老、本占、御側御用人、御用人、御用達、八木平太夫、徳田宗七郎

惣御次、御七醫師、御側針醫、御茶道、御茶道見習

下御殿 老女一人、中老一人、中奥女中二十人程、山岡得郎、多羅尾永了

六十八本

- 一、前廣御嘉例之品拵置候様御料理人頭へ可申達候
- 一、干鯛箱御進物役より取上候事
- 一、御圍之品拵番附致候事
- 一、目安八寸に戴指出候事
- 一、御圍御用左之通り紙受取候事
- 一、下大奉書五帖
- 一、御蚊屋之釣手三四本指出候事

- 一、中奥へ被下候御圍も拵番附致目安共に遣候、表相濟候後干鯛廻候、何れも御鈴より相廻候事
- 一、奉書紙へ 上々様御名前相認、硯を添持參、御前にて目安御取被遊候と番附相認、始終一人御側に罷在候



- 一、御廣蓋一つ指出 上々様御閣載之
  - 一、御閣被下候趣御小納戸夫々申達候
  - 一、目安御八寸へ載之、御小納戸持出、御前へ指出、上々様御名代御取被遊、順々に御名前へ番付認置、夫より織部様御取被成、相濟候中敷居之外へ置之、何れも頂戴致候様御小戸納申述、何れも召出目安頂戴相濟八寸引之
  - 一、御閣は奥書院より御居間書院へ、入口より出之、見え不申候様御枕屏風にて構之
  - 一、右相濟、上々様御取被遊候御閣之品御進物役へ相渡候
  - 一、下御殿老女中老より被下候御閣之品右同斷、二本松にて本板老女へ被下候御閣此方より遣候様に御用人中御指圖有之品は御進物役へ相渡し、御小納戸より本板御用聞へ御手紙添遣候
  - 一、御閣之品別拂帳拵、御用人中印形取置候
  - 一、御嘉例之品拵候御料理人頭取へ鳥目五百文被下候拂證文認、御用人中裏印取候事
- 但前には金百疋宛被下候、當時は鳥目五百文也

御歸城御用諸好

覺

- 一、青苧小繩一把

- 一、御菅笠一階

右御首途爲御用御調申立候以上

酉二月

奥野 九兵衛 原 佐左衛門  
 安井 與七郎 廣瀬 庄藏

吉田 利左衛門殿

覺

- 一、御菅笠一階、但御笠當並紐白羽二重、當時黒羽二重黒眞田
- 一、赤毛氈二枚
- 一、細引四十本
- 一、青苧小繩十把
- 一、詰綿二貫五百目

右は御歸城爲御用御調申立候以上

前之四人

酉二月

吉田 利左衛門殿

覺

- 一、御敷紙五枚 一枚は堅鯨尺五尺八寸、横同四尺、四枚重 四枚は鯨尺四尺四寸、三枚重
- 右は御歸城爲御用御拵へ申立候以上

酉二月

前之四人



二本松藩史

山岡次郎太夫殿

熊田勘解由左衛門殿

八〇二

覺

一、下杉原二束

一、下大奉五束

一、中折七束

一、澁返五束

一、小紙二十束

一、油紙二十枚

右は御歸城爲御道中御用受取申候所仍而如件

安永六酉年二月

御紙役中

前之四人

覺

一、御挾箱一對 内外塗直し、革塗直し、押板塗直し、棒せん塗直し

一、網代御挾箱一對 外繕ひ直し、内青土佐、革塗直し、懸子棒せん塗直し

一、御道中御水呑柄杓 但塗直し天鷲絨袋仕替、紐共うでぬき仕替

一、網代御長持桐油五つ 但仕替

一、葛籠三つ 但仕替

一、御長持銀三十本

右は爲御歸城御用御拵へ申立候以上

酉二月

吉田利左衛門殿

前之四人

覺

一、御長持三棹 但損じ繕ひ

一、御弓長持蓋損じ繕ひ

一、御鷹屏風箱損じ繕ひ

一、葛籠臺輪二組

一、御長持棒四本 但一本尺長

右は御歸城爲御用御拵へ申立候以上

酉二月

大越忠司殿

前之四人

覺

一、網代長持一棹 但損じ繕ひ内張直し共

一、網代長持四棹 但内張替

右は御歸城爲御用御拵へ申立候以上

第四編 藩政 第七章 兵制

八〇三



二本松藩史

酉二月

御座敷奉行中

覺

一、御道中御駕籠蒲團 但産縁取替革塗直し

右は御歸城爲御用御拵へ申立候以上

酉二月

吉田 利左衛門殿

前之四人

八〇四

前之四人

一、中繩十房

右は御歸城爲御用受取申候所仍而如件

安永六年二月

勝田 平左衛門殿

覺

前之四人

一、詰藁百把

右は御歸城爲御用御調申立候以上

酉二月

吉田 利左衛門殿

此品御有合有之候は、竹木元方より受取候事

前之四人

覺

一、御手傘二本

一、右袋一つ 表黒天鷲絨、裏紺玉虫茶丸、紐黒、本之通り

右は御歸城爲御用御拵へ申立候以上

酉二月

吉田 利左衛門殿

一、御柄杓一本 但内外塗直し、鐵物磨直し、紐新規

前之四人

覺

一、御藥生姜十五

右は御道中爲御用御調申立候以上

第四編 藩政 第七章 兵制

八〇五



酉二月

前之四人

吉田利左衛門殿

覺

一、御香木 五匁

右は御歸城爲御用御調申立候以上

酉二月

前之四人

吉田利左衛門殿

覺

一、御枕屏風 一双 但表裏張替、縁繕ひ塗直し、鍔煮黒目色付鍔共

右は御道中爲御用御拵申立候以上

酉二月

前之四人

御座敷奉行中

一、御蚊屋 此品年々好不申見苦敷候へば好申候、諸好出候節能々吟味致可申候

一、御柄卷御用被仰付候節御内用之間二階指合候はゞ左之場所にて御柄卷被仰付候事

一、表御物見 勘定所内用之間

御歸城御用之覺

一、直利羽二重御蒲團地三疋 但紅一疋、紫一疋、御納戸茶一疋

一、中形縮緬御小夜着地 一反 一、右裏紅 一反

一、右裏御納戸茶絹 一、純子御枕

一、晒木綿御湯衣二つ 但風呂敷共 一、茶鴉馬乗袴 一具 但御裏共

一、紫縮緬御腰帶地 一筋 一、黒斜子御帶 二筋

一、龍門長御上下地 二具 一、同目透張半御上下 三具

一、同御給 二つ 一、同御單物 二つ

一、同御單物 二つ 一、同御寢卷帶 四筋

一、御半切地 七反 但御納戸茶絹御裏地共に

一、羽二重御無垢 六疋 一、御鞋かけ 十疋

一、御藥袋 十 一、白御糠袋 二十

一、御扇子 三十本 一、御下帶



御歸城後御入用品 本屋新兵衛へ申付候覺

- 一、大緒 八筋 内四筋は大鷹、四筋は小鷹
- 一、紫足革 二筋
- 一、御鷹掛 三指
- 一、御次鷹掛 五指
- 一、御鷹掛 三指
- 一、扁緒 十六筋 内六筋は大鷹、十筋ははい鷹
- 一、御次綿打大楯 十二筋 内六筋は大鷹、六筋は小鷹
- 一、紅革提御胴亂 一 但天鷲絨御きせるさし 二本
- 一、金泥 三分
- 一、銀泥 五分
- 一、朱墨

東書堂藤兵衛より取納候覺

- 一、赤毛御狀之筆 十五對
- 一、白毛御狀之筆 右同斷
- 一、眞書筆 右同斷
- 一、御墨 一挺
- 一、字消墨 十挺

山田屋喜兵衛より調候覺

- 一、黒絹糸 三匁
- 一、白
- 一、紅
- 一、御納戸茶
- 一、桃色
- 一、藤色
- 一、淺黄
- 一、媚茶

山田屋佐吉より調候覺

- 一、大奉書 一帖
- 一、小奉書 一帖
- 一、中奉書 二帖
- 一、美濃紙 一束

- 一、小菊 五束
- 一、上美濃紙 二帖
- 一、小高團紙 十挺
- 一、香清紙 十挺
- 一、裏打唐紙 十枚
- 一、氏雲 十五枚

右は安永六酉年御歸城之節御調之品也  
御墨筆諸紙は御紙役御小姓より申立有之候事

御首途之事

- 一、前日左之通御草履取へ相渡候
- 一、青苧小繩 一把
- 一、油紙 二枚
- 御鞋と御草履取方に扱ひ有之候
- 一、御笠箱下御殿へ前廣御用聞迄手紙添遣候
- 一、御首途之朝左之通御草履取へ相渡候
- 一、御菅笠 一階
- 一、御裝束
- 一、熨斗目
- 一、御下召
- 一、御刀
- 一、御小さ刀
- 一、御脇指 但袋に入
- 一、御股立紐
- 一、龍門長御上下
- 一、御印籠巾着



安永七年より

一、御兩袖御止御煙草入計指上候

一、御袖紙

一、御きせるさし、但御きせる入

一、御たばこ入二つ但御兩袖に入 一、御足袋

一、御下帯

下御殿にて左之通り御召替被遊候

一、龍門半御上下 一、黒羽二重御小袖

右御装束にて御盃事有之相濟

一、御羽織 一、御袴

右御装束にて御歸廳被遊候、安永四未年四月九日御首途之節、下御殿へ御小納戸一人御先詰相勤候所、安永六

酉年二月十八日御首途之節相伺候所、御供頭にて相濟候、依之別に和巾へ包御跡朱鈍之御箱へ入、御膳番並御

簾番へ申談置候

一、例年御道中御駕籠出候に付左之通相渡候

一、御道中御駕籠蒲團

安永六酉年二月十八日御首途之節御道中御駕籠出來兼候故御平日御駕籠御用ひ被成候

四月十七日 上野

御装束御出之事

一、白羽二重袷御上召二つ、前廣表好にて出來候事

一、御先詰は御小納戸御小手拭持參致候事

一、御装束拵へ前條之通り

御暇上使

一、袷御熨斗目 一、半御上下

御印籠は不指上候、思召にて被仰付候へは可指上事

一、御拜領物

御本丸より

一、卷物 二十卷 一、銀二十枚

右白木臺

明和二巳年縮緬二十卷、明和四未年紗綾二十卷、明和六酉年縮緬二十卷

西御丸より

一、卷物十卷

右同白木臺



明和二巳年紗綾十卷、同四未年縮緬十卷、同六酉年紗綾十卷

右御用人中被相渡候間受取置候

巳の年以來は被進並被下に相成候御用人中引取残り被相渡候、前々も右之通り之趣承傳候

安永六酉年不殘被相渡候に付其旨申述候所、近例は覺不申候へ共、前々は不殘相渡候趣青山伊左衛門殿安井

九左衛門殿被申聞候に付受取候

御拜領之卷物左之通被進並被下に相成候旨進物役へ相渡候様御用人中被申達候

一、昌運院様 紗綾縮緬 一反づゝ 一、御奥様 紗綾縮緬 一反づゝ 一、彦太郎様 紗綾 一反

一、喜姫様 紗綾 一反 一、織部様 縮緬 一卷 一、幹姫様 紗綾 一卷

一、満姫様 紗綾 一卷

一、光榮院様 縮緬紗綾 一反づゝ

一、縮緬 一反づゝ 詰合 御家老 大谷與兵衛、高根三右衛門

一、紗綾 一反づゝ 二本松御家老 大谷彦十郎、和田彌一右衛門、日野源太左衛門

右之通反物拂帳本古御用人中當番印形取置候事

年中御裝束

三月中

一、黒羽二重御小袖 二つ 一、黒羽二重御袴 二つ 一、綿入御無垢 二つ

一、袷御無垢 二つ 一、袷御肌着 二つ 但御半袖 一、羽二重袴入御羽織 一

一、丹後御袴 一具 一、斜子御帶 一筋 一、五本手丹後裏付御上下 一具

一、黒羽二重御單物 一 一、龍門半御上下 一具(兼房) 一、龍門長御上下 一具(兼房)

一、御扇子 一 一、御足袋 一、御小手拭

四月江戸御着御待受

一、黒羽二重御袴 四つ 一、袷御無垢 四つ 一、綿入御無垢 一つ

一、袷御肌着 二つ 御半袖 一、斜子御帶 二筋 一、袷御羽織 一つ

一、御身頃單袴之御無垢 一つ 一、黒縮緬單御羽織 二つ 一、龍門半御上下 二具 但兼房

一、龍門半御上下 二具 但兼房幸菱御仕立被仰付次第 一、五本手丹後裏付御上下 一具

一、同御袴 一具 一、絹肩衣 二つ 裏付 一、單御肌着 一つ 但御半袖

一、大絨袷御熨斗目二つ 但色御注文 一、大絨無地腰不明花色御熨斗目 但御仕立被仰付次第

一、花色羽二重御小袖地 二つ 但御定紋 一、御下帶 一、御足袋



一、御小手拭

一、御扇子

一、御身頃麻羽二重御肌着 一ツ 但御襟袖羽二重也

一、黒羽二重御單物 一 一、白羽二重御無垢 一

四月御參勤御禮

一、袷御熨斗目 一 一、龍門長御上下 一

四月二十八日

一、黒羽二重御袷 一 一、袷御無垢 一

一、斜子御帶 一筋

一、龍門半御上下 一 但兼房

一、袷御下召

五月朔日

一、羽二重御袷 一

一、袷御無垢 但取計ひ候て新規御無垢有之候は、拵候に不及候

一、龍門半御上下 一

五月中

一、平麻御帷子

一、平麻御肌着 七ツ

一、縮御帷子 五ツ

一、同御下召 五ツ

一、平麻御下召

一、戾子御肌着二ツ 但御袖襟晒御半袖

一、精好御袴 五具

一、紹御肩衣 三ツ

一、同御羽織 三ツ

一、五本手丹後御單袴 三ツ

端午

一、淺黄平麻御帷子 一

一、龍門長御上下 一

一、麻御下召 一

十五日

一、平麻染御帷子 一

一、麻御下召 一

一、龍門半御上下 一

六月朔日

一、縮御帷子 一

一、同御下召 一

一、龍門半御上下 一

一、斜子御帶 一

嘉祥

一、龍門長御上下 一

一、縮御帷子 一

一、同御下召 一

七月朔日

一、縮御帷子 一

一、縮御下召 一

一、龍門半御上下 一

七夕



一、晒上着御帷子 一

一、同御下召 一

一、龍門長御上下 一

七月二十八日

一、平麻染御帷子 一

一、平麻御下召 一

一、斜子御帶 一

一、龍門半御上下 一

八 朔

一、晒御上召白帷子 一

一、同御下召 一

一、龍門長御上下 一

十 五日

一、平麻染御帷子 一

一、御下召御帷子 一

一、斜子御帶 一

一、龍門半御上下 一

九月朔日

一、黑羽二重御給 一

一、給御無垢 一

一、給御肌着 一

一、龍門半御上下 一

九月朔日より御用

一、御身頃給御無垢 二つ

一、大絨給御熨斗目 一つ

一、黒羽二重御給 一

一、黒羽二重御單物 一

一、御身頃單御無垢 一

一、給御肌着 二つ

一、五本手丹後御袴 三つ  
一、縮裏付御肩衣 一つ  
一、綿入御無垢 三つ  
一、綿入羽二重御羽織 四つ  
一、綿入御半無垢

重 陽

一、御半袖單御肌着 一つ  
一、御身頃給御無垢 二つ  
一、給御肌着 二つ  
一、龍門裏付御上下 一つ

一、丹後裏付御上下 一  
一、羽二重御小袖 五つ  
一、羽二重給御羽織 一つ  
一、大絨綿入御熨斗目 二つ

一、花色羽二重御小袖 一  
一、斜子御帶 一

十 五日

一、龍門長御上下 一  
一、龍門半御上下 一

一、綿入御無垢 一  
一、綿入御無垢 一

一、黒羽二重御小袖 一  
一、給御肌着 一

十月朔日

一、龍門半御上下 一

一、綿入御無垢 一

亥 猪

一、大絨御熨斗目 一

一、横麻長御上下 一

一、綿入御無垢



十五日

- 一、黒羽二重御小袖 一
- 一、龍門半御上下 一

一、綿入御無垢 一

一、袴御肌着 一

霜月朔日

一、右同斷

十五日

- 一、黒羽二重御小袖 一
- 一、龍門半御上下 一

一、綿入御無垢 一

一、袴御肌着 一

極月朔日

一、大絨御熨斗目 一

一、綿入御無垢 一

一、龍門半御上下 一

一、綿同斷

十五日 二十八日

一、右同斷

正月三日御話初

一、大絨御熨斗目 一

一、龍門長御上下 一

一、綿入御無垢 一

一、斜子御帶 一

十五日

一、大絨御熨斗目 一

一、袴御肌着 一

一、綿入御無垢 一

一、龍門半御上下 一

二十八日

一、右同斷

二月十五日

一、羽二重御小袖 一

一、龍門半御上下 一

一、綿入御無垢 一

一、斜子御帶 一

三月朔日

一、黒羽二重御小袖 一

一、龍門半御上下 一

一、袴御肌着 一

一、綿入御無垢 一



上 巳

一、大絨御熨斗目 一

一、袷御肌着 一

一、綿入御無垢 一

一、龍門長御上下 一

十五日

一、黒羽二重御小袖 一

一、龍門半御上下 一

一、綿入御無垢 一

一、斜子御帯 一

四月朔日

一、大絨袷御熨斗目 一

一、袷御無垢 一

一、龍門半御上下 一

二十八日

一、大絨袷御熨斗目 一

一、龍門半御上下 一

一、袷御無垢 一

一、袷御肌着 一

右は明和二巳年御前にて被成御積候間認置候、是にて餘程不足也

閏八月朔日御登城

一、染御帷子半御上下 但御並御聞合之上染御帷子被爲召候事

一、式部卿様御事紀州様へ御養子被仰出候爲御祝儀兩御丸へ惣御出仕に付御登城

一、染御帷子 一、半御上下

御判物指出候節之覺

一、御鍵箆筒 一、内入 一、美濃紙 一、小刀

一、御判物長持上箱之鍵は白木御鍵箆筒に有之候、但白木御鍵箆筒之鍵は役所御鍵之内天鷲絨袋之内に有之候

右箱御小納戸同役相印也、御判物御明け被成候儀相知候はゞ、非番同役申遣し、俄之儀に候へば見習之合印致

取仕舞候事も有之候

右箱左右錠前有之候、内御封印は紙にて包有之、鍵は御鍵箆筒より御懷中鍵にて出之、御仕廻被遊候節御封印

上箱は御小納戸同役相印共紙に包指置候、隨分念を入取扱可申事

一、二の御判物上箱同役相印内御封印也

一、三の御判物は御封印計也

右御判物御發駕之節御判物爲御持、二三の御判物は二本松へ被指置候間、御發駕宵日御廣間番へ相渡候、尤御用人中へ相斷、小書院二の間にて封印、上包紙取封印を爲見引渡候

御除長持御發駕前日御廣間番へ引渡し申候、尤同役相印也



一、前日左之通心掛候事

一、御菓子箱 但午年より相止御懷中被遊候事

一、御名札

一、御裝束左之通り

一、横麻長御上下

一、御刀

一、大絨綿入御熨斗目

一、御小さ刀

一、綿入御無垢

一、御脇指袋に入

一、袷御肌着

一、御印籠御下げ不被成候

雁御拜領上使之節御裝束

一、大絨御熨斗目

一、綿入御無垢

一、龍門半御上下

一、御刀

一、御脇指

一、御印籠

一、御巾着

右御裝束被指召、上使御請被成、直に御登城被遊候、夫より御老中様御廻勤被遊候

但夕七つ時に相成候へば御登城無之御廻勤計

一、御刀和中

右者御前御刀持御小姓へ相渡候

一、上使御刀取は和中無之候

一、安永五申年より御小納戸一人表御門之外へ熨斗目麻上下着用召出候様被仰付一人づゝ召出候、尤聞番中被罷出候間承合可相勤事

一、右者御參勤上使御暇之上使之節同斷

御土藏之御金櫃御明被遊候

一、御鍵箆指出御封印紙二枚御懷中被遊候

但御鍵箆封共三枚入候

一、御土藏へ御出被成候前日左之通り

一、御座敷奉行中より薄縁受取候事

一、前日より相知候者掃除人申立受取候事

一、毛せん

一、御刀掛

一、御金櫃鍵は此方に無之御勝手方持參致候事

一、御土藏へ入候面々之覺

一、御家老御用人御勝手方懸り役人御金役

一、御近習之面々御小納戸初外に罷在候、御小納戸は御土藏明候迄之事

天明四辰壬正月二十三日御金櫃候に付神谷儀左衛門、村島甚七郎召出御土藏相明候事、尤御前にては御出不被



成、御家老中初例之御役人計召出候、御金帳面等へ相認候儀は御金役木瀧來太左衛門相認候事、前に御小納戸御土藏明候計にて外に罷出候所、此度竹内兵介方指圖にて御土藏内へ相詰罷在申候事

一、當辰正月六日御圍被下相濟居候處、御内々にて御内所にて被下候旨被仰出候、右に付御上々様への御圍相伺候所左之通被仰出候

- 一、殿様 一、昌運院様 一、若殿様 一、亭姫様

右之方様へ計被爲遊候、此外本坂様御兄弟様へ被爲進候儀相止申候、御次之面々左之通り被下候事

- 一、御小納戸不殘 一、御小納戸見習二人 一、御伽三人 一、御相手一人
- 一、竹内兵介 一、田邊市左衛門 一、御内所御用聞不殘 一、崎田甚九郎
- 一、松本復齋 一、惣女中

一、御束帶之式覺

- 一、御冠 一、御笏 一、御袍 一、御裾
- 一、御下襲 一、御單 一、御表袴 一、御赤大口
- 一、御石帶 一、御平緒垂 一、御疊紙 一、御襪
- 一、御しと筒 一、白羽二重袴御上召 一、白羽二重御無垢 一、白羽二重御帶
- 一、御紐、内白羽二重、麻 一、衛府御太刀 一、御刀 御ながえの中へ入

一、御脇指 指に入れて差出す

一、御冠箱 但紫縮緬和巾包、桐油御簀箱入

一、御柳笠 但桐油御簀箱入

一、御裏無 一、黒茶鴉丸御合羽

一、絹丸御桐油

一、絹丸御腰簀

右之外御常例之内御駕籠蒲團の菅笠指出不申候

一、御城詰之者持參之品左之通り

一、夏御扇子 一本

一、御襪 一足

一、御しと筒 三つ

一、御油元結御櫛御曲棒

一、御煙草入 二つ

一、御圍串 一本

一、くけ紐 二筋

一、糸針鋏

一、御鏡 二面 但御出懸け御ながえに入

右者未之四月十五日 將軍宣下に付御登城如此

正 月

一、御參府好二本松にて可指出候

一、御大小 二通り

一、御小さ刀 二通り

一、御駕籠蒲團 一 但革塗直し、縁取替新規之内見計

一、御納戸茶縮緬三幅四方御和中 四つ 但御箱入御裝束包鯨三尺八寸四方程



- 一、紫一幅四方御和中 五つ 御刀和中御柄袋共同一尺三寸四方程
- 一、御納戸茶縮緬二幅四方御和中 一 御合羽包同二尺五寸四方程
- 一、御刀柄袋 一 表黒羅紗、裏黒茶丸笹縁黒
- 一、御脇指袋 一 表黒天鷲絨、裏紺玉虫茶丸紐紫
- 一、御納戸茶御股立紐 二筋
- 一、御菅笠袋 一 表黒天鷲絨、裏紺玉虫茶丸紐紫
- 一、御水香柄杓 一本 内外塗直し、御紋金活懸取直し
- 一、右棒 一本 塗直し、鐵物色付直し、紐黒房付
- 一、御菅笠 二階 御笠當白羽二重、黒眞田付、以前黒羽二重之所寛政四子年より如此
- 一、右桐油 一 黒紐付
- 一、紫羽二重御和中 二つ 二幅四方御箱入御櫛箱之類包鯨一尺八寸五分四方程
- 一、御手傘 二本 一、右袋 二つ 表黒羅紗、裏光澤麻紐黒
- 一、御鞭 二本 草津鞭也、但取柄黒天鷲絨、御腕貫煮黒目、鐵物黒、打紐房付
- 一、右桐油 一つ 紐黒、金御紋付
- 一、黒茶丸長御合羽 一つ 但銀牡丹付、以前は唐ごろの由之所當時如此
- 一、縮御桐油長 一 一、御挾箱 二對 但下地布着 一、御簀箱 一 但右同斷

- 一、御留木 一、御香木
- 一、御烏帽子 數見計 一、御直垂 一領
- 一、御上召白羽二重御袴 二つ 一、御末廣 一本

右染込物正月初方江戸表へ可申遣候事

二月

- 一、御參府に付江戸好左之通
- 一、御廣蓋塗直し見計ひ 一、御使番頭巾見計之上御防之心懸け
- 一、御忍兩掛網代見計 新規塗直し之内草青漆 一、右桐油
- 一、御忍御手傘 二本 一、右袋 一 紺木綿袴 一、御忍竹の子笠 二
- 一、右袋 一 紺木綿袴 一、御忍紙御合羽 但半合羽也 一、大敷紙 三枚
- 一、小敷紙 三枚 一、御床疊 二疊見計 當地御用無之に付御用之節拵可然也
- 一、下大奉 一束 一、下杉原 一束 一、中折 一束
- 一、漉返し 一束 一、小紙 三束
- 一、絹雜巾 四筋 二尺五寸づゝ、但二筋は御小姓へ可渡也
- 一、油紙 二十枚 一、筆 二對 一、墨 一挺



右之外新綱御船印挑灯杯好候事も有之候所、御書鋪守より好出候ても可然と申談候事

五月

一、八朔御用左之通り表好

一、御挾箱 四つ 塗直し見計

一、御柄杓袋

一、御手傘 見合之上

一、御簀箱 一 右同斷

一、御刀和巾

一、御柄杓

一、御鞭

六月

一、白御帷子吟味之事

一、秋よりの御装束塗込可申付事

一、暑中被下物伺之事

一、樟腦四斤位表好之事

一、御判物虫干之事可伺事

七月

一、横麻長御上下玄猪御用染込之事

八月

一、年始御用塗物之分左之通表好

一、御挾箱 五つ

一、御太刀箱一通り見計之上

一、御月見臺之物伺申付候事

一、御水吞柄杓 一本

一、御盃箱上箱共塗直し等見計

一、右袋並棒見合

一、御烏帽子箱塗直し等見計

九月

一、十三日御月見臺之物伺之事

十月

一、年始よりの御召物染込申付候事

一、御夜具吟味之事

十一月

一、寒中御進物伺之事

十二月

一、年始御用月初に吟味之上可申付事左之類



一、年始中御召物

一、御扇子

一、御足袋

襲衣冠

一、御冠 但四品迄は掛紐白、侍従より紫

一、白御上召

一、御單

一、御指貫 侍従以上紫之貫白、是を薄色と唱、四品以下花田貫白、是を小柳と唱

一、御袍

一、檜扇

一、疊紙御勝手次第

一、御冠箱より跡御束帶之通り 但御襪は足袋時節にても不相成、御願之上は不苦

衣冠

一、御冠 掛緒白襲衣冠に同じ

一、白御上召

一、白御帶

一、御指貫

一、しごき御帶

一、疊紙 前に同じ

一、御末廣

一、御脇指 前に同じ

一、御冠箱より跡御束帶に同じ、但丸合羽御腰蓑は上野御豫參之節御扱申立候處、心掛に不及候旨達にて相止め、尤御用部屋撥談は右二品御入用程之雨天に有之候へば不及旨達御延引に相成可申と有之候、拙者共御役

筋にては其時に及撥談相止候様指圖無之候迄は好可然事

一、御襪は襲之衣冠之節同斷之事

平日御裝束

一、風折御烏帽子 但四品迄掛緒白、侍従以上紫

一、白御上召

一、白御帶 但淺黄にても宜敷候

一、御直垂 但侍従以上也、四品は狩衣

一、御末廣 蝙蝠共唱候中啓

一、御刀

一、御脇指袋入 前に同 御右に持

一、鞘卷御太刀 御左に持

一、御太刀箱

一、御烏帽子箱 但和巾包にて

一、柳箱 御直垂大紋は御足袋は不苦、御狩衣は足袋之時節にても不相成、願之上は不苦、布衣は狩衣と同斷之事

一、四品之節御狩衣之節いらこ帯と唱來候處、唱違にて、擣衣と唱候由

一、平日九月十日より三月晦日迄足袋用候事

御直袖御元服之節

一、勝木小刀二本 左右双

一、御櫛 三枚

一、拓植御曲棒 一本



二本 松 藩史

一、御元結

一、高名刀 一本

一、御刺刀 一對

一、杉原たとふ

八三二

右亂箱入之品不殘新規拵候事

一、柳盤 但御直袖には不用 一、碁盤 但右同斷

一、白紅水引 五把 一、御鏡

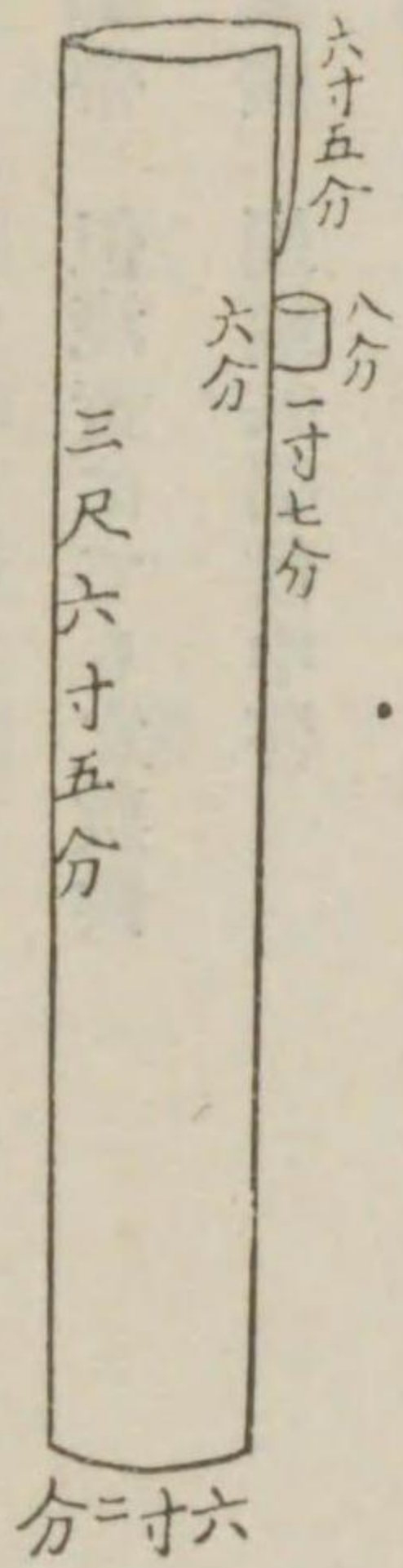
一、御(蝕字)器茶碗

一、白木三方

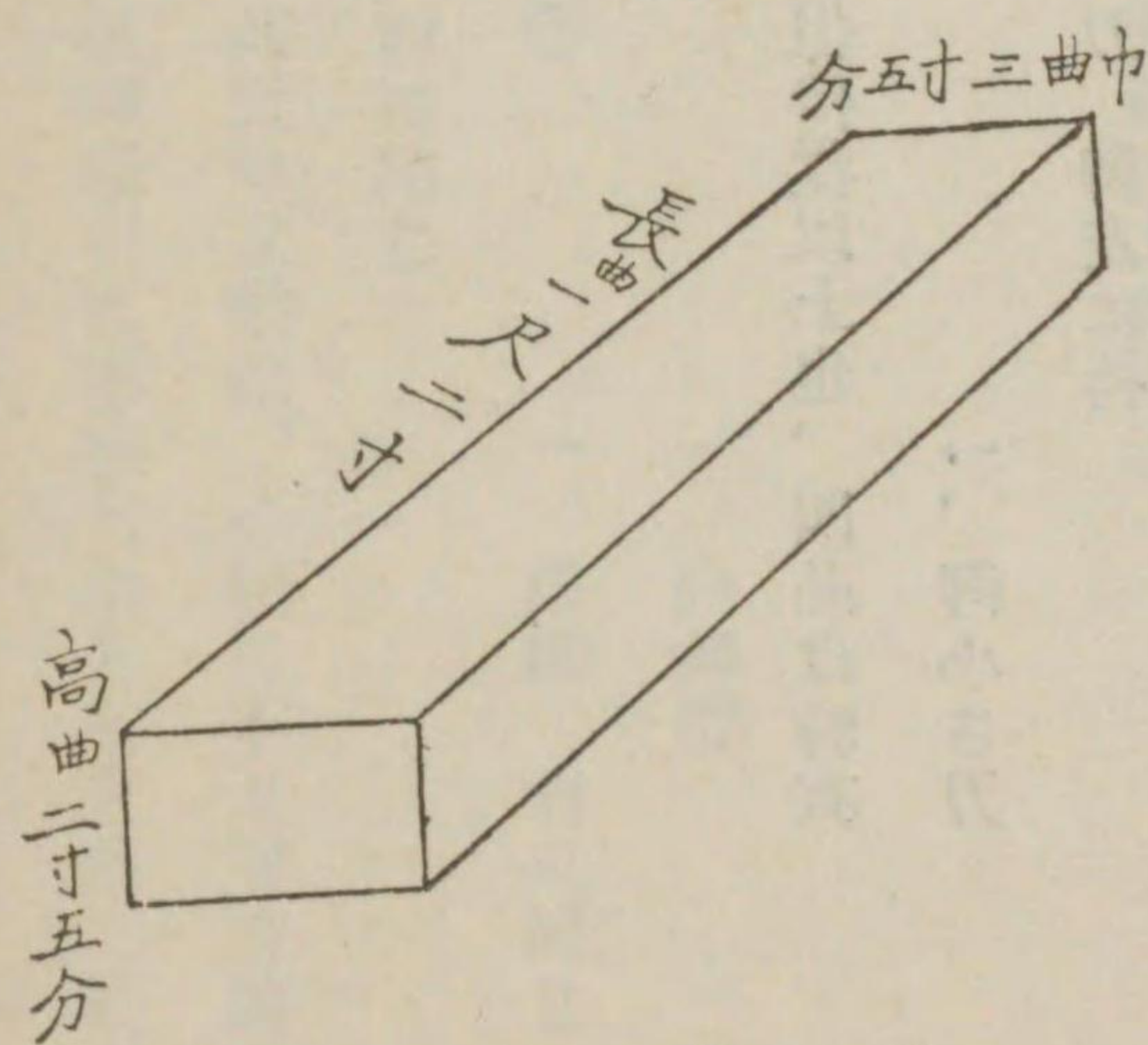
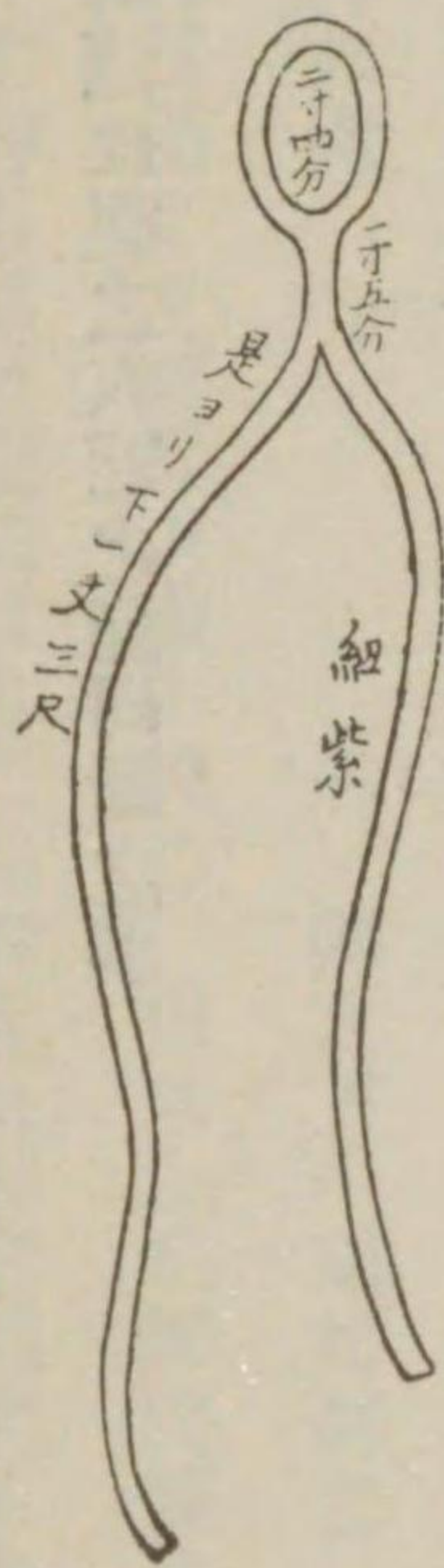
右之通り前廣に心懸置候事

諸品寸法

御脇指袋、黒天鷲絨、裏玉虫茶丸



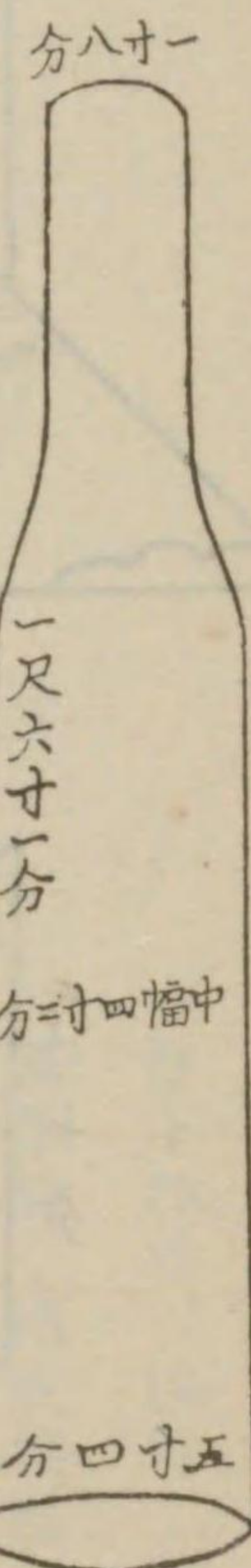
紐紫



法寸盤柳

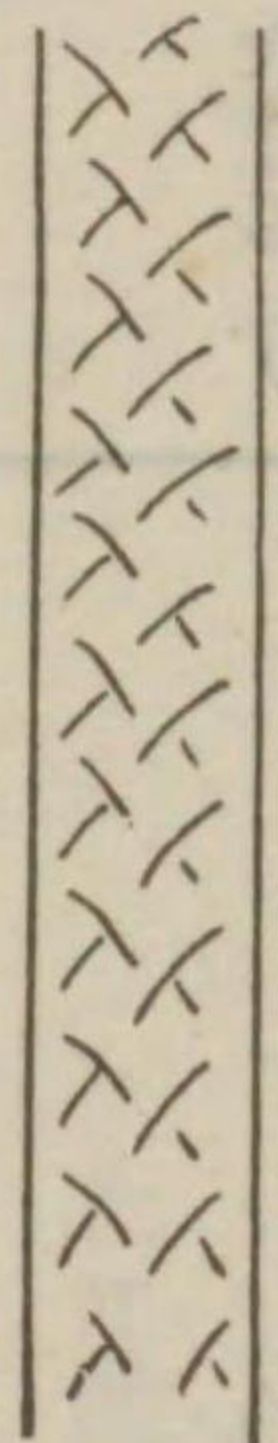
一、御刀柄袋

表黒羅紗、裏玉虫茶丸、  
笹縁黒

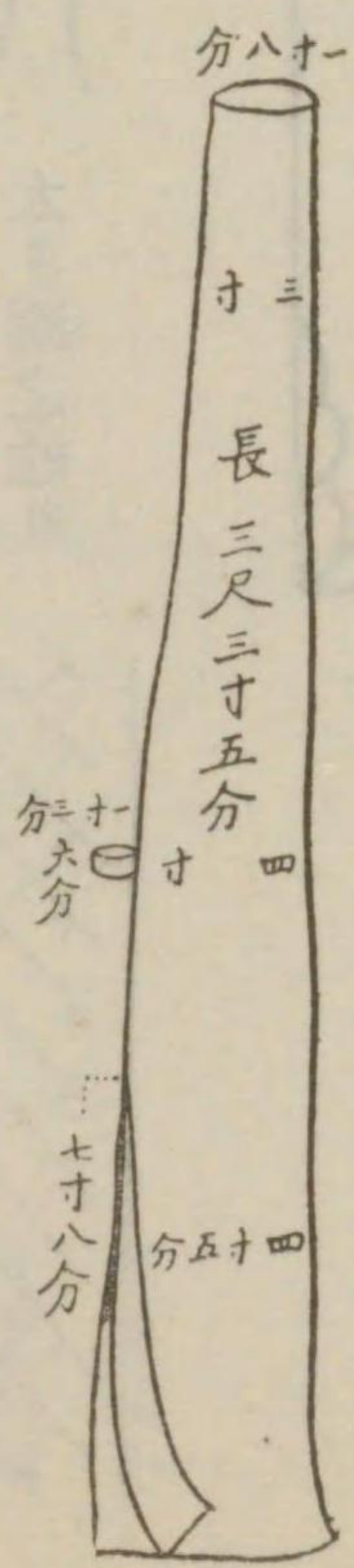


一、御股立、紐御納戸茶

長さ 一丈二尺一寸五分  
太さ 大抵圖之通り

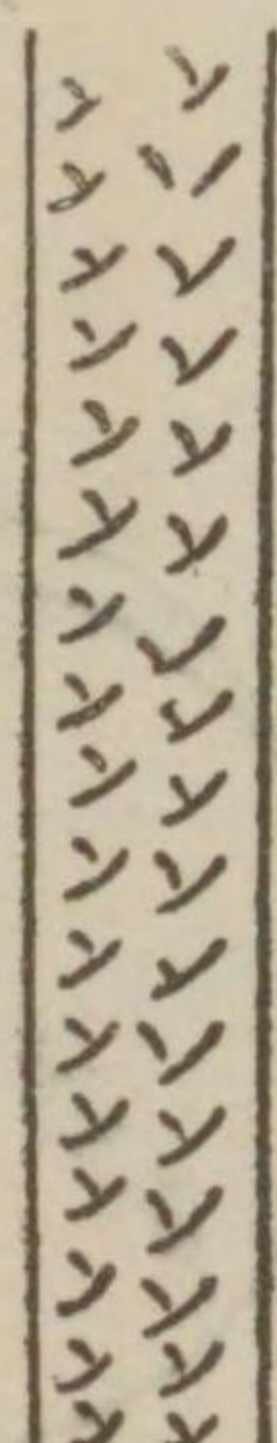


一、御傘袋 表黒大羅紗、裏紺麻



一、右紐黒

長さ 一丈三寸、一本紐  
太さ 大抵圖之通り

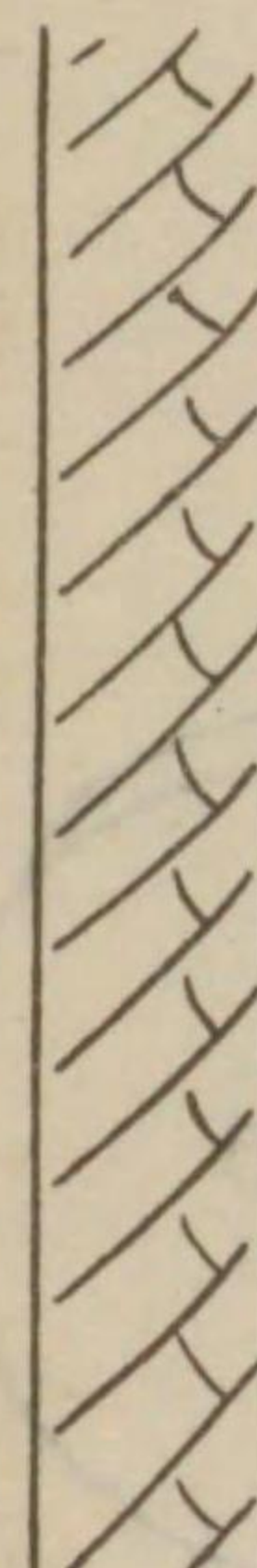


一、御菅笠袋

表黒天鷲絨、裏玉虫茶丸

一、右紐黒

長さ 二丈三尺  
太さ 大抵圖之通り





一、御笠袋 さし渡し 一尺七寸五分

一、紐黒 眞田 幅五分、七分 長さ六尺五寸五分

一、御挾箱紐 萌黄、長さ八尺

一、御襪寸法

一、右紺純子小紋柄

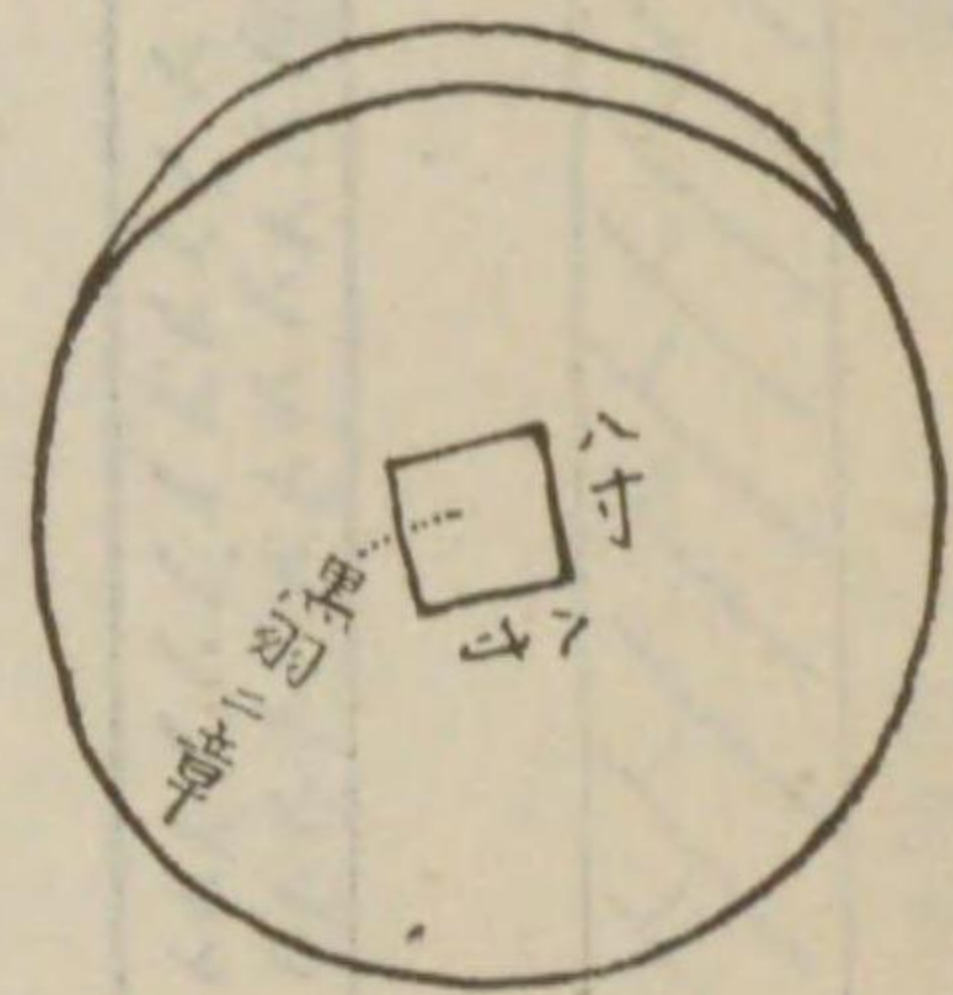
一、表鏡縁共、裏柳麻、三幅

一、御三徳 黒斜子、裏黒朱子

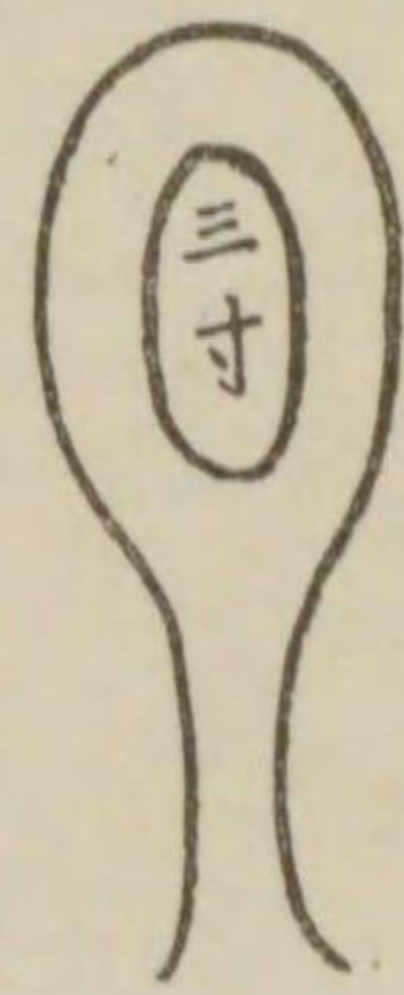
一、御扇子 親骨共、十二本

一、御三徳入 御楊枝指

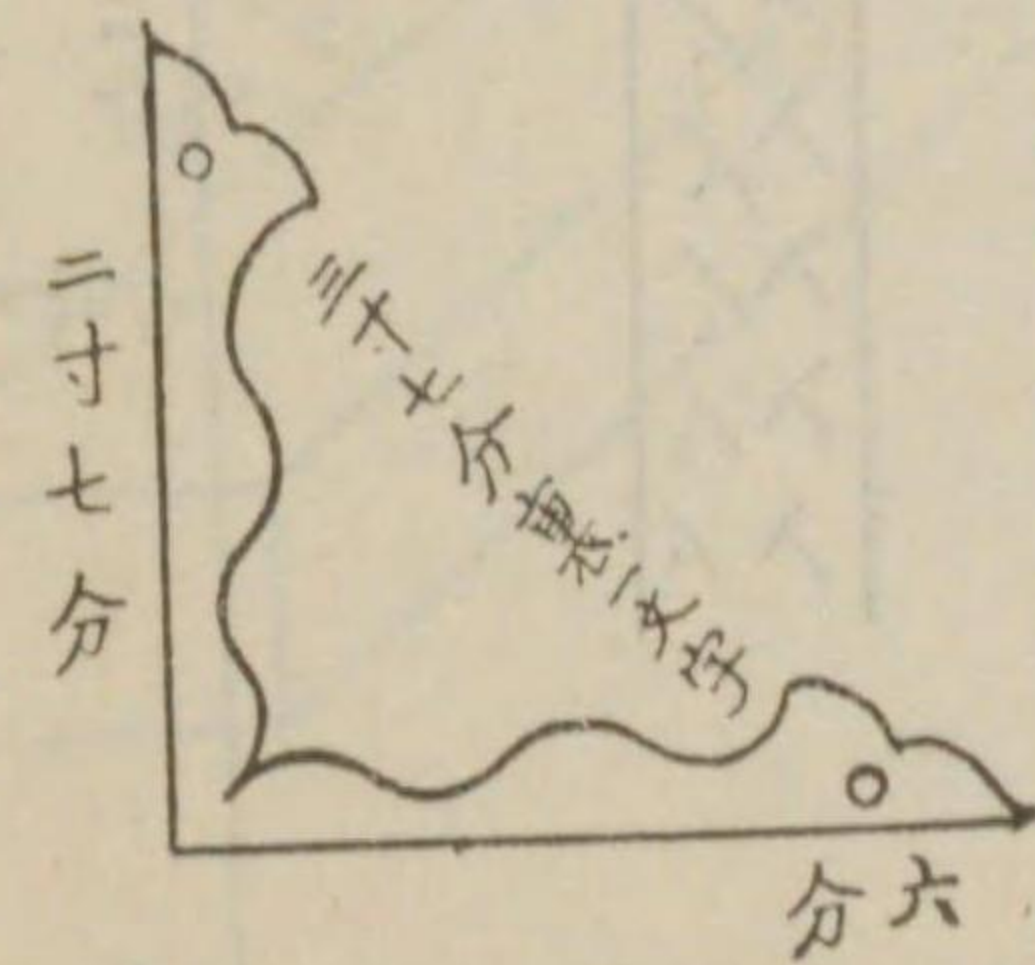
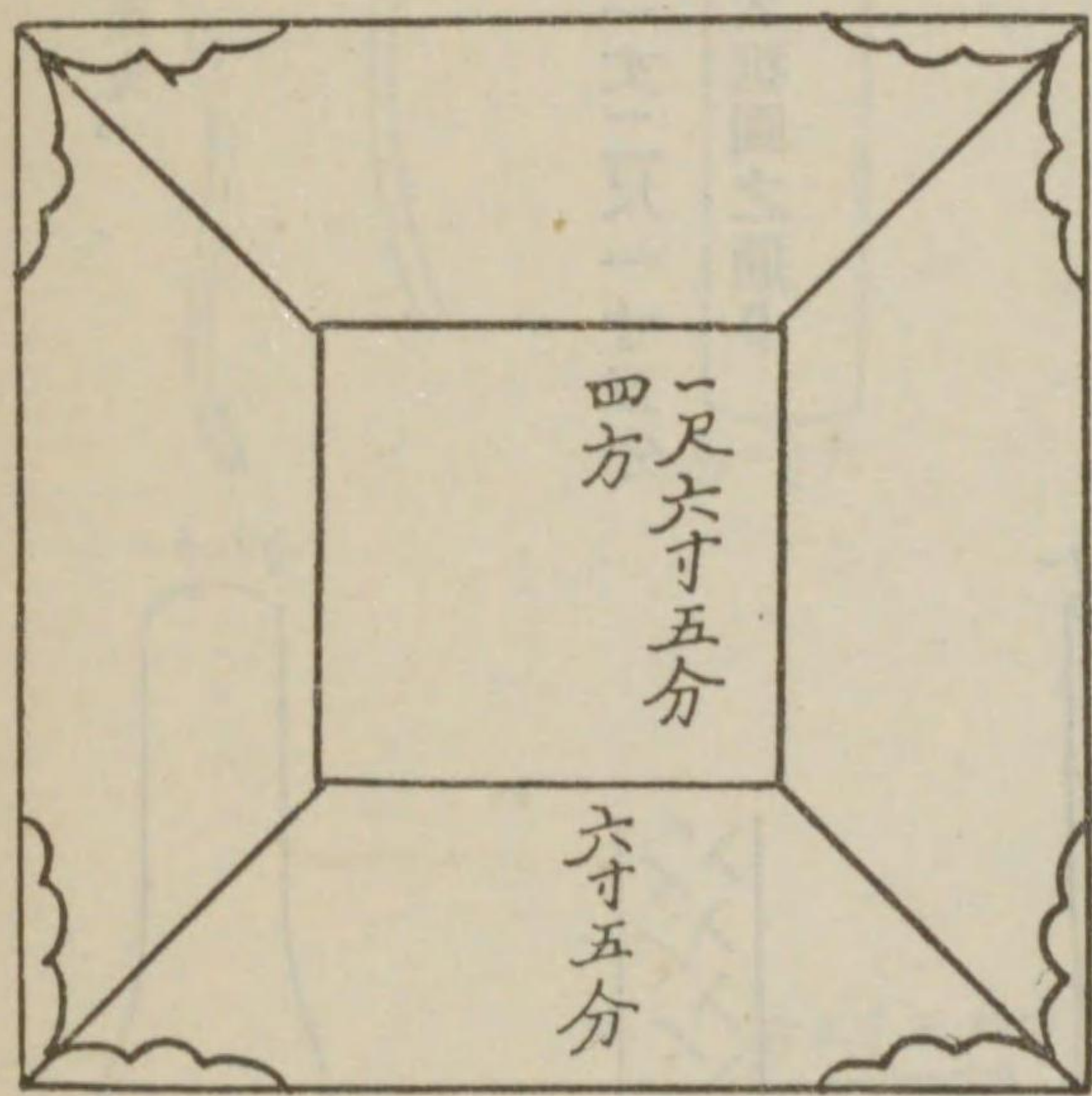
一、御きせる指 御兩袖



八三四

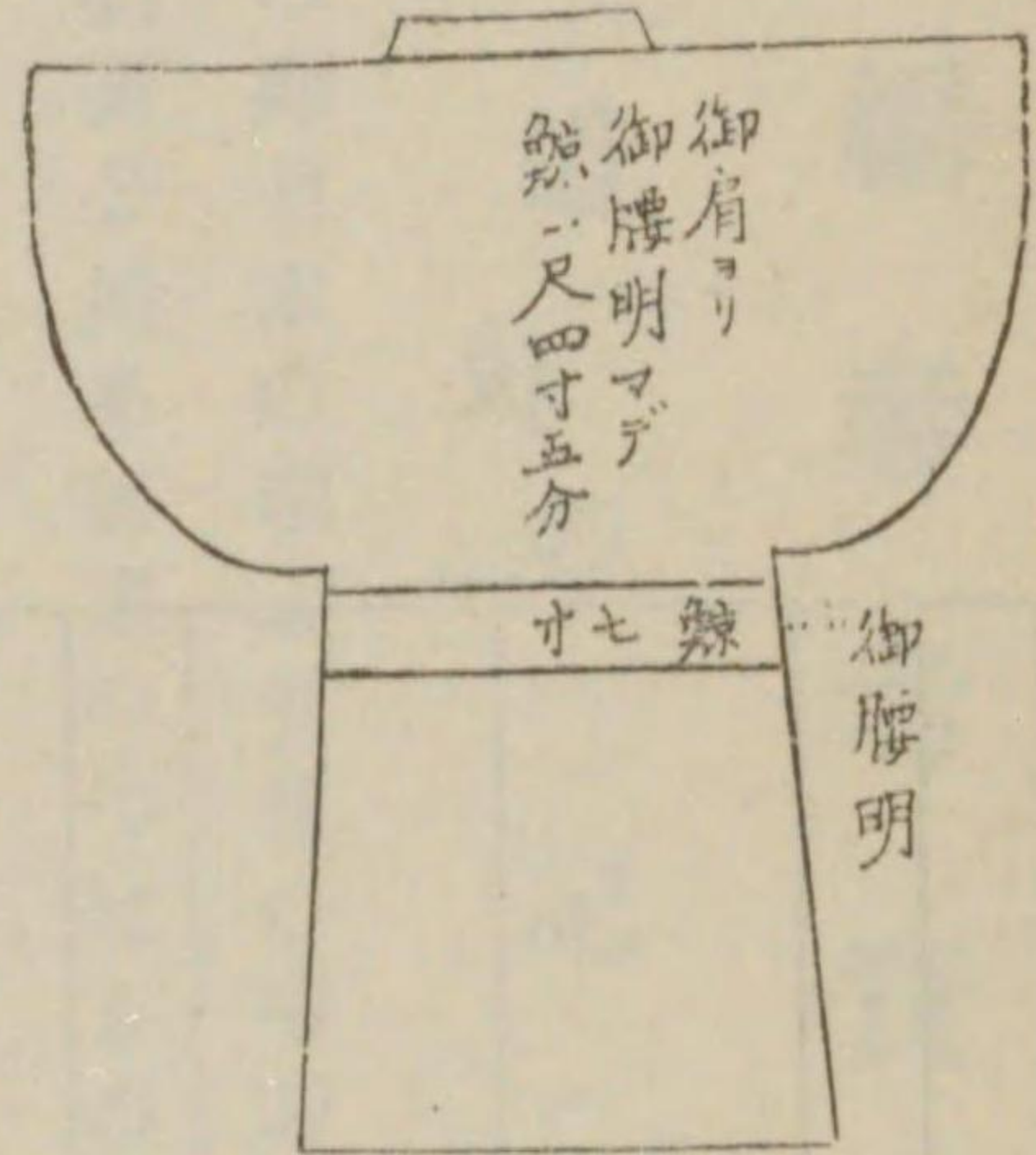


太さ圖之通り

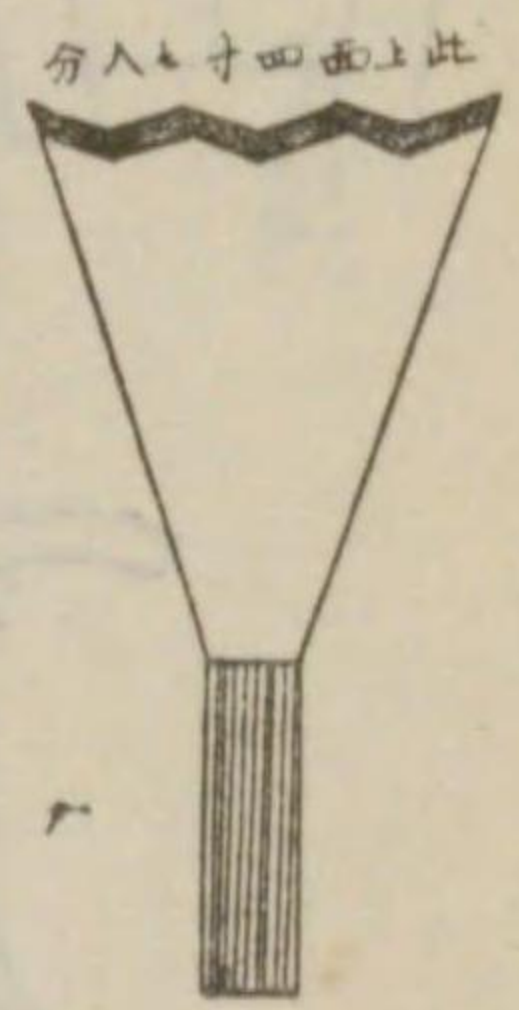


- 一、御襪寸法
- 一、右紺純子小紋柄
- 一、表鏡縁共、裏柳麻、三幅
- 一、御三徳 黒斜子、裏黒朱子
- 一、御扇子 親骨共、十二本
- 一、御三徳入 御楊枝指
- 一、御きせる指 御兩袖

一、御熨斗目 寸法 雛形

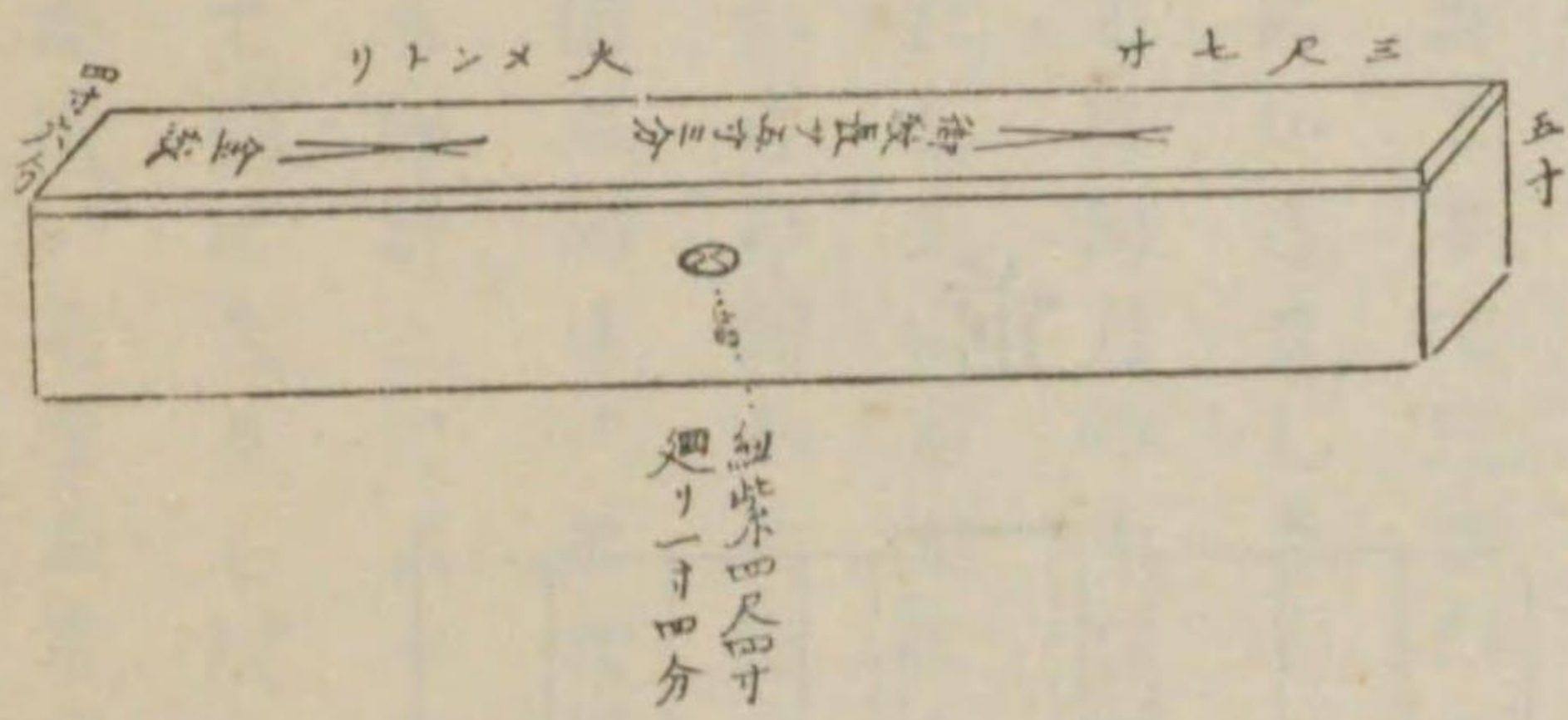


一、御末廣

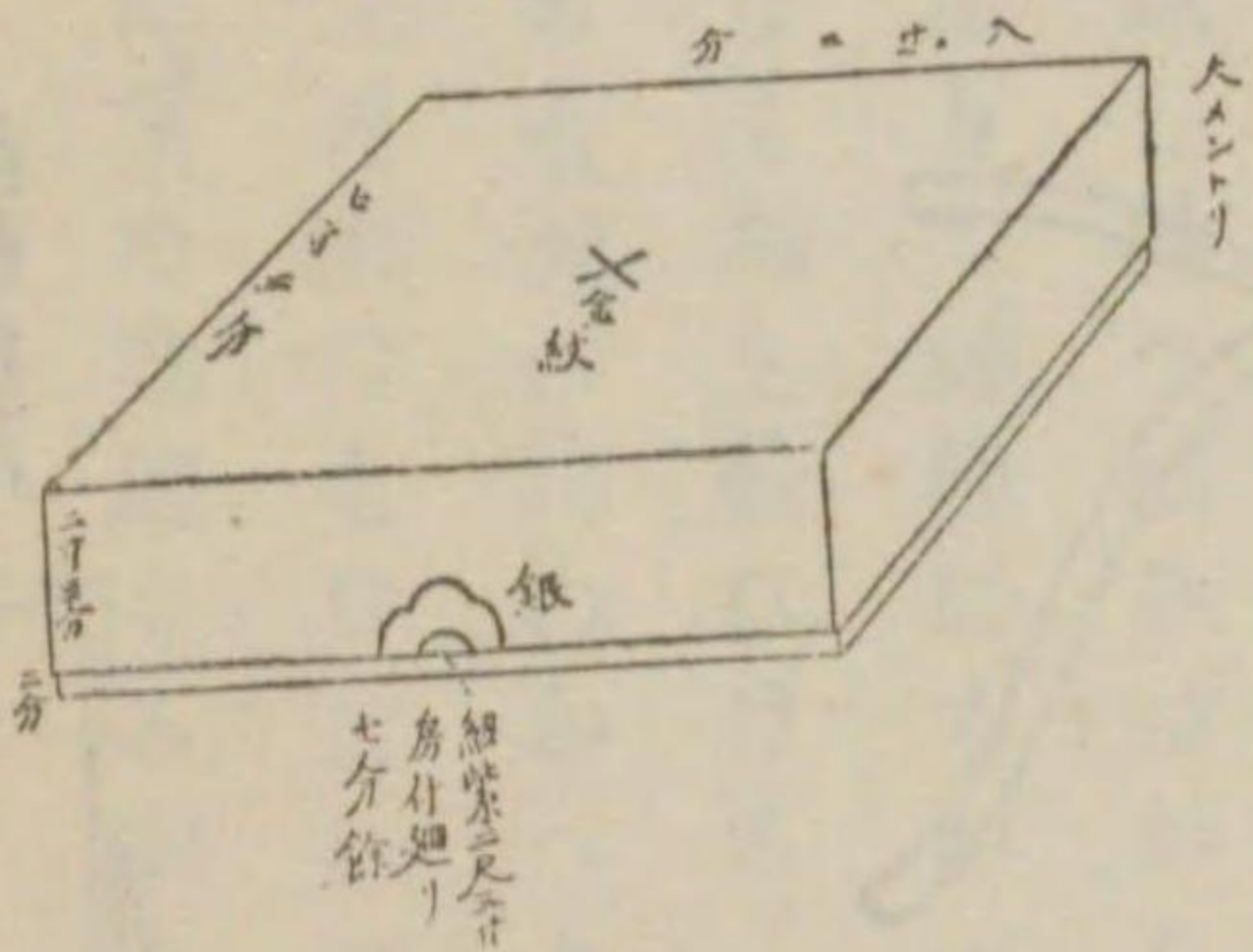


地紙上鳥の子、地紙より 骨下の寸、四寸二分半 親骨細く相成候處、地紙 より下り高く一分も下げ 候様相見え候 上に聞き之所折口丸く格 好能

一、御太刀箱



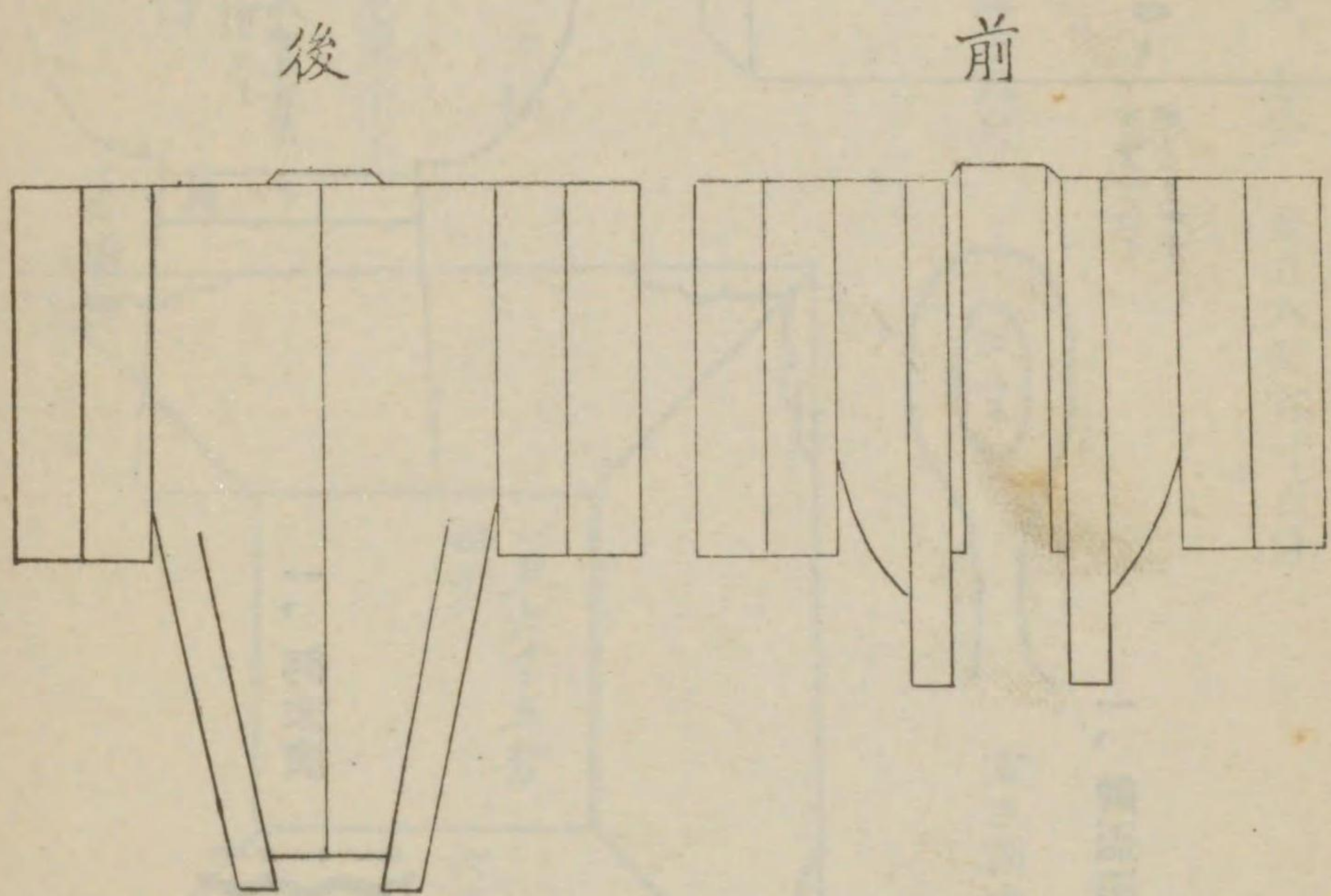
一、御盃箱



外黒蠟色 内金梨地



一、御直垂寸法鯨尺



一、御鞭桐油



### 第五編 参考資料

#### 一、道の記 (丹羽子爵夫人手記)

辰といふ歳の卯月末の頃より世の中おだやかならず、白河てふ所まで敵のおしよせて合戦あまたあり、仙臺公始め諸家のつはもの力をあはせて防ぎ戦へども敵はなかなか強きよし聞えけるに、わが公には五月末の頃より御身例ならず、また五郎のきみも水無月初の四日頃より一かたならぬ病のおこりて三度のものさへも好ましからずと聞侍る、我公例ならずまします折から五郎の君の殊にいさましろものしたまふべきに、かく病に臥し給へばみづからはじめ誰も心くるしう思ひけるに、同月の十日頃よりはいとたのみがたうなりて、神佛にちかへる甲斐もなう中の六日の夜あだし野の草葉における露よりもいとぞはかなく消え給ひける。播州とかいふ所なる親君はらからの聞かせ給はゞ、いかばかりか歎き給はめと、涙の川のかへりもやらぬ面かげを朝な夕なに偲ぶ間さへに世の中いよゝおだやかならず、文月末の七日にいたり、朝まだき敵のおしよせなむも難計とて人々打語らふも心ならず思ひしに、亥の刻過ぐる頃ともおほしきに、やすみ侍らむとて閨に入りしはしまどろむほどしもあれ、奥田のとみの事にて自らに逢はねばならずと聞えしかば、いそぎおき出でつゝ逢ひしに、敵はやおしよせ來むにいそぎ立のき給へと



なり。むねさへいとどろきつゝ今ははやせむかたもなう思はれぬ。

みね子、きく子、くみ子らはいと心地よげにいねたるに、人々のさわぎ立ちける聲に目覺めつゝ起き出でうち驚くさま何といはむも唯むねのみふたがり、菓子などあたふるに、常ならずとや思ひけむ。かたはらの人の背にのみつきそふもあはれなり。

子の刻過に、供も揃ひぬとて、名残をしようも住みなれしやかたをすて、夜すがらに出で行く。三年あと御二親君のすみ給ひにし宮下てふ所のやかたにしばしやすらひ給ひて、母君妹君諸共にこそとて立寄りしに、此處へは寄り給はずと聞けば、しばしいこひて又輿に打乗り、水原といふ所にいそぎむかふ。

峯子には何とせしか道すがらもとかく泣入り、をさな心の一すぢに家路のみ戀ひしみむつかり給ひて、つきそふ人々の心をくるしめぬ、晝ならばしばし慰むながめもあらむに、秋の夜のしのめ近く風いとひやゝかなるに、霧さへ立ちこめたれば、猶さら物がなしう思はれぬ。寅の刻にもなりぬらむ、鐘の音ほのか聞えて、吉倉とかやいふなる村を過ぎ、曉つぐる村鴉のねぐらを出づるを見るにつけ、二もとの松のやかたのなづかしく、行衛はいとゞ白河の關さへ今は恨めしく、やう／＼水原につき侍れば、母君始めはや待たせ給ひておはしましければ、ぬかづきつゝ夜すがらちゞに御心をつくし給ひぬれば、なやましろおはし給はむかと思まらするに、なか／＼御年に似ず、み心さへはれやかにわたらせ給ひて、さま／＼の御物語あり。

ふたもとの松のやかたを夜すがらに

あとに見なしてゆくぞかなしき

水原にて朝饋したゝめけるははや日も高う辰の刻過ぎにも成りけむに、何かは物さわがしうやがて智翫温齋といひける人の出で来て、二もとも今は限りと聞ゆれば庭坂てふ處までいそぎ給へとなり。母君始めみなうちむれ立出るいとゞ哀なり。

秋の日なればみじかくて、早や程もなう午の刻にも成侍れば、大森とかいふ所のいと狭き宿に着き侍りて、午餐などしたゝめしに、をさな子らの夜すがら歩みけるまゝ、疲れはてけむいと心地よげにやすみけれど、其にぎはしきこと何といはむかたも無きにはや目をさましぬるに、菓子などほしうもなり給ひなむと思へど、飯さへ中々に出で侍らで、いとさわがしき中といひ、母君のをさなどどうるさがり給はむかとわきまへなきものゝ心の中を思ひやり、ひとり心をいたむる程しも、我公には二もと松を立出この處まで程なう着かせ給ふべきよし聞えて、母ぎみ始めいそぎ出ましぬ。

いと暑う、夜すがら來しみちなれば、人みな疲れはてたれど、是より庭坂といふ所まで行くとして寅の刻過ぎ侍る頃、洲川といへるところにかはらの有り、此處に渡場もありければ、渡らむとするに、舟とてはなくて、水の音のみとたかく、輿のうちより見るさへおそろしきに、かたはらの人々は皆あゆみてぞこゆる。峯子らはかごだにしばしも好まねば、いかにせましやと思ひわづらひ



て行き過ぐるに、又も渡しの有りて、日もはや暮るゝばかりなるに、たゞ一すぢの丸木橋ありて、輿にてかよひかぬるをやうく、に渡りぬ、心々に神佛のみたすけをいのりぬるみかげにや、皆人々さはりもなくてうちこえける。

日もはや西に入りそむるに、みちすがら宿やいづくぞと問へば、今宵は清水寺といふ寺に着かむといふ。いそげども道はかどらず。實に秋の夜のならひに、虫の音ほのかにきこえて、いとゞ哀れを添ふるなり。やうく、清水寺につき侍れど、峯子始めいかにせしか今に見えずとて待ちわびつるに、ともし火かすかに見えそめて、やうく、着きにける頃は戌の刻過にもなり侍りぬ。今宵はみな、此處にやすみぬ。

す川とかいひし渡しを越ゆる身の

あはれにつらきうき世とぞ思ふ

さだめなきうき世の中と思ふかな

きのふにけふはかはる旅寐に

しばらく此寺にくつろぐべしとて、母君始めみな人々髪などゆひ直しけるに、けふは末の九日巳の刻過とも覺しく、南の空はるかに煙の立ちのぼるよしいひのゝしる。なにの煙ぞととがむるに、今ははや二本松に敵入込み、城もあへなく落ち侍りぬとなり。女子のあさましき涙のみ先だち、行先いかにやと思ひやらるゝが、今日よりは米澤公の恵をうけ侍る可きよし聞えて、此日申

の刻清水寺を立出づ。

さきの年あづまより下りけるときはよそほひなどいさましようものしけるに引かへて、今日の旅路は皆人々あはれに淺ましげなり。折から空かきくもり、道はかどらず。きりからしとかいふ所よりは坂の有りて小高くなりしに、夕日もはや山のはに入りそむるところとなれば、はるかに煙の見ゆるもふたものやけはべる煙かといとゞ猶なみだのみ出でつ。早くれ六つにも成る頃、村雨のふり出づるに、雨具なければ、皆人々の哀れなる姿を見るもいとゞかなしうおもはれて

夕まぐれはるかになびく煙をば

みるにつけても哀れそひつゝ

村雨のふるにつけても戀しさの

なほまさりゆくふたものやど

かくいひつゝ、おく深き山道をゆくに、家の子たちも皆々あとより追ひ來つ。幼児の泣入る聲の聞ゆるに、親だちの心をば我身に引きくらべ、いとゞ涙のやるせなく、汨りまではなほ四里もあらむと聞くに、道はますく、をぐらくて、ともし火さへまどほなれば、道いとはかどらず、戌の刻ばかりにやうく、李平につきぬ。家居もとより廣からねば、母君はじめ、つきそふ人々の足さへやすめがてなり。しばしくつろぎはべらむと母君のたまへば、自らも峯子をいだきたるまゝに



て、よるものさへなきまゝに、たゞ足のみやすめつ。丑の刻ともおぼしきころ我公のいらせ給ふと聞えければ、皆おき出て待つほどもなく、御身にさはらせ給ふこともなくていらせ給ひぬ。母君ともしばし御物語あり。程なう夜もあけぬれば、我君には出でさせ給ひ、母君はしばし後れて立たせ給ひぬ。

此處より程近う、うぶがさわといふ所に關門ありて、此には我公はじめうち揃はねば米澤公には通し給はぬと聞く。ほどもなく關門に來しに、家の子たち多くうち群れてありしが、あはれにのみ見えて、何といはむも涙のみ出づ。待ちける事は五つ過頃よりはや午の刻にもなりなむ、皆人々も物ほしうなりて、いとく／＼なさけなき姿なり。母君妹君自らはこしに打乗りけれど、つきそひ侍りける人々は道すがら足だに休むるひまも侍らねば、つらさ思ひやらる。折から風さむく、空かきくもりて、村雨の降り出でければ、猶さら物かなしう、わけてをさなき子たちのいとほしう思はるゝに、道さへはかどらず、やう／＼未の刻過ぎて板屋宿といふ所に着く。かの所もいとせまくて、やう／＼晝飯したゝめしに、たそがれごろ物騒がしうなりて、敵のおしよせむも難計とて人々の聲高ういひのゝしれば、心も落ちつかで、夕げさへむねにとほり侍らず。行ききとてもおしはかられずと聞え、心のうちもいとくるしう、程へて人々静まりしかば、今宵はこゝにとどまりぬ。雨もしきりにふりそゝぎて、臥するとすれどいと猶ねられもせで、さまざまの事のみ思ひつゞけぬ。大垣なる御二親君もはやいたう御年もかさね給ひ、みづからもはや三そ路三にも

成りぬるに、海山遠くもふかき御恩は送り奉らましを、此たびの事聞かせ給ひなば、いか計か御心をなやまし給ふらむ。せめては文だにおくりまゐらせなば、さぞ悦び給ふらむに、きさらぎの頃よりは絶えて音づれなく、七年あとの春二本へ引越し侍りける折からも見えまゐらせざりしかば、御なづかしさの明くれ忘るゝひまもなく、折々は夢に御姿の見えては、いとうれしうさまざまの御物語などありけるを、うつゝに見參らせむは、いつの世にかと、朝な夕な神佛にちかひつゝ、峯子を見るにつけても、御二親君のいかにみ心をくだかせ給ふらむと、世をうらみ、身をもかこちつゝ、泪に袖もほしかぬるに、はや夜もほの／＼あけわたりて、雨もをやみになりたり。けふは板屋峠と聞く。きのふの雨に道いとはかどらず。聞きしにまさるてふ箱根の山も及ぶまじきと思はれ、あへぎ／＼歩み行く人の心も思ひやられて、尙さらくるしうこそ。さゝやかなる人家の有りければ、人々みな喜び、たちよりて茶など乞ひ得て、しばし休らふ。是より四里、ひつじの刻過ぎ大澤宿といへるに着き、ひる飯したゝめ、いそぎ立出づ。こゝより米澤へは程近しと聞きて、人々いさみたつ。

米澤表へ成の刻過ぐる頃着きぬるが、女子なれども何となうはづかしう思はるれば、ましてをのこ子たちの心のうちいかばかりと思ひやらる。

やう／＼此處に落着きしに、此處は神明の神主ときく。今宵よりはこゝをとまりと定め、やうやう心もやすらひぬ。とかくさまざまにもてなさるゝに、いとうれしうなむ。母君妹君にもち



かき所に落着かせ給ふよし、是も米澤公のふかき御情によると聞く。昔より人々の物語りにきゝけるに少しもたがはず、我君はじめ家の子たちに至るまで、皆残りなく厚き恵をかけ給ひしことは、千尋の海も及びなく、ことさらに思ひ侍りぬ。

葉月はじめの九日、二人の子たちは仙臺へうつさるべしと聞くに、名残のをしまれて涙にのみくれけるに、又母君妹君には會津の方へうつり給ふとて、同月の朔日米澤表を出給ふ。只涙のみ先立つを、又逢ひまゐらせむ事のみ契りつゝ、しばし別れの袖をしぼりぬ。

程もなく、婿養子にとて頼丸君を給はる。其御情は中々筆に盡されず思ひしに、頼丸君の方より我住む方に來給ひて、悦の盃とりかはしけるうれしさよ。

かくばかり厚き情にふたもとの

まつのみどりも色をそへつゝ

今年よりいやおひしげれいく万代

みどりをそへよふたもとのまつ

程もなう十五夜の月をながめしに、常はおもしろうながめけるを、ことしのみは心の澄みわたらねば

かくばかりかはり行く世ぞうらめしき

さやけき月を見るにつけても

こたびは敵會津の方に押寄せなむとすと聞き、母君妹君の御上いとく、心もとなく思ふに、會津より家の子の米澤表に來つるが、母君妹君には會津公と諸共に籠城ともいひ、又御立ちなりしとも聞え、とりふの物がたりに、やすからず思ひけるに、同末の三日朝まだき會津を出給へるよし報せあり。母君妹君にも、御乗り物さへいとむづかしく、殊に危ふき御難の有りけると聞え、夜すがら檜原峠とかいひけるを、子の刻頃ともし火とてもなく、たいまつといふ物を一つ二つにてこえ給ふよし、こゝの峠は板屋よりも一しほさかしくて、とまりの宿もなく、食ふべきものもなきよし。かくて末の九日、午時ともおぼしき頃、けふ母君の着かせ給ふとて、人々用意あれば、いとうれしうみづからもゆきたう思へどもまゝならで、濱女を出だし、にたそがれのころ母君妹君、かたはらの人々まで恙なく着かせ給ひぬ、御さわやかにわたらせ給ひて、聊かのみつかれもなく、殊更悦び給ひしと聞き、今更にもうれしうなむ。

やうく、菊月初の八日頃二本も今ははや降參とかきこえ、日野氏ふたもとへ参りしと言ひて出でしに、いとうれしう、程もなく歸られるべしと人々打よろこぶ。

中の三日、後の月見とて、宿の主人より御酒さまぐの品給はりければ、今更に名残も惜しまるれど、ふたもとのこといとく、なつかしうこそ。

長月の空さへいとすみわたり

かげもなつかしふたもとのやど



同き中の六日こゝを立出よとなり。母君は中の五日に米澤表を立たせ給ひ、みづからは六日辰の刻頃立出で、大澤宿にやどる、こ度はいそぎ行くにも及ばじと聞えしかば、今宵はうちくつろぎてとまり侍りぬ。

七日朝立出で、いたや峠をゆくに、こたびは雨もふらず道すがら四方の山々谷々みなもみぢして、いとつうくしう、暫しはうき事も忘るゝ計り見渡されぬ。米澤領のもみぢ葉はふたもとのよりもまた一入にぞ染めいできる。

あだゝらの山のにしきも及びなき

からくれなるの木々のもみぢ葉

紅葉の木々のにしきを見わたせば

しばしはうきもわすられにけり

かくいひて行きけるに、李平へはゆきかねて、きりからしといふ所にてはや晝飯時に成りぬれば、むさくるしきやどの有るにてしたゝめつ、いそぎ立出で、庭坂にたどりつきてとまりはべりぬ。八日朝辰の刻庭坂を立出づ。しばし行くに、櫻木といへる名主の有りて、立寄り給へといひけるまゝに立よれば、赤き飯にみ酒さまゝの品出だし、かば、皆人々ことさらよろこび、打むれてたべ侍る。風情のをかしさいはむかたなし。それよりほどもなくす川の渡しにかゝる。こたびは昔にひきかへて、板橋かけ渡したれば、立のきつる時の事のみ偲びつゝ、眺め越えぬ。

大森にて晝飯をしたゝめ出行くに、道廣からねど、空も殊にうらゝかなれば、かごより出てあゆみしに、かたはらの人々もわづかに四人のみなれば、折々は木かげに佇みやすらひつゝゆく。このわたり石坂のみ多く、あつさはあつしのどさへかわきぬれども、湯水をもとむべきたよりもなくて、一里餘りあゆみて申の刻やうく、水原に着く。こゝには二夜とまりぬべしとなり。人々悦びてやすらひぬ。

二十一日、けふは二もとの大隣寺といふ菩提所に着きぬべしとて、いとくうれしういさみ立つ。申の刻過ぎに着きはべりぬ。

けふはまた我住なれしふたもとに

かへり行く身もあはれなりけり

都や子

明治元つちのえ辰の七月二十七日より道の記

附 録

原本もと本邸の御所藏にて未定稿のまゝなるが、その寫本の外間に存在するものまた少からず。今活版に附するに當り、十分校合を試むるの餘日なかりしは頗る遺憾なり。原本もと題なし。然るに此を道の記と題せしは著者が原稿末尾に附記せし文字に資りしはらく題名となすのみ。



編中に散見する人名中主要のものを丹羽家系圖等より抄録して蛇足を加ふること左の如し。

【我公】 當時二本松十二代城主丹羽長國公。少名保藏。五郎左衛門。越前守。從四位上。侍從。左京大夫。後正三位。天保五年甲午四月十四日産于奥州二本松。父丹羽右京大夫長富公。養母筑後久留米城主有馬中務大夫頼貴嫡上總介頼端女。生母長富公妾松尾氏某女。同七年丙申四月出府。嘉永六年癸丑四月娶戸田氏正女久子。安政五年戊午十一月十一日父長富公致仕。家督更名左京大夫。明治元年戊辰夏。黨與奥羽列藩。誤抗衡官軍。是以十一月被止官位。尋而收二本松城地。閉居于徳川茂徳邸。同二年己巳九月罪解許歸隱于二本松藩。明治三十五年壬寅四月襲從四位子爵丹羽長保公後。同三十七年一月十五日薨于麻布六本木邸享年七十一。

【都や子】 公夫人久子別號。

正三位丹羽長國公室。濃州大垣城主戸田采女正氏正女。嘉永元年戊申九月三日成約。同六年癸丑四月三日成婚。明治三十三年庚子一月二十五日卒。享年六十有五葬于青山墓地。

【母君】 長國公養母。前城主長富公室。筑後久留米城主有馬中務大夫頼貴嫡上總介頼端女。文政三年庚申四月整婚。明治六年癸酉三月二十八日卒。葬于泉岳寺。

【妹君】 長富公女美子。嘉永二年己酉五月二十五日産于奥州二本松。安政六年十二月約嫁于徳川廳下臣一柳播磨守某嫡一太郎某未整婚姻而一太郎卒。故離縁。後明治三年四

月再嫁于磐城國湯長谷藩知事内藤政憲。同十二年十二月離縁。同十七年四月再嫁華族岩城隆邦。明治二十六年七月卒。享年四十五。葬于淺草總泉寺。

【五郎君】 國敬。小名四郎。後改五郎。長國公養子。安政三年丙辰正月産于江戸三河臺邸。實丹羽長貴公外孫一柳播磨守某四男。明治元年戊辰二月約爲長國公養子。同三月在京家臣呈養子願書于太政官。官速許之。時當戊辰之變。驛路混亂。音信不通東國。六月十七日未奉官許而夭。享年十有三。葬于城下大隣禪寺。

【峯子】 長國公女。母濃州大垣城主戸田采女正氏正女。慶應元年乙丑正月五日。産于奥州二本松。明治戊八月約配于丹羽長祐公。同十五年壬午三月整婚。同十六年癸未十一月十九日卒于東京麻布六本木町一番地。葬于青山墓地。享年十有九。

【菊子】 長國公女。母田丸氏。慶應二年三月二十八日産于奥州二本松。明治五年二月約嫁于華族稻葉正邦嫡正凝。同年八月離縁。後爲正邦之養女。同十年癸丑十八日夭。

【久美子】 後改組子。長國公女。母田丸氏。

慶應三年丁卯九月五日産于奥州二本松。明治三十五年壬寅十一月長徳公室。

【頼丸君】 長國公養子。十三代長祐公。

安政六年己未三月十五日産于江戸櫻田門外邸。實出羽國米澤城主上杉彈正大弼齊憲九男。



生母讚岐國高松城主松平讚岐守頼恕女。明治元年戊辰八月約爲長國公養嗣。以公長女峯子爲妻。是長國公避二本松城兵禍。携家族逃于米澤之時也。同年十二月賜二本松城五萬石。改名長祐。同十九年七月二十九日卒于麻布本邸。葬于青山墓地。享年二十有八。

【濱女】 老女。號濱岡。相州藤澤人。葬于大隣寺。

【奥田】 稱彌兵衛。奥老職。

【日野】 稱源太左衛門。家老職。

【智翫】 黒田傳太夫隠居名。

### 二、麗性院様隨行記

麗性院様 美姫様辰七月二十八日大事件之節御立退より同九月十九日龍泉寺へ御戻相成候迄の記

辰七月二十八日曉八時

麗性院様 美姫様本坂御殿御立退御供之面々左之通

郡代隠居	小澤	知還	城代隠居	黒田	温齋
御用人隠居	脇屋	竹山	奥	老	丹羽紋右衛門
御用聞	三澤	小兵衛	美姫様御用聞	猪越	市十郎

御用聞	加り	舟橋	條	輔	御徒目付	加藤	佐十郎
御徒目付	渡邊	彌平	太	同	池田	一郎	兵衛
同	渡邊	靜	司	厨	番	佐久間	喜藏
厨	番	三井	金藏	同	同	金本	庄藏
同	加り	大内	覺治	御料理人	高田	卯右衛門	
御料理人	本多	繁藏					

御供女中左之通

老女	龜岡	中老	瀧尾	表使	磯田
御側	ふさ	み	の	き	ぬ
御小姓	つる	御次	ふ	ま	き
男居	雲井	明石	又下女	六	人

一、福岡柳沼善佐油井村遊佐易藏方にて御休、水原村名主丹野又市宅にて朝御膳被召上、暫時御小休にて同處御出立に相成候處、此邊百姓共不殘軍夫にて人馬とも更に無之、御夜具並御召物入長持を始、女中着替入長持諸役筋御用物入長持等都て四棹繼立不相成、御料理方御長持一棹計



御手人にて昇せ御出立に相成、其餘は繼立不申候に付、米澤御城下御着迄は、御二方様とも御夜具無之、御供女中何れも風呂敷包を背負ひ御供いたし、同日大森御小休にて庭坂清水寺と申禪院に御旅宿、同夜は、御奥様にも同寺に御止宿、淨珠院様には同驛別院に御止宿

七月二十九日 半雨

一、金本庄藏本坂御殿迄御指戻し御品持參可致と罷出候へ共、最早御城下へ入候事不相叶、水原邊より罷歸候

一、大内覺治水原村に御指置に相成候御長持持送り方爲才判指戻し、同人種々骨折才判致候得共、何分人支にして持參不相成候旨罷歸申聞候

一、昨二十八日は二本松表の形勢宜旨申來候間清水寺に御逗留被爲在候所、同朝四半時頃より二本松之方角に當り火之手上り上下一同心配罷在候所、九半時過頃御落城之旨早御使來り、米澤表へ急ぎ御越相成可然旨に付、米澤表へ御家族様其外御家中家内不殘米澤御城下へ罷出候に付、右御頼御使者丹羽紋右衛門早駕籠にて出立、渡邊靜司板谷宿迄御用有之罷越し、夫より、御三方様とも同所御出立、同夜六半時過李平御本陣へ御着、同所に御旅宿に相成候

八月朔日 雨

一、李平御本陣早朝御出立、同夜板谷宿大坂屋久七と申者方に御止宿之處、翌二日大雨に付同所御逗留、御奥様淨珠院様には別宿御宿

八月二日 大雨

一、前條之大雨に付御逗留之處、同日夕刻に至り李平驛迄敵押來候旨風聞甚敷、驛中俄に動揺いたし候に付、既に同所御出立に可被成と御供揃に相成候得共、妄説に有之旨實否相分り、御出立相止候得共、御先へ罷出候女中共爲迎人指出呼戻候

八月三日 半晴半雨

一、板谷御旅宿御出立、大澤驛齋藤四郎右衛門と申者方御晝御膳所にて、同夕六半時過米澤御城下へ御着、同所東町遠藤寛左衛門と申もの方御旅宿に相成、同所御先詰丹羽紋右衛門和田要人、米澤より羽鳥幸四郎と申仁御待受掛り被仰付候旨にて罷出諸事才判いたし候、同夕米澤様より御二方様へ御酒御料理被進、御供之面々一同へ御酒被下、御逗留中上下一同御賄被下候

御傳女中	八木平太夫	はな	御側女中	大鐘彦市	ふさ
御小姓	渡邊彌平太	つる	御仲居	日下部佐平	梅ヶ枝
男居	安田美藏	雲井			

一、米澤御逗留中相替義無之付略す

八月十一日

一、御二方様とも會津表へ被爲入候付御供之面々左之通



横江喜右衛門	小澤知還	丹羽紋右衛門
三澤小兵衛	猪越市十郎	有賀嘉藤治
永井文右衛門	平田幸助	根本源左衛門
關屋有隣	服部恭安	近藤玄貞
加藤佐十郎	渡邊彌平太	渡邊靜司
三井金藏	金本庄藏	渡邊文左衛門
高田卯右衛門	本多繁藏	

一、池田一郎兵衛儀去七日米澤出立、御途中爲御宿割會津表へ御先に相越候

一、同日關宿御小休、同夜綱木着、中川孫四郎方御旅宿

八月十二日

一、同所御出立、檜原驛御小休、大鹽驛田中清左衛門と申者方に御宿り、池田一郎兵衛會津表より爲御迎早駕籠にて罷出申候、右者會津表御手配申上候ためなり

八月十三日

一、同所御出立、熊倉宿御小休、鹽川驛近江屋文内と申者方御宿り

一、池田一郎兵衛熊倉驛迄御供仕、夫より指急ぎ若松表へ罷越候

八月十四日

一、同所御出立、二軒茶屋御小休、若松御城下へ御着、御途中迄會津家之御使者罷出候、御城下入口迄御先拂等御指出に相成候

一、若松御城下南町古川御殿御拜借に相成、同所御着後、御領主より軍事奉行藤澤何某爲御使者參殿、御酒御料理被進候、御逗留中上下一同御賄被下、軍事方下役のもの並古川御殿預役等日々罷出諸才判いたし候

一、同所御待受星峽間、守岡郡七、新藤忠太夫、池田一郎兵衛

八月二十二日

一、猪苗代口破れ若松の形勢甚不宜候付、非常之節麗性院様美姫様如何可仕哉爲伺、横江喜右衛門、星峽間致登城候處、不容易付何れ兩主人へ申聞其上明朝迄に御答に可及旨御答之處、右御返答無之内

八月二十三日 雨

一、早朝より戦争相始り、砲聲甚敷に付、昨日之御答伺として羽木權藏登城可致と御城近邊迄罷越候處、最早城門へ切、通路難相成、罷歸候處、途中にて會藩役人に逢對談及候處、一先古川御殿御立退何方成共御潜みに成可然旨に付、御二方様には御城へ御入可成思召之所、右之次第に付、彌御立退と御治定に相成候、其内大小砲聲勵敷所々へ火の手上り、御城下一圓黒煙りに相成、既流丸飛來り、大切迫にいたり、南の山邊へ向き、御二方様とも御乗物計にて御立退、御手許御道具等御



使之面々にて背負ひ、御料理人御二方様御飯鉢並御椀計背負御供仕候、前顯之形勢に付人馬等更に無之、本坂御持出の御夜具等水原より參り不申候付、漸米澤表にて御出來の御夜具等も御持出に相成不申、再米澤御着迄に御夜具も無之、誠に恐入候御事に御座候

一、古川御殿御立退御供左之通

横江喜右衛門

小澤 知還

丹羽紋右衛門

三澤 小兵衛

猪越市十郎

(加)有賀嘉藤治

(加)永井文右衛門

(加)根本源左衛門

關屋 有隣

服部 恭安

加藤佐十郎

池田一郎兵衛

渡邊 靜司

守岡 郡七

高田卯右衛門

本多 繁藏

久保 源藏

吉田忠左衛門

土屋 登

白河口出兵にて會津表へ引上候左之面々爲御警衛御供仕候

羽木 權藏

味岡 貢

吉田勝之進

黒田 傳太

小林 彈介

吉川左司馬

竹内 連

齋藤 丈藏

吉田 鐵吾

田中 昇藏

山路 卯門

鹿野虎之介

吉川 多門

岡 藏之進

佐久間 用三郎

一、厨番金本庄藏致脱走候

一、若松御家中並城下の老少婦女子右往左往一時に逃去候付、往來群集、殊不案内之土地故、御行衛を失ひ、渡邊彌平、太渡邊文右衛門、三井金藏、女中表使磯田御供外し候

一、鹿島村、尾鹽村、船子村にて御小休、同夜小出村五十嵐彌介と申者方御旅宿

一、渡邊靜司御用有之小出村より若松城下迄相越候

八月二十四日 雨

一、同處御出立湯の原村御小休、同夜南の山彌五島長沼越中と申者方へ御着、御泊可相成御夜食被召上候後、三度小屋口相破れ、敵押來候旨頻りに風聞有之、同所御泊りに相成兼、大雨之處俄に御立退、此邊道筋泥路深く一同難義致候

一、江戸表御抱之女中左之者共此所にて願の上御暇被下、御手當金等被下候

御側女中 みの さと 御傳女中 てふ 下女二人

一、同夜中松明にて御立に相成、鶏鳴に至り櫻山村と申所へ御着、嘉右衛門と申者方にて暫時御休息、朝御膳被召上候

八月二十五日 半晴半雨

一、同所御出立、大内村御小休、去二十三日若松より御供後れに相成候、三井金藏表使磯田、下女一人



此處にて追付、是より御供仕候

一、同夜市野村佐藤宗左衛門と申者方御泊り

一、先々の形勢不相分、市野村御出立に相成兼、吉田勝之進、小林彈介先々の形勢相糺、御旅宿に相成可然、禪院等有之候哉、探索可致旨、被仰付罷出候處、晝後に至候ても、右之兩人罷歸不申、御出立御猶豫之處、會藩より藤田村へ出兵罷在候ものども、疑心を發し、多人數にて市野村へ押寄、端郷より焼立焼討に致候旨、風聞勦敷、市野村中俄に動搖、家財等取片付、最早老少は立退候體に相成、同所村役人どもより、當村御逗留相成候ては、村中一統の難義に及び候儀、至候間、乍恐早々御出立、被下度旨、願出候得共、探索に指出之兩人も、罷歸不申、斯る切迫の御場合にいたり、無餘義御猶豫之處、薄暮頃に及び、最早間、近く押寄來候由、注進等有之候付、會藩爲説得、横江喜右衛門、猪越市十郎、藤田村へ向き罷越候途中、最初探索に相出候兩士、會藩之諸兵に取圍れ居候由、横江喜右衛門、猪越市十郎、藤田村軍事局へ罷越、巨細に説得および候處、無異儀、和議相整ひ、先方にて深く致心配居候處、此方情實委細に相分、安心の體にて、打解、實は其御供方之内惡るもの、打交り居、兵糧米手配餅抔、搦せ兵糧といたし、若松へ裏切致候旨、風説有之付、其段既に早馬を以て、若松表に及注進候處、此節之形勢、故若松表より指向可申、隊之手配も出來兼候付、當所にて農兵駈催し、兵器は若松より此邊に落來り居候家中の家族持參いたし、置候、鎗長刀等取上げ、三百餘人之勢を以て、市野村端郷より焼立候手配、致置候旨、物語有之由、右様成疑心を生じ候は、市野村は元來米

穀拂底之所柄、殊に上下九十三人の同勢逗留付、米不足に相成、所々買集めとして、隣郷まで罷出候由、殊に御同勢之内餅など搦き候様申付候ものも、有之付、斯る疑心を生じ候、前條兩人罷歸不申内は、一同額を集め、苦心罷在候、及深更説得之、兩人罷歸候處、前顯の首尾にて一同致安心候

八月二十七日 半晴半雨

一、同所御出立、高田村御小休、是迄二十三日以來、日々在方邊土の御場所に計り御休泊に相成候處、坂下驛は繁化の地、殊に家數も千軒餘も有之、可然、旅店も有之様、承り居、同夜五半時頃、坂下驛御着之處、越後口相破れ、右驛中一同家財取片付、男女とも悉く立去、會津兵隊軍吏の外一人も居合不申、夜中何方へ御越に相成候にも、先々形勢も不相分、無餘義會津表より出兵の軍事局へ申談、同所指圖にて、米澤や彦八と申、旅籠屋の明き家に御泊りに相成、漸鍋等才覺いたし、御二方様召上り御飯を炊、御供方一同へは、軍事局より玄米の握飯に生味噌を添致持參、右を給ひ、一同草鞋の儘にて一夜を明し申候、然る所、同夜中より砲聲勦敷、既に坂下より一里半も有之候哉、片角と申處迄、敵押寄、川を隔打合之由、注進有之、次第に大小砲聲相聞え、切迫に及候

八月二十八日 坂下御出立後の始末末に記

一、坂下驛早朝御出立、鹽川驛へ御出の處、案外形勢宜、同所近江屋文内方にて御小休之處、若松より出張の兵糧方池上新藏と申もの諸事才判いたし、内々獻上物等致候付、同人へ御目錄被下候、丹羽丹波方猪苗代より引上候由にて爲伺御機嫌御小休所へ罷出候



一、爲警衛御供仕候左の面々此所にて御供御免に相成候

黒田	傳太	山路	卯門
吉川	多門	岡	藏之進
佐久間	用三郎	鹿野	虎之助

右之人々へ御目錄百疋づゝ被下候

一、同夜大鹽驛禪院へ御止宿に相成候、同所へ若松より出役飯篠七郎兵衛と申仁諸事致才判候  
 一、渡邊文左衛門御供後れの所此所にて追付御供仕候

八月二十九日 檜原驛に若松より出役弓田豊之進と申す仁諸事致才判候

一、同所御出立檜原驛御宿りに可相成所、米澤表へ御指急ぎ御越に相成可然形勢に付、米澤表 殿  
 様御旅館より爲御迎梅原剛太左衛門、青山半藏、青山治郎太夫御遣候付、檜原驛御宿り不相成、暫  
 時御小休にて、夕七半時同所御出立、最早關門にて取調中黄昏に及び、檜原峠之難所夜中松明に  
 て御越之所、右山中大木切倒し、亂杭逆茂木等にて、御乗物にては御通行難相成、殊に連日の雨に  
 て路地悪敷所、御二方様共御步行にて御越に相成、深夜におよび綱木御着、長藏と申ものに御泊  
 一、渡邊彌平太御供後れの所此所にて追付御供仕候

八月三十日

一、同所御出立關宿御小休、同夕六半時米澤表へ御着、再遠藤寛左衛門方御旅館へ相成、最初之通上

下一同へ逗留中御賄被下候

九月十四日

一、御舊領へ御立戻り御謹慎被遊候事に相成、翌十五日米澤表御出立付、頼丸様爲御暇乞、御奥様御  
 旅館へ御出に相成、麗性院様美姫様にも御打寄にて被遊御對顔候

御供	丹羽紋右衛門	三澤	小兵衛
猪越	市十郎	池田	一郎兵衛
久保	源藏		

九月十五日

一、米澤表御出立御舊領に御歸邑に付御供之面々左之通

小澤	知還	丹羽	紋右衛門
上崎	藤馬	三澤	小兵衛
猪越	市十郎	(加)	平田幸助
(御廣式代り)	吉田勝之進	小林	彈介
竹内	連	吉川	左司馬
服部	恭安	(本宮醫師)	角田穀齋
加藤	左一郎	池田	一郎兵衛



渡邊彌平太

渡邊靜司

三井金藏

渡邊文左衛門

高田卯右衛門

本多繁藏

久保源藏

吉田忠左衛門

土屋登

安齋庄次郎

一、同夜大澤驛齋藤五右衛門と申者方へ御泊

九月十六日

一、同所御出立、同夜板谷驛佐藤與一郎方へ御泊

九月十七日

一、同所御出立、庭坂御本陣阿部源左衛門方御泊

一、此所より中川助右衛門御供仕候

九月十八日

一、同所御出立、櫻本庄屋榮次郎方御立寄御小休、同夜御舊領水原村丹野又市役宅御泊

九月十九日

一、同所御出立、鐵扇橋御小休、龍泉寺へ七時過御機嫌克御着被遊、御漂泊中數度之切迫御凌御洪福之御事と難有奉恐悅候

八月二十八日 坂下驛御出立後之始末の記

一、白河口より引揚居合候面々、古川御殿御立退に付途中爲御警衛御供仕候處、市野村迄は鐵砲携來候得共、前顯市野村の形勢にては、却て鐵砲など持參しては疑心を生じ往來指支に可相成と、右鐵砲其外古川御殿より御持出候品等取纏め、小荷駄に仕立、坂下迄相越候所、本段之通大切迫の節故、人馬必至と指支、才判として渡邊靜司、吉田忠左衛門義は御出立後に居残り居候處、御二方様御出立跡へ御同勢の内惡るもの四人残り居候旨、會津より出兵の軍事局へ注進有之旨、吉田忠左衛門人馬之義爲談事、軍事局へ罷出候處、前條の始末申聞、人馬は勿論右實否相分り不申内は御出立相成不申旨申聞候付、此方人數の内右様疑敷もの一人も無之、荷物才判として渡邊靜司と申もの一人と拙者計りに候、其餘残り居候もの更に無之候間、彼四人の者共は定て偽りものに可有之候間、彼輩に對顔に及び候はゞ早々事相分り可申、何卒對顔致度旨申談候處、其義可然迎、則怪敷體之士一人捕へ來候間、渡邊靜司も出席致見分候處、未聞不見之仁に付、姓名等物靜に糺門に及候處、一言も不答黙し居候間、汝何故二本松藩と嘘り候哉有體に申聞よと大音に罵り候處、彼のもの居丈高になり、無勿體も徳川の臣也と申聞候付、徳川家の臣として何故二本松藩と偽り候哉と相糺し候へども、前後不相分答のみにて果敢取不申候間、拙者共に指急ぎ候間、御不審晴候はゞ早々出立致度旨申請候處、最早勝手に出立可被致旨にて、軍事局より人馬等かし吳候間、早々出立可致と荷物取纏め致出立候處、途中にて會藩出兵の輩、荷物の内鐵砲の箱



物有之を見掛、鐵砲箱物に被致候は、定て御常用には有之間敷と見請候、弊藩斯る及切迫候得共、何分鐵砲不足にて必至と差支候間、致借用度旨申聞候間、拙者一存にては計ひ兼候間、重役共鹽川驛に居候間、是へ承り兎も角も可致旨答候得共、片時も争ひ候今日の形勢、鐵砲無之斯る危急之場合を手を空敷致候も残念に候間、是非共致借用度旨申聞候間、無餘義會藩役人より追て鐵砲返上可致旨の手紙を取、貸渡、其餘の荷物を繼立罷越候處、斯る切迫之節故驛々人馬差支にて致難義、吉田忠左衛門は鹽川に追付御供仕候得共、渡邊靜司は一人相残り、右荷物を繼立、晝夜苦身いたし御二方様米澤へ御着後、九月朔日夕刻米澤に着致し候

### 三、丹羽子爵家より修史館に提出せし書類

慶應四年戊辰二月四日御達の趣、當家の記中に遺漏候間、至急取調上納可仕旨去る十三日御本館より御達有之候處、舊地二本松之儀は戊辰の兵火に罹り、藩史等悉皆焼亡仕候に付、前件の御届書原文寫等は家記中に編入不仕候、乍然去る子年より以來、諸國御警衛其外持場等之事實は聊記載之書類も有之、且出兵の員數も大略取調出來候間、別紙之通記上申候、此段御届仕候也

第二大區十二小區

麻布六本木町一番地

從五位 丹羽長裕

明治十年八月

修史館長

一等編修 長 莢殿

元治元年甲子より明治元年戊辰に至る舊二本松藩諸警衛出兵員數書

從五位 丹羽長裕

安政五年戊午六月二十一日上總國富津御備場成衛之命を奉ず、慶應三年丁卯三月十三日免す、此間之出兵時勢の緩急に因て増減ありと雖も、平常左の如し

部將	一人	隊長	五人
兵隊	三百人	大砲隊	五十人
軍監	二人	糧食方	三十三人
大砲	十挺		

元治元年甲子八月賊徒常陸下野の兩國の間に暴起す、時に水戸藩應援の急命を奉じ、左の兵員を出す。戦闘數十合十一月に至て凱旋す。

部將	一人	隊長	十六人
兵隊	八百五十人	大砲隊	五十人
軍監	二人	糧食方	八十六人
大砲	十挺		



慶應元年乙丑十月より同十二月迄、京都御警衛の命を奉じ、養父長國上洛す、時に朔平御門を守護す。

隊長	十七人	兵隊	九百人
大砲隊	五十人	軍監	二人
糧食方	九十六人	大砲	十挺

慶應三年丁卯三月十三日江戸内海第二砲臺戍衛の命を奉ず、未だ兵を出すに及ばず、同年五月二十四日更に奥州白河城在番に轉役す、兵員を出す左の如し。明治元年戊辰閏四月二十日賊徒に襲撃せらる、時に我兵該城を自燒して悉く二本松に退軍す。

部將	一人	隊長	五人
兵隊	三百人	大砲隊	二十五人
軍監	二人	糧食方	三十三人
大砲	五挺		

明治元年戊辰正月、京都御警衛の爲め兵を出す左の如し、時に防場なし。

部將	一人	銃隊	八十人
諸役人	十八人		

明治元年戊辰三月二十五日會津御征討の應援を命ぜらる、出兵左の如し。

隊長	一人	司令士	二人
銃隊	八十人	軍監	二人
糧食方	八人		

右は奥羽總督府參謀醍醐忠敬に従命して土湯口を侵撃す、時に戦端を開くに及ばず。

部將	一人	隊長	十三人
兵隊	七百人	大砲隊	五十人
軍監	四人	糧食方	七十二人
大砲	十挺		

右は二本松管内鹽澤口警衛

部將	一人	隊長	八人
兵隊	四百五十人	大砲隊	二十五人
軍監	二人	糧食方	四十八人
大砲	五挺		

右は二本松管内永田口警衛

右之通記上申候也



#### 四、降伏始末日記

和田一日記より抄出

戊辰八月二十八日。一同李平の勘右衛門方に滞在中でありしが、御内用筋有之候に付至急米澤御城下御本陣に罷越候様可仕旨命令ありしにより、同日夕八時半時に出立、夕七時半時頃板谷宿越後屋に着したるに、關門切手の儀で出立不叶、同地に一泊せり。夜中板谷軍事方より長野長左衛門呼出に相成り通行不苦との通達を得たり。

二十九日。朝五つ時板谷出發、大澤尾崎坂兩關門其外城下入口番所をも滞なく通行して、米澤御城下御本營に着せしは同日夕七つ時でありし。早速御用部屋に罷出候處、

今般小田井藏太旅宿へ罷越方今之形勢相尋候様傳右衛門方より申聞に付罷越す。小田井内話には、米藩に於て當時和戰兩端之議論有之昨今決定難相成哉に相聞候處、如何可相成哉、暫時滞留形狀洞察可然旨内諭有之、夜に入り丹帶(丹羽帶刀)旅宿東町山口保壽と申醫師之宅へ假に宿所を設く。

晦日。傳右衛門方より呼出來候に付罷出候處、剛太左衛門儀麗性院様爲御迎會津表へ罷越候間、立戻りまで控居、且折々小田井方へ罷越模様相尋候様物語ありたり。

九月朔日。今日何方よりの使者か米澤様へ裸體にて着之處、御役所より駕籠御指出にて御迎有之直に御城中に入るとの説あり。土州藝州外一藩不分明。

二日。麗性院様美姬様無御滞御着相成り、國家幸福不過之、一同雀躍す。

四日。御用部屋より呼出札來る。早速罷出候處、源太左衛門方御達にて、今度御内用有之自分並梅原剛太左衛門二本松表へ罷越被仰付候。萬事剛太左衛門へ申談相勤候様被仰付候。御内用大意は

今度米澤様へ土、藝、高鍋三藩より御使者有之候處、右者奥羽各藩同盟致奉抗 王師候義如何様の名義有之候哉、定て追々御布告相成候厚 叡慮之程不奉辨よりして終に名分順序を取失候事にて可有之旨土、藝、高鍋三藩より米澤様へ御使者有之候に付米澤候にも深 叡慮之ほど奉感戴、此上先非悔悟謝罪降伏歎願書被指出候事に御確定相成候旨通達有之候處、御家に就ては素より王師に敵對可仕存念毛頭無御座候得共、奥羽一同同盟之上は不得止、殊には御小藩、逆も奥羽に孤立して可罷在様無之情實よりして同盟被致候事に有之、然るに盟主たる藩すら如是上は如何ぞ異論可有之哉との事にて、速に御歎願書御進達と斷然御決定相成候事。

五日。此度御使被仰付候處、服の義は背割羽織袴高袴に付左之通との事。

小紋綿入 單木綿羽織 襦高袴

日野梅原、自分費用大積五十兩御渡相成候。

六日出發。夕七つ半時頃火卸石に至り、二三丁手前に控居、中長をして歎願筋有之兩人罷出候間



御指揮願度旨申入る。中長暫くして立歸り、不苦候間番所へ罷出御願の大意物語候様被申聞。然らば脱劍可致哉尙尋れば、帶劍にて不苦旨申來る。然りといへども厚に失するに害ならずと、太刀を脱し、番長に面し御使者の大意を陳ぶ。同官には次第柄隊頭に申達し候間暫時番所外に控くれへといふ、依て藥師堂に至り小憩す。此時小雨降來る。

夜四つ時頃に至り中長來り只今番所へ罷出候様被申聞旨を傳ふ。夜中殊に雨天故、油屋金之允より提灯持二人を出させ、傘は中長持參す。番所に到れば、番長高橋覺治と申仁應對にて、夜中に付今晚は備前手へ御預之御沙汰參謀局よりの命なりと云ふ。依て一禮し、夫より守衛銃卒七八人前後左右をかため、宮下通にて城下に至る。高橋士には宮下より立歸る。夜分と雖も名に出し御住居一堆之跡なく洒掃せし如庭、實に血涕す。御徒士町に至れば、家毎に皆破壊せられ、往年江戸地震之折に等し。竹田町を通れば、坂中の弊屋にて絃管之音あり、實に驚愕す。夫より龜谷を過ぎ、平七島の宅に着し、宿所を問へば、向家役局也といふ。案内出し局へ行ば、足のすゝぎを出し、甚丁寧なり。洗足の上座に着けば、備藩隊長中山廣司と申仁出て禮をなす、頗る慇懃に驚く。隊長云く、宿陣所空房なく候間乍失敬二階へ御通被成候へとて、關屋舊宅下男部屋に誘導せらる。上り口野郎楷にして氷上を渉るが如し。漸々樓に上れば、忽ち喫茶を出し、番兵三人更に立出て禮を厚せらる。一秒時間あつて茶漬を出す。夜九つ時頃寢に就く。蒲團一枚づゝ出し呉れし處、枕はなし、四方を探り下駄箱を得て枕とす。夜半後番卒枕を持參しくる。梅剛士と同衾し

眠につく。

七日早天、中長、高木屋卯兵衛、糞屋吉介、何れも恢復有志之輩來る。依て筆墨を命じ、速に持參に付御歎願書之稿を梅剛氏認む。

九つ時頃備藩隊頭大口庄右衛門と申仁兩人へ面せられ度旨番卒を以て申來る。直に座布に行き控ふれば、大口なる仁出て平に禮讓を盡す。以後百事御周旋被下度旨を話す。隨て歎願書草案を出し、文體添削を希ふ。一見して、何も心付る處なし、後刻參謀局へ可罷出旨咄さる。

無程參謀方より兩人呼掛有之候旨大口より傳らる。松岡寺に至り、玄關寄付にて取次へ禮を爲し、控所に至り坐す。暫くして役局へ通り、是迄の件々糺問せらる。夫々申開き相立候て、書取も役外に一見致し進べき旨被申候に付、備前手へ指出せば、參謀一覽して、書取之中弊邑並領内之文見ゆれど、如何なれば土地人民を御失被成候て、斯文段御用ひやら頗る不敬に當り可申候間、舊領舊邑と御書替可然、且歎願書中種々申譯ケ間敷廉々候へ共、甚宜しからず、むしろ御歎願と有之候は先非悔悟幾重にも謹慎恭順を被仰立奉仰朝裁候方可宜、且即今實効相顯れ候様致すべく、且眞實の所よりして謝罪降伏と無之候ては、朝廷を欺候事に至り候間、其段相辨候様説得有之、其上奥羽各藩天下之情實も不辨、固陋にして只々薩長土因備之藩々恣にして矯。王命候様相心得居候哉に聞ゆれど、天子に取りては知らるゝ通り、萬民の父母となり何ぞ獨り彼藩にのみ拘泥之道理あるべき哉、皆同胞之子也、悔悟して父母に敵するの悪しきを知り、先非を改めば、何ぞ御容恕な



かるべき。之にて御寛典必然の義其段能々相心得速に悔悟專要之説得有之。大意のみにて略す。

右相濟み關屋舊宅に歸る。今日直様出途被成候哉尋に付可相成は只今參謀局にて御説得之件々感佩歎願書稿出來尊君まで備御内覽御添削を蒙り度旨申陳候處至極尤なり其意を以て書面御綴被成候様にと有之左之通相認め添削を託す。(歎願書略す)

九日。備前軍事局へ日野外一同罷出歎願書持參の上執次方隊頭大口庄右衛門に託し大隣寺に疾速引移候旨相斷引取申候。

十一日。日野源太左衛門へ歎願之趣御聞届之趣達せらる。

二十日。夜八時殿様大隣寺へ御着。

十月九日。福島表御使番島村佐傳治様より岡山保影山弘太を御呼出しに相成殿様出京に關する御達あり。

### 五、明治元年御國許始末

中島黄山日記

正月元日。會津御使者鈴木丹下土屋鐵之介本町小松屋宿所より私に面會致し度旨申參り候に付御目に懸り御對談中御上御役筋にても何等の御使者か御不番故私に内聞被仰付候に付其儀伺候所會津侯御直書の趣意徳川氏追々御衰弊何卒御中興の御所置被爲届候様致度因而御

當家には御隣藩と申且尾張御簾中様の御縁被爲有候事故何分御盡力奉頼度御趣意の由此段上に申上候所丹羽一學様御逢有之此節殿江戸御在府中に付ては早速の上厚き御趣意の程幾重にも盡力可致との御答のよし。

八日。會津御使者米澤仙臺各藩へ御遣に付一先仙臺表御答の振合並に此節事情見聞可致被仰付。

九日。宿許出立。

十二日。仙臺到着仕候會津御使者武井完平申上の振合二本松に同じく徳川氏御舊恩に報じ候様にとの由仙臺御答國家の御爲盡力可致旨被仰遣候。

十三日。伏見の變に付仙臺へ飛脚駕到着仙臺侯より京師御警衛の爲人數三百餘蒸氣船出帆志州鳥羽より江州に入るべき旨被仰付。

十六日。仙臺へ勅書到來其藩一手を以會津襲撃可致御沙汰。

十九日。今泉理左衛門岡新吾兩君仙臺相馬水戸邊探索被仰付。

二十一日。會津の御使者再諸藩へ被遣薩州長州に好有ることを説く。私今日歸宅。

二月六日。再仙臺事情探索被仰付。

七日。各藩御使者仙臺に到り朝廷御趣意を伺ふ。

八日。使者往來日夜不絶。



九日。仙臺出兵申渡、國境持場を定む、

十三日。安井九左衛門様仙臺へ御使者。

十四日。殿様江戸より御歸城今日方と覺申候。

十六日。私今日仙臺より歸宅。

十七日。殿様徳川家と死生存亡を俱にせんと御家中へ被仰渡候は此前後の頃に候や日時たしかならず。

三月朔日。九條公、醍醐公、澤公、御乗船にて仙臺へ御着に相成候は當月何日に候ひしか慥に覺不

申候へども初旬のやうに御座候。參謀世良周藏、大山格之介、野村十郎其他屬役略之。

四日。仙臺侯へ説て不日に出兵速に會津を進撃せしむ。

五日。此後仙臺を始、諸家の早追日夜不絶、故に悉く不記。

六日。大谷鳴海様命を受けて白河城を守る、日時たしかならず。

十二日。中山道筋總督府御下向見聞のため探索被仰付。

十二日。私今日發足。

十八日。此頃水野日向守様彰義隊を率ひて結城の奸臣を討つ。

二十九日。東山道鎮撫總督岩倉公、副使四條公御下向、中山道本庄驛に於て拜す。

四月六日。會津兵を出して安積駒屋守屋其他所々に放火す。

七日。仙臺の兵毎日動搖するのみ。

九日。備州松山侯日光に潜居せしを官命囚て宇都宮へ送る。

十一日。徳川慶喜公獻江戸城、上野に御退き謹慎。

十三日。南部の兵須賀川へ出張。

十六日。官軍宇都宮屯集伊井岩村田、館林笠間之に従ふ。參謀香川某、有馬某、平川某

十七日。幕府脱走の徒を小山に討つ、官軍利なし。

十九日。賊徒宇都宮を責め、火を放ち城下を焼く。老侯二の丸を自焼して城を開。

二十日。官軍江戸に在る所の兵、薩、長、忍、大垣、壬生より入て宇都宮を援くる計議をなす、賊之を知らず。

二十一日。私歸宅。

二十三日。官軍賊と安塚原に戦ひ、頻に進んで賊を撃。賊徒怵へず、城を棄て日光へ遁れ、大桑、藤原、鹽原等の要害を守。

二十四日。會津並に幕府脱走鹽原口より日光迄の間において日々戦争。

二十五日。昨二十四日宇都宮戦争見聞の爲出張仰付られ宿許發足。

二十六日。日光山續きに於て砲聲日夜絶えず。

閏四月八日。私歸宅。



十日。米澤侯白石に到り、仙臺侯へ會津侯の謝罪歎願を取次がんことを勸む。  
十二日。水野日向守様山王御邸御潜伏、仙臺米澤の聞へ不宜に付他へ移し奉るべき旨被仰、今日  
出立。

十三日。南部勢國に歸る、庄内の變を聞くためなり。

十四日。仙臺侯家臣に命じ福島に於て參謀世良野村及十二人を暗殺す。

十七日。今泉理左衛門様器械御買上御用にて御屋敷へ逗留。

十八日。御内意を田邊様へ申上候所、御決斷相成り難く和田様へ御談判。

二十一日。水野様上野一乘院街移住。

二十三日。今泉理左衛門様鹿島吉兵衛同道横濱に到、器械御買上談判。

二十六日。粕壁宿と草加の間にて油屋惠介が奥羽連合の報告を聞。

二十九日。再到江戸、惠介と共に奥羽の變を告て、御屋敷不殘御引拂に付此夜より荷造。

五月朔日。官軍白河城に據る、仙臺引去。

二日。再横濱に到、今泉様へ引取を勸む。

三日。江戸發足、寶珠華より鳥山、馬頭、伊香を経て兵亂を避く。

六日。丹羽丹波様須賀川出張、會、仙、相馬、三春各藩白河東北を守る。

七日。此後戰爭不斷。

○四月五月の間連雨やます。

十三日。私歸宅。

十五日。官軍彰義隊兵を上野に討す。東叡山宮江戸御立退。

十六日。此頃官軍入平潟。

十七日。今泉理左衛門江戸御城に於て囚となる、水野様並に高橋剛藏御預となる。

二十三日。棚倉落城、日時たしかならず。

二十六日。棚倉の落人老人婦女子難儀の様子誠にあはれなることにのみ御座候。

六月朔日。上野宮様會津へ御遷坐は今月初旬の様に相覺申候。御道筋は東通りにて、三春より  
本宮へかゝり、夫より會津。

三日。當月中諸藩の兵隊東西に奔走し、早追人馬晝夜を分たず、宿驛是がために疲弊し、在々村々  
一家に男子三人有るものは三人使はれ、五人有る者は五人を出す。上の夫卒、往來の徭役、一人  
も隙あるものなし。

十八日。此節御家に於ても會津、仙臺、米澤、庄内諸藩への御使者一日も閑なし。

十九日。仙臺の兵に催促を受け白河方面へ御繰出し、御領内御手薄に相成る。

二十日。官軍岩城平國境にせまる。

二十九日。此節上野宮様仙臺御遷坐、諸家より兩三人宛使者を遣し御守衛のため伺候す。



七月六日。今日方と覺申候、泰國院様御法事、五郎君様御葬送。

十日。仙臺の兵毎度敗北に付君公大に患へさせられ、大夫坂英力、鹽森主税に命じ、一步も退く者あらば之を斬るの命を下す。

十二日。坂英力、丹羽一學様と御談判、仙臺寒澤に於て交易開に付、御領内生糸種紙御送り、器械御買上御用被仰付。

十三日。私今日仙臺へ出立。

十五日。上野宮様白石御遷坐に付、青山助左衛門様安部井清介様伺候。

十六日。先日より大鐘彌兵衛様仙臺表周旋方にて前後逗留。

十七日。大風雨。

二十日。安齋卯兵衛生糸出荷に付仙臺へ赴く。

二十一日。仙臺交易奸曲是有るに付談判相成難く暫く様子見合。

二十四日。相馬口危に付仙臺侯御父子自ら出陣。

二十七日。三春侯官軍に屬して本宮戦争。

二十八日。麗性院様、淨珠院様、奥様、御姫様方御立退、水原御止宿。

二十九日。殿様米澤へ御遁、今日御落城。私仙臺に在て本宮戦争を聞、即時出立。

八月朔日。仙臺に於て、二本松侯三春と同じく御變心と聞、安部井清介様囚となる。

二日。私も關門を**出**づることならず、因て鎌先温泉へ潜居すること十八日。

四日。二本松形情を聞き仙臺城下並に白石動搖恐怖すること大方ならず。

六日。連日鎌先に在て殿様御行衛並に二本松の形状を伺ひ候へども、たしかなる儀相知れず。

十一日。此頃米澤の若様當年十歳、頼丸様御家の御相續に被爲定候。

十七日。淨珠院様御姫様仙臺へ御遷りに付關門漸く開。御前様會津へ御遷居。

十八日。私今日鎌先出立。

二十日。庭坂に於て大夫様御用人様へ御機嫌を伺、折能梅原様に逢、御降伏のこと御勸、密に御得心夫となく二本松復城の進撃を止む。

二十一日。此時福島に軍事局を立、桑名侯、小笠原壹州、竹中丹州、並に會津藩、仙臺米藩、棚倉藩、局中に於て軍議、關門を閉て路次の通行を止、專二本松進撃の手配ゆへ、私歸ることを免さず、漸仙臺會津の出役に説き、二本松表探索御用申請、此後私丈の通路を開く。

二十三日。家に歸て亂後の取片付を致す。

二十四日。三春に往て事を談ぜんと欲し、本宮に到て其人に在らざるを聞、空敷歸。

二十六日。安齋卯兵衛と密事を談じ、大隣寺様と謀る。方丈大に喜び、豫て認置たる歎願書を出して示さる、即ち其書を參謀渡邊清左衛門君へ差出す。

二十七、八日。米澤へ御報告を急ぎ、飯野山道を経て福島に到り、軍事局へ出で、詐りて、二本松の官



軍追々相嵩且會津表は二十日に母成峠を破り、二十三日火藥藏を撃破られ、昨二十七日二の丸へ攻入、危急且夕に迫ると告ぐ。因て桑名侯二本松進撃見合仙臺兵白石へ退く。

二十九日。庭坂へ到り米澤往來の印鑑を請求む。大夫様御免し無く空敷留る。

晦日。植木様へ願へども尙御免なく、控へ居て命を待つ。今日水野様十八ヶ條御糺問御申開に付御解愼の御狀並に江口様御安否庭坂へ到る。

九月朔日。午時御印鑑被下、上田様と同じく坂屋嶺に宿す。

二日。未刻大澤に到り、日野様並に梅原剛太様和田一様に逢ひ、直に御供、夜八つ頃庭坂に歸る。

三日。午後梅和二君に従ひ水原丹野又一宅に宿す。

四日。二君を嚮導して兵粮石關門備前兵隊に就て降伏を乞ふ。司令士其隊長に通じ、差圖を受けて、其夜備前手へ御預け。

五日。二君松岡寺に於て參謀渡邊清左衛門君に謁し、歎願下書を差出し、事相濟庭坂へ歸る。

六日。私庭坂へ御迎のため相越。

七日。日野様、梅和二君の御供致し水原丹野又一宅へ宿す。

八日。三君參謀渡邊君へ謁し、殿様御實の歎願書差出し、右相濟大隣寺へ入て謹愼。兵器は暫く御預けの御沙汰。

九日。梅原様殿様御迎のため米澤へ御越。仙臺相馬と戰て駒ヶ峯、旗峠を破らる。

十日。私梅原様御跡より水原へ往く。米澤侯内密に御使者を二本松へ遣し降伏を願ふ。

十一日。梅原様に従ひ庭坂へ到る。此日大鳥圭介越後口の敗卒千二百人を引て福島に來る。

十二日。米澤の藩坂蘭溪、桑名、小笠原、竹中三侯に説て、大鳥と共に仙臺に引かしむ、是は米澤侯降伏を障へんことを恐れてなり。

十四日。此節丹羽丹波様米澤に於て總督府より蟄居被仰付。

十六日。奥様米澤を御發駕、大澤御宿。

十七日。御前様板谷御宿。此日福島より早追を立て殿様御發駕を促し奉る、御女儀様に後れたまひては御聞え悪しき故なり。

十八日。米澤若殿様庄内へ御發、降伏を勸む。

十九日。殿様御舊領御還り、大隣寺に於て御謹愼。御奥様御跡より御還。御前様淨珠院様龍泉寺御住居。

二十日。十九日は誤り、御還今日なり。會津御降參寺院に於て謹愼は二十二日なり。

二十二日。備前監察使の仰に、御家のため御實効ありたきことを告げらる、因て私仙臺探を願ふ。

二十三日。今日天長節に倣ひ福島大森邊兵隊へ御酒被下、丹羽掃部介様より御達。

二十五日。官軍先鋒岩沼に入る。

二十六日。仙臺降伏、侯城を開、龜岡の別館に謹愼。



二十八日。官軍入仙臺。薩州、筑後、因州、肥後、伊州、郡山、藝、館林、相馬、徵兵、御親兵、通計一萬餘人。

二日。四條侯仙臺へ御進軍、兵器御取上げ。

三日。桑名、小笠原、竹中及大鳥、榎木、土方の徒十餘名、兵隊三千餘、軍艦とも追々仙臺東北へ退く。

四日。御家の兵隊を仙臺へ進めんことを鑑察使に請へども御許し無し。

六日。私歸宅。

八日。殿様不日に東京へ召さるゝ御内意。

九日。大垣の大夫高岡様私へ御尋被下、御家の爲御盡力のことを話す。

十日。此節殿様御異例に付迎も御道中は遊ばされ難き御模様故、鑑察へ伺ひしに、推しても御上

り遊ばさるべし、左様無之候ては御家の御爲宜しからずと申さる。因て護送を大垣に願へど

も、最早佐土原様と定り候故意を決して御供人撰を致す。御供繼に五人と被仰候。

丹羽掃部介 大谷主米介 梅原剛太左衛門 和田一 鱈治部彌

物持 與七(安井丹吾事) 半藏(青山) 長柄 平八(宮澤) 棒頭 菅藏(高松)

手代り 半三郎(横井) 御草履 金九郎(小野) 醫 小此木玄智 藥箱持 運達

用達 中屋長藏 麴屋吉介

十五日。御發駕、御宿り本宮。十三日淺尾様御役御免。

十六日。須賀川御宿。

十七日。諸家兵隊多く道中混雜御宿割相成難き故御逗留。

十八日。殿様御機嫌能被爲入白河。

十九日。越堀。

二十日。殿様御全快。喜連川。

二十一日。宇都宮。

二十二日。小金井。

二十三日。官軍箱館に戰、賊城に據る。古河。

二十四日。粕壁。

二十五日。草加。

二十六日。小塚原宿御休へ御出入町人鹿島を始十人許御目見。今日佐土原様御手を離れ殿様

前橋侯江戸見坂御殿へ御着。御供内五人は佐倉侯筭屋敷。私吉介兩人外供のもの二人は八

官町鎌田勝五郎裏店住居仕、御用御伺罷在候。吉介儀は安齋宇兵衛と同盡力仕候に付被仰

候。

二十八日。棚倉侯東京御着。會津侯御着、有馬侯へ御預け。天童侯御着、駒込寺院。

晦日。相馬侯東京御着、自分屋敷。

十一月二日。新發田侯着、自分屋敷。



九日。仙臺侯東京御着芝増上寺御坊中謹慎。仙臺重役但木土佐、坂英力、瀬上主膳、糺問所入牢、七日のことなり。

十日。今泉理左衛門様糺問所より前橋様御屋敷へ御引渡し。

十三日。今日に至るまで諸筋へ手を入れ上の御様子伺ひ奉り候へども一向に相分り不申、只々心配仕候。定て奥羽諸侯不殘御揃の上、朝裁と相見申候。

某 日記

二本松町小幡新吉氏所藏、戊辰當時の見聞録にて相當價值あるものと認めらるれど、筆者詳かならず。記事に由りて察すれば同町所住の醫師の手に成れる者の如し。

四 月

一、十七日 夜半後相馬侯人數一隊松岡寺え繰込

一、十八日 仙臺人數千四百四十餘人、隊長伊達筑前鮎貝太郎平、府下止宿、翌日出立○相馬隊長岡田監物組共來着

一、十九日 仙人數六七百人、隊長伊達安藝陣代互理此面止宿、翌日出立

一、二十日 醍醐少將殿忍び乗切にて、供廻共四騎東本陣に休、七ツ後嶽湯元え上る、本藩有司夫、

面謁、右供之内長州世良周藏參る、是は下參謀と唱候人物の由

一、二十一日 仙人數五百計、隊長大松澤掃部助止宿○醍醐殿湯元より本宮止宿○此日會勢中山

口より繰出之風説、無程行違之事分る○九條殿雜掌鹽小路來る

一、二十一日 仙人數逗留○當日、光道中戰爭之風説承る

一、二十三日 仙人數逗留○丹羽新十郎瀬尾右衛門兵衛會より歸着、次第柄未不承○仙之人數朝より何となく往來繁く、早打往來多く有之、逗留人數之内上り之者下り之者有之、頗る怪敷躰之處、夕方承り候へ者、薩長人數千餘人石之卷迄着岸、依而君公御引返し、御人數追々歸國之風聞有之候、大松澤も夕刻出立下り

一、二十四日 昨夜御領分竹之内中山村會より放火、是は二十三日仙人數二度迄押詰砲臺築造に付ての事と見ゆ、夕刻仙之西洋隊一組到來岩城屋止宿

一、二十五日 晝後大松澤隊出立玉の井え繰詰る、玉の井宿陣之相馬勢は高玉村え繰詰候趣。伊達筑前は只野え參る旨

一、二十六日 一昨日米澤侯より本宮逗留醍醐殿え御使者有之、其次第者、會侯謝罪之爲領分境迄重役之者指越申述候に者、會隱謝罪之爲城外に退謹慎罷在候、依而此段總督愁訴致吳候様周旋依頼仕候、隨而此度一門之者並家老兩人總督方迄指越候、右にても御聞濟無之候はゞ、彈正大弼自身三千計之軍兵引率、直に愁訴に罷出可申心得に候、此段前以申進置候との口上之由、世良之



を聞大に怒り急に討會相促候由○今日會封内に可討入旨互理此面に下知有之然處合戰之手  
筈未定漸軍事方軍監等未悉く參着無之趣を以及斷と云○今日丹羽丹波本宮え相越候由。

一、二十七日 丹羽一學丹羽新十郎飯田唱出立米臣と一同仙之鎮撫總督方え罷越す

一、二十八日 君公御出馬之節御供心掛被仰付

一、二十九日 仙人數三小隊止宿白川詰之趣

一、閏四月朔日 仙勢三百人餘止宿隊長伊達將監都而仙隊伍之躰初に洋隊四五隊其次和銃隊一

二隊を伍し隊長之馬前戰士二十人前後外に輜重三十人前後あり紀律不調と見ゆ

一、二日 仙人數一小隊大砲二挺通行大砲には御前手之監札有今日石薙之方に當り砲聲頻に相  
聞八後止む

一、三日 伊達彈正通行○今日承候得者石薙村ボナリと申處え會之陣小屋懸け置候處え仙之人  
數三百人程にて砲發會之人數は百六十之由仙には大砲會は小銃にて打合仙之砲士上唇に傷  
を受け其外小者一人即死三四人手負會之人數死傷不分明併仙は大砲故死傷多かるべしと云  
會人數八ツ後引揚引續陣小屋二棟放火之趣尤醍醐殿世良共一丁程近くにて見物之趣○今朝  
六ツ過飯田歸宅模様は不聞○只野村在大久保と申在家會より四軒放火右爲見聞仙之人數罷  
越候處二人を砲殺趣風説有

一、四日 昨日終日只野村五嶺櫃にて砲發之趣勝敗不聞是は誤なり中山村にての事也尤只砲發

のみ死傷なし後日承る只野中山同日之趣○飯田七ツ後仙に向出立○飯田之話上杉侯家老竹  
股美作於仙大議論公明正大尋常之比に非ず仙老坂榮英？力屈伏之趣○庄内攻代官軍る敗北  
世間風説とは異なりと云

一、五日 四ツ後南部人數五小隊大砲三挺通行郡山止宿之趣右軍裝頗る綺麗士類と見ゆ八ツ後  
同家五小隊止宿○今日より暫く休戦之趣御達之由

一、六日 醍醐本宮逗留之處今日白石迄戻り世良は白川迄行くと云晝後仙之一小隊通行○醍醐  
は微行大野屋晝通

一、七日 今泉理左衛門江戸登被仰付是は兩道開之爲也

一、八日 當夜梅原剛太左衛門在仙一學殿え御用罷越す

一、九日 今朝白川より早馬着次第不分○仙人數四小隊此勢五百人餘晝通り本宮泊り隊長白川  
上野中島兵衛助○白川の様子を聞に仙南御家三家之人數にて市中廻り被達候趣。

一、十日 今朝服久白川え出立市中廻り一件之事と見ゆ

一、十一日 無別條

一、十二日 今朝五後仙二小隊通行戻り是は昨夜當所一泊急之趣四ツ後伊達彈正三小隊引率戻  
り是は在所岩出山出羽境に付新庄動亂之爲也と云晝仙人數二百人南人數六百人止宿是は去  
る五日通行之人數也○道路の風説には庄内軍強く不日に新庄を可攻落勢澤殿誠に急迫近邊



に應援之勢なく、且彈正在所岩出山は新庄よりの入口にて要害宜く、仙領を可壓倒地勢に付之を氣遣急き引取候趣、南も仙秋と境を接する處不遠、依而人數引戻すと云

一、十三日 仙人數二百人は今朝早立、南は五過出立、四ツ過仙之一小隊通行、之は誰の手なるか、九曜の看板を着せり、同刻又一小隊戻る、是は軍裝頗る美麗且鼓笛にて通る、今朝成田助九郎内藤隼人戰士十人宛引率安積筋警衛之爲出張

一、十四日 仙隊長鮎貝太郎平戻り一泊、人數七百人之趣

一、十五日○十六日○十七日○十八日 無別條

一、十九日 醍醐殿白川行、當所晝、本宮泊にて通行○同夕伊達筑前人數凡五百計薄暮止宿、是は本宮泊之處醍醐殿止宿指合に付俄に當地え相越候趣○今朝世良早打にて通る、八丁目にて御逢之旨

一、二十日 白川落城、右之趣醍醐殿郡山御晝所え注進、依而御引返し當地止宿○伊達筑前は忍之體にて今朝出立、人數は殘置候處、今日互理此面大松澤掃部助兩人引取にて當地止、又々大混雜、右三家之人數合千人餘之由、且大松澤は東本陣止宿之處、醍醐殿御戻に付俄轉宅、旅宿頗る騒然たり○當夜岡崎賢守を診察す

一、二十一日 醍醐殿朝食後忍び乗切にて出立、是は世良と御相談之儀有之、行逢候處迄御出、其後御戻りと申事に候、御供方は殘る○晝後周藏福島橋屋妓樓に切害に逢候趣風聞、醍醐殿供方夜

に入追々出立と云○青砥御用にて戻る、御人數は笹川逗留の趣

一、二十二日 六ツ半後相馬人數出立、先手鐵砲三十挺内外、士分槍を持候者十四五人計と見ゆ○御家の諸士も休戰の御達に付追々引揚る○昨朝醍醐殿忍之體にて騎馬供方五騎、朝食當所起程之處、仙之人數福島入口にて結果せりと云風説あり○世良十九日より福島妓院に止宿之處、穢多に命じて川端に打殺し川に沈めたりと云風説あり○同夜醍醐附長藩中村小次郎清水町坂之上にて暗殺せられたりと云

一、二十三日 今日方は仙藩之士多分立拂と申事也

一、二十四日 昨日會の歩兵百人許上湯口より福島まで繰出之趣○去る二十一日より福島表探

索之次第

一、仙藩若老職泉田志摩軍事總裁にて長樂寺に宿陣

一、上湯口より相廻候一之手隊長瀬之上主膳、人數福市中にあり

右之人數福島在陣、尤惣人數何百程に候哉日に増減有之、兵數相分兼候趣

一、右人數之内より二百人程福島關門見張に出張、且會藩之者も餘程相加り、仙藩之印付を着用罷在候哉と申事に候

但會藩之者仙臺表へも相廻候哉にも相聞申候得共實否如何御坐候哉

一、世良周藏二十日早朝早打にて當地通行、八丁目先にて醍醐殿に行逢、暫く密談夫より相分れ、



福島入口仙藩見張之番兵に被召捕、兼日之所業重罪難指免死罪に行候旨申渡之上穢多の手に渡し、福島河河原とか申處え連行首を刎候旨、其節同道の者一人同斷の由

一、二十一日朝官軍兩人召捕直様切捨候由、長筑之人にも候哉

一、同日醍醐殿福島着之處、御供勢之内野村十郎御先騎參り候處、仙藩にて打捨申候由、大祕と申事に候

一、二十二日晝頃薩藩兩人仙藩にて召捕候旨、次第柄不分明、此兩人は醍醐殿附屬にて二本松之方へ戻り掛之由

一、醍醐殿初附屬四人福島入口關門にて取押へ同所宿城に相成候儀無相違相聞申候、今二十三日早朝忍之體にて仙臺え御引取可相成由候得共、内實は昨二十二日晝過極密にて城田本丸下より漁舟に乗せ、附屬の者共仙臺え御引取相成候哉之模様にも相聞申候、尤極秘密之事にて、表向は今朝御立と申事に御沙汰相成居候得共、是は替玉と申事に候、是等の事極々秘密にて、慥之義不分明に御坐候、但し即刻早打にて仙え送り遣候とも申事に候

一、御同人様附屬之内野村一人被討候節、同人者御先乘にて關門際え參り候を召捕候處、醍醐殿には野村より四五丁御後れ、御出に相成候内、野村は被召捕候處え御出、仙之番兵輕鞞之者共、醍醐殿迄も討候勢に相迫候處、重役相制、福藩兩人御手を引、警衛致し、一先長樂寺え御連參り、其後附屬之者一同西御門と申處え御入城之旨、世良野村被誅候に付、醍醐殿にも必死之御覺

悟に相見候處、仙藩にて御取扱ひ、必御身之上御別條無之義を申上御宿城之旨、尤長樂寺より御引取之砌、野村被誅候處え御行逢、其體を御覽殊之外御恐怖之由

一、右等之始末段々致探索候得者、元薩藩にて此度世良同勤大山格之助と申者、此節羽州表え致出張候處え世良より密書遣候を福島手にて召捕、右密書開封致候得者、不容易事件申送候事に有之候に付

右密書之事件風説には、世良奥羽之列候何れも會討之念無之且惰兵之様子を見切關東之官軍を引入、本藩を初仙米共征討致可巧也と云、又一説には關東官軍を引入白川邊にて合戦之砌、出羽に出張之官軍を呼上げ、前後より挟み討に可致奇計なりとも云

直様仙藩え指出候處、夫急に事替り、世良を初夫々討取候手配之處、折能世良早打にて下り候に付直様討取夫より醍醐初薩長之官軍悉く討取候手配と相成候哉に相聞申候

一、福島關門嚴重に相成候者廿日頃より之由、是は奥羽一致に相成候上は官軍不殘討取候爲と相聞申候

一説には世良討取候始末醍醐殿初四方散在之官軍に爲知申間敷爲也と云

一、九條殿初醍醐澤之三卿は仙臺表え人質同様に幽閉致し、奥羽之建物に致し、永く御居置申事に仙米兩藩内密申合置候哉に相聞申候

一、薩藩大山格之助當時新庄に潜居、格之助手之者薩長筑にて百人程可有之哉、右え討手之人數



仙米兩藩相向候由

一、庄内に向候官軍えも兩家之人數討手に指向候由

一説に、庄内に向候討手三百人も有之様子に候處追々庄内に被討取當時は百五十人前後も殘居可申哉之由、此度之一件仙米より酒井家に爲知候者、兩藩之人數到着以前庄内にて片付可申哉之風説○梅原剛太左衛門會之人數え應接之爲二十二日嶽蔭之湯え罷越候處、應接後會人數上湯口より繰出候を致見聞罷歸候趣左候得者會よりも出羽官軍討取の手筈にも可有之被存候

右者山田友右衛門去二十二日爲探索福島え罷越見聞之次第書取て私に見聞之趣を交へ記す

一、二十五日 仙人數七百人許登り、隊長瀬上主膳七百人佐藤某二百人當地止宿、是は白坂詰と共云、又は上方指て登る共云、都而此度之一件に付仙人數三千人登と云

一、二十六日 朝仙人數二小隊通行、是は瀬上手之残り歟○今朝白川合戰注進有之、委細は別記に有之○本藩八番組七番組者頭大目付之役々白川え向張隊長丹羽丹波○仙人數四百人許止宿、一、二十七日 本藩之諸隊晝後出立○仙之半小隊夕刻止宿筑多く仙少由、袖印は皆仙也、是は九條殿雜掌戸田某會之老臣迎之爲九條殿之命にて會に參り候旨話之由、騎馬二人、是は醍醐殿通行之節供之人物なりと云○同刻會之一小隊止宿、是は嶽を越え、案内を頼み、二本柳に出て投宿之

趣、玉藥長持三棹不殘手人、一人も驛夫を不勞

一、二十八日 山田友右衛門石庭村後會陣に赴く

一、二十九日 福藩人數百人許止宿、足輕一隊卅人許、士一隊二十人許、洋銃無之、皆古流之銃、士分は皆槍也、其内洋銃五丁あり、隊長池田權左衛門○今朝崎田傳會え御使者出立

一、五月朔日 無別條

一、二日 今朝五時後仙臺隊長坂本大炊なり、白川に於而官軍に襲ひ討れ、砲傷數ヶ所、剩彈丸三箇體中に止り、半死半生之體、駕籠に乗る事能はず、細引を以體を駕に縛り付通行、右供方之話を聞に、仙人數二十九日白川着、一先落付候心地にて氣弛み候處、朔日朝六半前後官軍不意に押寄、本町四ツ辻にて發砲會人數其近邊稻荷山と申處に繰上げ打拂可申手配之處、右山にも官軍伏兵有之被逐立、向寺え引候得共其處にも伏兵有之、其處も被逐立、無據根田之方に引取と云、死傷會仙合而五百人許城も落たる趣、其後官軍塙之方に趣く、棚倉も多分落城たるべしと云○四ツ半頃大鐘彌兵衛早打にて注進には朔日朝六ツ半頃白坂之方より大砲打掛相向候に付、右を防留之爲人數繰出候得者、又櫻町之方より一勢襲來、此兵二手に分れ三方より攻立候に付、仙は狼狽會は力を盡し防禦、併互に死傷多く城も多分落候趣、藩士成田彌格其外藩士三人共會之隊長に掛合之事有之、白川逗留之處、死生不相分、段々承候得者會人數と一同引取候趣にて、死傷は有之間敷由、棚倉は多分落城と云、御家之人數鏡沼迄行掛候處、仙隊長より右變事申來、一刻も早く



線詰可申趣に付、奥野手小田川迄参り候處會に屬居候旗下之士吉田某一人参り、白川之體只今参り候ても無詮事に候、此上は御國境大切に付早く引上可然、我等も御同道可申上被申候に付、隊長え相達し、何れも相談之上笹川迄引上、御境面を固居候趣、九ツ時根崎町關門相固候番士之内仙士に承候へば、朔日七ツ半頃迄は白川城持こたへ候得者、多分落城には至申間敷趣、右官軍塙に向参候義承候得者、芦野邊は米穀拂底之場所にて米に指支艸を食居候趣、定而塙に参り候而米食に就なるべしと云、人數之多寡不分明○今日五番六番者頭青山伊右衛門、平島孫左衛門出張被仰付

一、三日仙人數死傷共追々歸着○晝後仙人數七小隊當地に止宿、隊長中島寅之助○白川敗將瀬上主膳歸着○仙人數之臆病成事言語に絶えたり、大野屋止宿之小隊長渡邊秀之助、人數着後四方を見廻し亭主に向而申候には、此旅店裏は山にて遁路なし、萬一官軍入込前後より火を放ば徒に焼死せんのみ、右様の節は早く遁路を教導すべしと云、晚方に至り番頭藤藏を呼び、官軍入込候哉、當地の様子能々承り糺し可申聞と云、藤藏予が方に來りて其事を告ぐ、予曰く仙之人數に答んに予が言を正直に申すべし、當城下に於ては右様の患毫も無之、今夜は枕を高くし帶を解て安眠すべし、併明晚よりは敵地なれば砲丸之振舞あらんを喫すべしと○白川之敗兵若宮口關門に來りて申には、只今官軍商人に身をやつし大壇より町裏を通るを髓に見留たり、早く之を捕ふべしとなり、關門出張の人々聞捨にもならず、穢多に命じて六町を探索せしめしに更に

左様の者なし、佐兵衛、柳橋、藤兵衛方にて之を聞に、米澤之蠶種商人横濱之者二人を同道、町裏より柳橋に出、藤兵衛方にて茶を飲み、篠澤市郎治え傳言して立去れりと云、是を疑ひて見誤りしと思はる○郡山木屋長兵衛來る、同人の話に、二日夜白川の敗兵郡山に投宿せしに、夜四ツ頃笹川之方に當り砲聲聞えしに驚き、無刀又は一刀身に付く物を不殘打棄、跣足又は女郎之木履等にて表に飛出し、二本松迄逃げ來れり、其内火砲四挺も其儘に打捨、夕方に至り宿繼にて送越たりとぞ○郡山遁送の兵と見えて、當所旅店に腰掛、忽ち睡りて正體なき者多し○登之節、木村屋に旅宿せし軍目付白川より敗走、立之儘一錢もなく、木村屋立寄候に付、酒を出候得者大悦にて色々敗走の話致候由、當人は川を越え腰までひたり候て漸く遁れ候趣之話なり、死傷之者員數承候得者、未取調、當地にて取調可申積之處、是も不出來、福島に参候上にて取調可申、大概二百前後と云○高越屋善五郎方に止宿之仙兵登之者二十八人あり、白川の敗兵一人尋参り、白川敗走の狀を語るに、右之人々環坐して恐怖心根に徹候様子、誰一人残念と云ふ者なし、是等にて考ふれば能々義と耻とを不知、眞に惰兵とは是等之者を云なるべし○是皆臆病より出るなり○供中高田菅田三ヶ所に仙人數少々宛終夜立番す、是も臆病之至歟○瀬上隊逗留是は福島出張の總裁より被追戻候趣、然軍器白川に打捨候に付、急に出立には不成と云○仙人數兎角用心

一、四日 去二日方より三春藩官軍を引込しと云風説あり、由て之を探索するに、朔日白川戰鬪の事を聞き一藩登城衆議を盡せしに、逆も官軍に敵對する事及ぶべからず、若し來らば城内に迎



て籠城するの外なしと云者あり、其内兩三人の云へるには、此度奥羽列藩盟約を結んで、薩長の暴逆を拂ひ、皇國の御爲天下を靜謐に歸せんとす、若し之に背て官軍に合體せば、忽ち列藩の攻伐を受くべし、今官軍來りて防ぐこと能はずんば、譬へ城を開くとも、永久秋田家の爲なるべしと、衆議之に一決して遂に白川に向て出兵せしと云

一、五日 無別條○仙收將兵今日も逗留

一、六日 石川大和手二小隊通行、晝後片倉小十郎手二小隊止宿、石川手は洋銃、片倉手は古銃、兵卒何れも野鄙にて悉く獵師之類と見えたり、投宿町裏の遁路を見置候例の臆病甚し○瀬上主膳今日も逗留

一、七日 敗兵逗留、夕方主膳初御使者大立目徳衛、會使者某、其他隊長大野屋に於出會○三春出兵之風聞

一、八日 無別條

一、九日 在銃手七十人、藩士五人、松澤固今朝出張○去る二日太田原城落去之旨今日鳥屋注進あり○尾州犬山江州彦根落城之風説あり、味方は麾下の士なりしと云○昨八日崎田翁會より歸る、越後いち峯にて官軍會兵と大戰、會兵大勝利之趣聞來る○新庄籠城之官軍秋田に脱走して船を奪ひ越後地に着岸上陸と云風説あり、思にいち峯の官軍は此輩歟○會兵三百人本宮に來り封境を固むと云○根崎町喜右衛門と云へる者江戸より上野州を経て歸郷せしに、黒羽通行

の節去朔日白川合戦之節官軍之手負五十人許あんに、乘り黒羽に至療養せしを見たりと云○此者之話に、上州妙義山近邊に小栗下總守之領分あり、小栗此所に潜居せしに、官軍之を聞押寄せしに、小栗悴を以て降伏之由を申入たりしに、小栗に面會の上談判に可及、迎之を縛り、在所に連行、小栗家内皆殺し盡し、有金九十五萬兩奪取しと云○米兵七百人勢至堂口より白川に向ふと云

一、十日 無別條○結城勢旗下之士上四人下三人大野屋止宿、其後眞行寺に移る

一、十一日 無別條

一、十二日 同斷

一、十三日 仙兵四百人許止宿、隊長大松澤再來○十四日の事瀬上手今日迄逗留之處、主膳は手廻り計にて福島行人數は半分程上筋え出立 十四日の事

一、十四日 仙兵二小隊並大砲隊通行、石川大和之兵と云

一、十五日 無別條

一、十六日 無別條○岩城九面固之爲仙三四百東海道通行之話有之

一、十七日 伊達將監手四五百人止宿

一、十八日 無別條

一、十九日 無別條、瀬上本宮に出立○三日より今日迄逗留



- 一、二十日 無別條
- 一、二十一日 瀬上本宮より歸陣
- 一、二十二日 瀬上逗留
- 一、二十三日 瀬之上主膳人數不殘立拂、但福島迄
- 一、二十四日 無別條、會より七斤半之大砲二挺、仙に進物之爲通行、人足二十八人
- 一、二十五日 仙人數四百人程止宿、隊長石川大和○大與出張
- 一、二十六日 大和人數逗留
- 一、二十七日
- 一、二十八日 奥田彌平山田次郎八新瀉行
- 一、二十九日 石田軍記……庄内行○仙一小隊泊り○公邊歩兵泊
- 一、晦日 無別條
- 一、六月朔日 小田井藏太參着○同人上野脱走、岩城通り矢吹に出、丹州え面會の積之處、丹州出張に付今日當地へ參着、本町谷に於て御用人面會密談、上野宮様も脱走、岩城より三春に掛り、三日本宮御一泊會津に御出之由、二日には者頭神田隊御領分境迄御出迎
- 一、二日 無別條○今日宮様本宮御泊り
- 一、三日 當夜樽井隊宮様會津迄御送として出起

- 一、四日 無別條
- 一、五日 樽井歸る、宮様猪苗代御着、御意等有之趣
- 一、六日、七日、八日、九日、十日、十一日 無別條
- 一、十二日 白川總攻互に死傷あり、別記に記す
- 一、十三日、十四日 無別條
- 一、十六日 岩城平瀉に官軍上陸
- 一、十七日 官軍、安藤、本多、内藤遊撃隊と於關田合戦、互に死傷あり、官軍は平瀉に引、岩城勢は關田を固む
- 一、十八日、十九日、二十日、二十一日、二十二日、二十三日 無異
- 一、二十四日 賊軍金山棚仙之勢を逐落し、直に棚倉を攻落し、釜子同斷、米金鹽噲奪取馬にて白川え運送、直に棚倉え攻伐落城、釜之子米錢土藏に有之候分封印致置候處、會兵忍入、右之様子見分、直様米七百俵、錢十八駄味方に奪取候と申事
- 一、二十五日 無別條
- 一、二十六日 棚倉藩之家内保原山之邊え脱走之者陸續止宿四五日も續く、大須賀川より小濱針道え掛り通行之者ありと云
- 一、二十六日、二十七日、二十八日 無別條



一、二十九日 朝河原田屯集之七番手被追立敗走、八番手其外關和久、滯陣之諸手不殘、矢吹須賀川え脱走之趣

一、七月朔日 賊軍岩法寺迄襲來、春藩防禦首級三個擧ると云專之風説、後に聞ば大相違、仙藩例之亂妨より事起り、土人に被追立、郡山迄脱走、其時相藩右騷動を聞馳付候へば、土人賊軍と誤り發砲死傷ありと云〇賊軍は石川に五十人程、淺川に卅人程ありりと云

一、二日、三日、四日 無異聞

一、去る朔日五番戦争、三日笹川迄引上、死傷四五人、戦之様不聞

一、五日

## 六、黒田傳太氏回顧の記抄録

予は八歳にして儒者堀長藏の門に入り論語より読み初めたり。十歳にして弓術を桑原六之丞に學び、十一歳にして大島丈之進に馬術を修業し、十二歳にして小野派一刀流を日夏孫兵衛の門に入り修業す。毎朝六つ時に書物に至り、歸宅して朝飯を喫し、直ちに馬術に至り、夫より弓術、劍術と及び當時山田脩氏の向側に學館と稱する文武を奨勵する所あり、手習所も其傍にありて、正午九つ時より八つ時まで習字し、此年限は三ヶ年間にして修了す。予は十一歳より十三歳まで出でたり。後年此館は類焼により烏有に歸し、其後建設せられず。

安政四年二月七日十五歳の時若殿様御小姓に召出され、三人扶持に切米金三兩を下置れたり。勤向きは日々朝四つ時より夕八つ時までなり。其他定御供なり。此年三月同公江戸御勤在年にて御發駕相成、予は御留守居に残りたり。四月上旬少將公御歸國にて夫れより同公へ近習す。安政五年(缺字)月若殿様御小姓に轉任す、六人扶持切米金七兩二分下置れたり。當時同公は江戸詰御留守中なれば如元少將公に奉仕す。

安政六年三月少將公江戸御上りの節在番の命を蒙り、同公の御供して出府す。予此時十六歳若年なるが爲め道中不寢番等は君命を以て免ぜられたり。江戸着の上直ちに若殿公に奉仕す。此年祐吉様初めての御出府にて、祖父は同公の御供して六七日後に御上り相成たり。御着府の際千住宿まで御使者として、少將公よりは岡山持、二階堂衛守、若殿公よりは予を御差遣相成、乗馬にて出張す。主命を濟したる上、江戸市中及び向島邊を岡山の先導にて見物す、實に愉快を感じたり。而して江戸御上屋敷廣小路と稱する場所に祖父へ御渡しの長屋あるに付祖父と同居す、衛守も同様同居して同人と予は二階住居なり。予は若年なれば、此在番中は一ヶ年間朋友丹羽春次郎(後ち味岡の養子となり貢と稱す)、吉田兵馬、村島正藏(後ち竹村の養子となり讓と稱す)等何れも同年にて隔意なく遊戯せり。在番中は馬術、劍術等を修業し、築地奥平公の屋敷なる劍術の師範家中西忠藏方へ時々相越し修業したり。

此年少將公御隠居御家督の御願濟みにて若殿公御滯府と相成、少將公は同年十月御歸國。祖



父も御供にて歸國したるも伯父なる横江喜右衛門御用人にて在番の命を蒙り出府、祖父の住居跡へ住居したるを以て予は伯父と同居せり。衛守は祖父と同じく歸國したり。此御隠居御家督の御喜びとして兩御次の者共へ金百疋づゝ御目錄被下置たるに付、有名なる築地の料理店醉月樓へ兩御次非番の者一同集會して祝杯を上げたり。藝妓も七八名來り、料理も見事に澤山出でたり。如斯宴會にて其會費は僅々一人前百疋が幾分か減じたり。今より考ふれば其安價なること實に驚くの外なし。(百疋は一分にて相場は十六錢八厘なり)

此年亞米利加人横濱へ上陸して江戸へ來る、將軍に謁する爲なりと云ふ。予等初めて外國人を見るを以て兩三輩申合せ虎の門外にて見物す。視るもの山をなす。外人等劔付鐵砲と稱するものを肩にし行列正しく二列にて歩行す。

文久二年四月君公御歸國の幕命を蒙らせられ御下り相成、予も御供にて歸國す、道中七日掛りなり。此年御紙役御書物役兼勤を拜命す。其後追々轉任又は家督等にて御近習を去りたるもの多く、其年十二月御規式頭取を命ぜらる。予と木本榮(後ち安達郡長等になりたる人)此年日夏先生より假名字目錄の免許を受く、予と白岩麟十郎青山辰之介等六名程なり。願の上四日間の御暇を頂戴し別火して稽古所へ詰切り自炊したり。其結果君公より奇特の事なりとて、まぢ高袴一具を拜領す。

文久三年再三江戸在番の命を蒙り御供にて出府す、前同様袋町にて相當は青山次郎太夫、大澤

要藏、丹羽進、予と四名なり。此年公邊御改革にて、松平春嶽公總裁職にて諸藩の參勤交代を寛められたるにより、同年八月御歸國相成たり。予は御道中御簾番の命を蒙り御供にて歸國す。

元治元年諸外國との葛藤を生じ急御出府の命を蒙らせられたるに付御供にて出府す。是より先き兩君公の奥様御歸國相成、上御屋敷御殿は空房多きが故御近習一同元の御内所座敷へ住居す。凡三四ヶ月にて事平穩に屬したるを以て御歸國相成、御人數何れも歸國せり。

同年京都御警衛の命を蒙らせられたるにつき、九月二本松御發駕、一時江戸御屋敷へ御滞在、木曾路より御上京、十一月十二の三ヶ月間御奉務被遊たり。予も御供にて上京せり。北野天満宮近傍の立本寺へ御滞在。翌年正月元日任滿ちて御暇賜り御出發御歸國、東海道二十日掛りにて二本松御着。予が京都にて購求したる大扇子等を御慰みにとて祖父より老公へ獻じたる處、小刀付御巾着を御内々拜領したり。

御上りの節は有名なる木曾路を経たる爲め、御旅宿の如き多くは手狭にて其他とも御不自由勝なりしも、御下りの節は東海道なれば、萬事調法にて、魚類の如きは何つ方にもありて不自由なし。

此御警衛中徳川慶喜公將軍宣下にて御上京、諸侯も御供にて上京せり。各藩主皆宣下の日御參内に供奉せり。予等も途中の御行列を拜見せり。其立派なること言語に絶えたり。我君公も供奉遊ばされたり。京都所司代なる稻葉公眞先にて諸藩主次第に供奉せり、其數凡そ十八九



藩と覺えたり。慶應元年も亦京都御警衛の命を蒙らせられたり、前の如く十、十一、十二の三ヶ月間なり。此度は祖父も御供の命を蒙り予と共に御供せり。京都寺町通妙満寺に御滞在被遊たり。任滿ちて正月上旬京都御出發御歸國、御道中舞坂邊なりしか上田藏主早駕籠にて二本松表より上られたるに逢ふ、少將公御大患の趣に有之、依て祖父は其驛より至急歸國御容體可奉伺御内命を蒙り、君公の御供を離れ先きに歸國せられたり。

近來世の中物騒がしきことのみ多く、諸藩の浪士京都及び江戸に屯集し、各藩に於ても勤王黨と佐幕黨と兩派に分れ、暗殺は行はれ、入獄せらるゝもの絶えず。長州征代の台命もあり。或は足利將軍三代までの木像の首を斬り京都三條河原へ梟す等其重なるものにて、其他枚擧するに遑あらず。誠に亂世の有様なりと云ふも敢て不實にあらざるなり。予等外出するにも始終進退に注意を加へ用心堅固に歩行せざれば危険も圖るべからざる等、今より回顧すれば實に思ひ半ばに過ぐるものあり。

此御警衛中、十一月二十三日新嘗祭の祭典に付、予と大谷武治、大澤要藏、鱸治部彌の四名君公の命にて、當時御所に出勤する官人等へ御依頼相成、予と武治は秦主殿頭の御供にて朝五つ時御所へ詰めたり。南門前敷石の上へ官人等用意の毛氈類を敷き、重詰吸筒等を開き、朝より飲食しながら花見にでも出でたる有様なり。此祭典には、頭髮へ美男蔓と云ふ草を巻きつけさへすれば何方を往來しても咎むるものなし。予と大澤と蔓を髮に巻付け、紫宸殿の階より昇殿し、同殿を

詳細拜觀せり。此殿の中央に御戸張と稱ふる三尺程小高き凡五尺四方位の天子の御坐遊ばさるゝものあり。それより清涼殿を拜觀する積にて御廊下傳ひに七八間往きたりしに、一人の官人に出逢ひたり。官人曰く御前方の來る所にあらずと、咎められたるにより元の所へ立戻りたり。此御廊下へ幅四尺位の錦を敷き詰めあり。夜九つ時頃、孝明天皇紫宸殿へ出御、夫れより御鳳輦に召させられ、輿丁之を昇き、緋の袴を着けたる官女數十人御簾の左右に従ひ、徐々と神樂殿に入らせられ御簾より下御遊ばさる。此時關白殿下御前に進み御沓を脱がせ申上げたり。御簾中より三種の神器を侍從にて取出し官女に渡す。夫れより種々の御供へ物を白木の三方又は八寸の如きへ盛り、官女之を持運びたり。右の場所より凡十間程を隔て、予は拜觀したるに付何御品なりしか判明せず。此間同殿の傍らにて伶人樂を奏し、而して此御殿より御所へ假御廊下を設けられたる所より主上は密かに還御ありしが、表面は此御殿に御滯坐まします如くなり。明け八つ時に再び御殿より鳳輦に召させられ、紫宸殿月華門より還御遊ばされたり。是にて式全く了りたるに付、又候官人の供をなし、同人の家敷へ來りたる時は夜明け過ぎにて、夫れより妙満寺へ立戻りたるは朝五つ時過なり。直ちに君公へ右御式の有様を精細具申したり。此御祭典は誠に立派なるものにて、總て古風を存したるものと拜觀せり。予幸に君命を蒙りかゝる御祭典を拜觀せしは誠に名譽のことゝ存じ奉りぬ。

慶應元年曾祖父垂井翁初め黒田淡齋と號す年九十にして七月四日病死せられたり。曾祖父



は藩中の博學にて、廣く諸藩の名士と交際し、就中渡邊華山等と懇意にして、同氏に依頼し牡丹に蝶の絹地一幅ありしが、戊辰の兵火に烏有に歸したるは惜しきことなり。曾祖父九十歳の時二人扶持を増し賜はり、郭内駕籠御免の御沙汰を蒙り、紅裏の御召物を君公より拜戴せり、有り難きことなりき。

慶應二年七月三日少將公御他界被遊、藩士一同悲歎に沈めり。殊更に予が家は同公より非常の御恩を蒙り、殊に祖父は十八歳の時より同公に奉仕し、六十有餘に至るまで一回だも君側を離れしことなく、至遇を蒙ること身に餘る、君恩何を以て之に報ぜん。祖父の歎きは又特別なりしも、死生有命已むを得ざる次第なれば、泣く泣く御葬送を申上げたり。此年祖父は退隱して温齋と號す。曩に退隱を願ひ出でたるも御抑留相成、加ふるに五十年勤勞の簾を以て郭内駕籠御免、駕籠扶持六人扶助を賜はり、特殊の御沙汰を蒙りたり。予此時二十四歳にして家督相續、家祿三百五十石を賜はれり。

慶應三年君公御出府の際は予御留守居を蒙り、翌四年二月俄然君公御歸國被遊たり、之れは幕府政事を奉還したるの結果世の中物騒にして、京都伏見に於て前將軍慶喜公大阪より上京の際、薩長土の各藩と會津、桑名の各藩慶喜公の先鋒として戦端を開き、正に勝敗ありしも、慶喜公は終に大阪より乗船し東歸したるの結果なり。君公は御養子として御縁家なる一柳播摩守殿の御次男を御貫ひ受け、名を五郎と御改の上、御同行御歸國相成たり。

慶應四年三月予大目付役を拜命す。予君公御近習役奉仕以來殆ど十二年間勤仕せしに、君側を離れ奉りしは御名殘惜しく存じたり。曩きに隱居家督の節家名なれば通稱族を改め傳太夫と改名の義出願したるに、君公は餘り長き名なりとて、夫の一字を去り傳太とすべしとの命にて、當今に至るも其儘通稱とせり。予若年より君側に奉仕し、拜領の衣類物品等數多にして誠に難有ことゞもなり。

同年王政復古に際し奥羽同盟成り、同役丹羽舍人白川口出張の處戦死したるを以て、代りとして予同地に出張せり。白川西口追原方面に大谷鳴海隊の監察として即ち軍目付なり。七月一日に戦争せしも勝敗面白からず、終に同地を引拂ふべき命により、安積郡成田村に滞陣せり。其後小原田村へ轉陣したる内、七月二十六日三春藩降伏の模様なるに付、予は郡山宿に出張したる際に、仙臺藩鹽森主税と云隊長の面接を申來るにより、同宿にて同人と對話し、事情を聞き取り、迅速小原田へ歸陣し、隊長大谷鳴海と相談の上、同夜一隊不殘本宮宿へ引上げたり。須賀川止宿の丹羽丹波方へは肝煎松井政之進を以て右の報告をなしたり。以下本宮より以降戦争の有様を左に記す。

明治元年戊辰七月二十七日午前二時頃鳴海隊一同本宮宿へ繰込みたり。北町本陣鳴原與惣右衛門方に一時休息をなす。深更なるを以て一同暫時軍服のまゝ横になりまどろみたりしが、拂曉川向なる高木村へ敵來襲したるものと見え、農家二戸へ放火し、火煙天を焦し、炮聲も聞ゆる。



に付、一同驚き、直ちに草鞋を穿ち、速かに渡船して敵を掃攘せんことを謀り、隊長始め一同向ふ河岸へ上陸して搜索を遂げたるに、敵影を見ず。已むなく近傍を巡邏して本宮宿へ歸陣し、朝飯を喫し、而して同宿より上方道筋なる吹上ヶ坂邊まで相越す。之れは敵川向ふなる東禪寺へ屯集せりとの報告につき、同寺を砲撃するの目的を以て大砲を引きたり、然るに二本松口へ敵押寄せたりとの突然の風説に接したるを以て、予は同所より、乗馬し、事實を確めんが爲め二本松指して來たりし處、大壇南坂下り口にて山田友右衛門に出會し、二本松の模様を聞き取りたるに、さしたることなく平穩なりとの確答につき、同氏と馬を並べ本宮へ立歸り、既に宿の入口まで來りし際、砲聲の聞えたるを以て、急ぎ馬に鞭ち本宮宿中の橋まで來りしも、砲聲も止み、敵影も認めず。仍て隊長鳴海が南町大内屋大内利吉宅也に隊下一同と屯集し居るを以て、是へ至り二本松表の事情を報告し、而して過刻の砲聲は何故なりや聞當りたる所、正しく敵川向へ來り當宿へ發砲したる旨にて、一同川を渡り敵を掃攘すべしとの協議最中なり、予は無謀に渡舟するは得策にあらず實地搜索の上渡舟すべきことを主張したるを以て、鳴海方若黨清野正親、小野口兵吾等兩三名にて川を涉り、詳細探偵を遂げ、差支なしとの報告を聞き然る後渡舟すべき筈なりしも、はやり男の勇士等は、此報を待たずして直ちに渡舟場に至り、既に乗船したる實況なれば、此際に至り我後れじと何れも河を渡り、上陸して高木村へ向ひ凡一二丁も往きたりと思ふ頃、一小隊程の人數三春街道より本道を進み來り、尙續々跡より多數の來るを認めたるを以て、予が前を往たる伊東仙左衛

門の腰にさしたる振り旗を取りて一振すれば、豈圖らんや味方と思ひしは即ち敵にて、直ちに彼より連發し、味方は隊伍も整はず、未だ舟中のももあり、且つ敵に比較せば僅少の人數にて、到底勝算なく、地理に於ても不利益なるを以て、一と先づ隈川の岸につきて南上し、東禪寺の前邊まで到りしも、川手前へ渡るべき舟場は三春領鬼生田村にあるの外他に之なし。然るに同地は三春藩の人數出張嚴守することにて、進退之れ谷まる。茲に於て隊中より水練の達者を撰拔せしに、隊長家僕清野正親、藩士松井勘治等三名進みて川を越さんことを希望するに付、隊長之を許可す。彼等裸體にて刀を背にし、恙なく西岸へ達し、仁井田村へ至り、間もなく漁舟一艘を漁夫に背負せ來り、此舟にて三名づゝ乗舟し、數十回に一同無事西岸に渡るを得たり。而して仁井田村里正遠藤源七郎方へ至り、一應息を休め、夕飯を喫したり。此所にて八番組丹羽右近隊が予等の仁井田村着少し以前本宮へ繰込みたることを聞く。食中又報あり曰く本宮に於て右近隊は敗戦し青田村、玉の井村方面へ散亂せりと。此報と同時に青田村里正佐藤東十郎悴直藏なるもの蓑笠の出立ちにて源七郎方へ來り告げて曰く、只今官軍五六名我村に來り尙ほ追々繰込むべき模様なれば、とても玉の井通りにて二本松へ御戻りはむつかしかるべし、寧ろ遠路にても、苗代田より名倉山の裏手を通り正法寺村邊へ御出向きの方安全なり、御道しるべすべしと申聞けるに、より、彼が言の當然なるを以て、一同急ぎ同所を出發し、苗代田村指して退却せり。時刻は薄暮過にて人影も辨へず、漸くにして夜四つ時頃苗代田に着す。然るに同村里正伊藤長左衛門方へは